

# 第7期鎌倉市障害福祉サービス計画

## 第3期鎌倉市障害児福祉計画

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

令和6年(2024年)3月

鎌 倉 市

## はじめに



令和3年（2021年）3月に策定した「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画（「第2期鎌倉市障害児福祉計画」を含む。）」の計画期間が満了することから、今回、「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（「第3期鎌倉市障害児福祉計画」を含む。）」を策定しました。

「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画」の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の流行、ロシアのウクライナ侵攻や円安による原油価格・物価高騰、令和6年能登半島地震の発生などによる災害に対する危機意識の高まりなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼす社会環境の変化がありました。

障害福祉分野においては、福祉業界の人材不足や地域住民が抱える課題の複雑化・複合化、医療的ケアや強度行動障害など高い専門性が求められる対応の増加、障害者の緊急時の対応、障害特性に応じた多様な就労支援などの課題に対し、時代や社会の変化に合わせた様々な支援やサービスの提供が求められています。

本市においては、平成31年（2019年）4月から「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を施行し、多様性を認め、お互いを尊重し、自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を進めており、その中で、令和3年（2021年）7月には「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」を施行し、多様な手段により情報提供を行うよう努めているところです。

これらを踏まえ、このたび「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画」を策定いたしました。策定に当たりましては、地域の実情や課題を把握するための調査や障害福祉に携わる市内事業者へのヒアリング等を実施し、多くのご意見をいただきました。ご尽力くださいました鎌倉市障害者福祉計画推進委員会の皆様をはじめ、鎌倉市障害者支援協議会のほか、関係団体や市民の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

これからも、一步一步着実に鎌倉市の障害福祉行政を進めてまいります。

令和6年（2024年）3月

鎌倉市長 松尾 崇



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画改定の趣旨.....	1
(1) 国の動向.....	1
(2) 神奈川県動向.....	1
(3) 市の動向.....	2
(4) 鎌倉市障害者福祉計画について.....	2
2 計画の位置付け.....	5
3 計画期間.....	7
(1) 鎌倉市障害者基本計画.....	7
(2) 鎌倉市障害福祉サービス計画・鎌倉市障害児福祉計画.....	7
<b>第2章 成果目標</b> .....	8
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	8
(1) 福祉施設から地域生活への移行者数.....	8
(2) 施設入所者数の削減.....	9
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	10
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場.....	10
(2) 精神障害者の障害福祉サービス等の利用量.....	11
3 地域生活支援の充実.....	12
(1) 地域生活支援拠点の整備.....	12
(2) 強度行動障害者支援（新規）.....	14
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	16
(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数.....	16
(2) 就労移行支援事業所における一般就労移行率（新規）.....	17
(3) 就労定着支援の利用者数.....	17
(4) 就労定着支援事業所における就労定着率.....	18
5 障害児支援の提供体制の整備等.....	19
(1) 児童発達支援センターの設置.....	19
(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進.....	20
(3) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保.....	21
(4) 医療的ケア児等支援のための協議の場及びコーディネーターの配置（一部新規）.....	22
6 相談支援体制の充実・強化等.....	23
(1) 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる地域の相談支援	

体制の強化	23
(2) 個別事例を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組(障害者支援協議会)(新規)	25
<b>7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築</b>	<b>26</b>
(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	26
(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用	26
<b>第3章 障害福祉サービス等の見込量</b>	<b>27</b>
1 障害福祉サービス等の見込量算出方法	27
2 障害福祉サービス等の見込量	28
(1) 訪問系サービス	28
(2) 日中活動系サービス	29
(3) 居住系サービス	31
(4) 相談支援サービス	32
3 障害児通所支援等の見込量	33
(1) 障害児通所支援サービス	33
(2) 障害児相談支援サービス	34
(3) 家族支援体制整備	34
4 地域生活支援事業の見込量	35
(1) 必須事業	35
(2) その他実施する事業(市任意事業)	41
<b>第4章 計画の進捗管理</b>	<b>43</b>
1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会	43
2 PDCAサイクル	43
3 鎌倉市障害者支援協議会	44
<b>資料編</b>	<b>45</b>
1 計画策定の経過	45
2 障害者施策に関する主な法制度等の動向	46
3 福祉に関する実態調査結果	48
I 調査の概要	48
(1) 調査の目的	48
(2) 調査対象	48
(3) 調査期間	48
(4) 調査方法	48

(5) 回収状況.....	48
(6) 調査結果の表示方法.....	48
II 調査結果.....	49
(1) 回答者の属性.....	49
(2) 障害の状況について.....	50
(3) 介助者について.....	54
(4) 医療について.....	60
(5) 住まいや暮らしについて.....	62
(6) 日中活動や就労について.....	64
(7) 外出について.....	68
(8) 障害福祉サービスについて.....	69
(9) 相談について.....	73
(10) 権利擁護について.....	77
(11) 災害時について.....	79
<b>4 障害福祉サービス提供実態調査結果(概要版)</b> .....	<b>81</b>
I 調査の概要.....	81
(1) 調査の目的.....	81
(2) 調査対象.....	81
(3) 調査期間.....	81
(4) 調査方法.....	81
(5) 回収状況.....	81
(6) 調査結果の表示方法.....	81
II 調査結果.....	82
(1) 事業所の運営状況について.....	82
(2) 事業展開について.....	86
(3) 利用者について.....	89
(4) 鎌倉市の障害福祉について.....	90
<b>5 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例</b> .....	<b>91</b>
<b>6 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則</b> .....	<b>92</b>
<b>7 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿</b> .....	<b>93</b>
<b>8 鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱</b> .....	<b>94</b>
<b>9 用語解説</b> .....	<b>95</b>

# 第1章 計画の概要

## 1 計画改定の趣旨

### (1) 国の動向

国では、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を、令和3年(2021年)4月に「地域共生社会の現実のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を施行する等、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる地域社会における共生の実現を目指しています。

障害福祉サービスの拡充等に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年(2013年)4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)」が施行されています。平成30年(2018年)4月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の更なる拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、令和5年(2023年)3月に策定した「第5次障害者基本計画」について、策定に当たっては、令和4年(2022年)5月に施行された、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する施策を総合的に推進することを目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえています。

### (2) 神奈川県動向

神奈川県では、平成28年(2016年)7月26日に県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生したことを受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し、平成28年(2016年)10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。そして、当事者目線の障害福祉の推進を図り、誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現を目的とした「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を令和5年(2023年)4月に施行しました。

神奈川県は、この「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針として、平成31年(2019年)3月に「かながわ障がい者計画(平成31年度～令和5年度)」を、当事者目線の支援の実践により「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針として、令和4年(2022年)3月に「神奈川県障がい福祉計画(第6期 令和3年度～令和5年度)」をそれぞれ策定し、障害者施策を推進しています。また、令和6年度(2024年度)からはこの二つの計画を一本化し「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」を策定しています。

### (3) 市の動向

本市が目指す「共生社会」は、多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会です。日本国憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまり、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。

本市では、この「共生社会」の方向性を明文化するため、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年(2019年)4月1日から施行しました。条例では、個性や多様性の尊重、支え合い、社会参画の拡充を基本理念として、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、共生社会の実現のために取り組むことを規定しています。また、市の基本的な施策として、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化することを規定しており、令和3年(2021年)7月に「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」を施行し、市は視覚障害者及び聴覚障害者等が利用しやすい多様な手段による情報発信に努めるものとしています。

国が、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和2年(2020年)6月に「社会福祉法」を改正し、令和3年(2021年)4月に「重層的支援体制整備事業」を創設したことを受け、本市でも、令和4年(2022年)4月から重層的支援体制整備事業を開始しました。重層的支援体制整備事業は、これまでの福祉制度・政策と、生活を送る中で直面する困難・生きづらさにより生じる様々な支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景として、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

「第4期鎌倉市障害者基本計画」及び「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)」については、これらの基本理念を踏まえ、策定します。

### (4) 鎌倉市障害者福祉計画について

本市では、平成30年(2018年)3月に「第3期鎌倉市障害者基本計画」を、令和3年(2021年)3月に「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(第2期障害児福祉計画)」をそれぞれ策定し、障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまちを目指して様々な取組を行ってきました。

「第3期鎌倉市障害者基本計画」及び「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(第2期障害児福祉計画)」の計画期間が令和5年度(2023年度)をもって終了することから、本市の障害者施策を計画的に推進するため、新たに令和6年度(2024年度)を初年度とした「第4期鎌倉市障害者基本計画」及び「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)」を策定します。



(5) SDGsの取組



ア 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念とする「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」は、先進国を含む全世界共通の目標として、平成28年(2016年)～令和12年(2030年)までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、持続可能な開発目標 (SDGs)と呼ばれています。








					
	<b>目標1【貧困】</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		<b>目標7【エネルギー】</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		<b>目標13【気候変動】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<b>目標2【飢餓】</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		<b>目標8【経済成長と雇用】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		<b>目標14【海洋資源】</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>目標3【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		<b>目標15【陸上資源】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<b>目標4【教育】</b> すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		<b>目標10【不平等】</b> 国内及び各国間での不平等を是正する		<b>目標16【平和】</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>目標5【ジェンダー】</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う		<b>目標11【持続可能な都市】</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間住居を実現する		<b>目標17【実施手段】</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

出典：外務省ホームページ「持続可能な開発のための2030アジェンダ」より

## イ 本計画とSDGs

本市では、国（内閣府地方創生推進事務局）において、市が提案した『持続可能な都市経営「SDGs未来都市かまくら」の創造』が、「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されたことから、本計画の上位計画である第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画において、達成に向けて令和7年度（2025年度）までに取組む方向性とその実現に向けた取組を示しています。本計画においても、SDGsの視点について配慮しながら策定します。

### ◆SDGsの目標達成に向けた取組の方向性

SDGsのゴール	市としての取組の方向性
      	<p>障害のある人もない人もだれもが心身ともに健康で健やかに暮らすことができるよう、障害福祉サービス等の充実と質の向上を図ります。また、就労支援や教育などの様々な分野において、関係機関が互いに連携し、課題やニーズを相談・解決する仕組みづくりを進めます。</p>

## 2 計画の位置付け

「鎌倉市障害者福祉計画」は「鎌倉市障害者基本計画」、「鎌倉市障害福祉サービス計画」及び「鎌倉市障害児福祉計画」で構成しています。

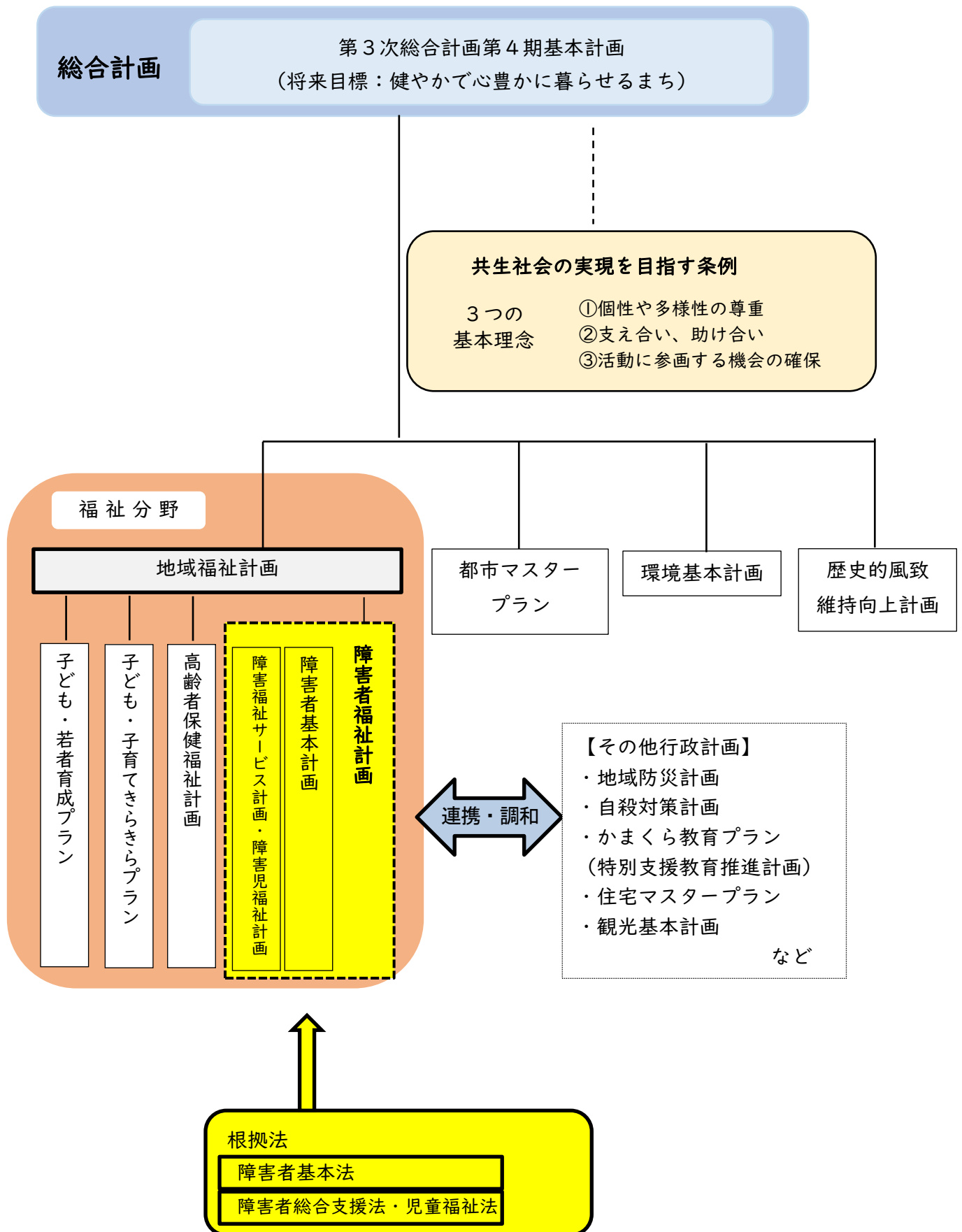
「鎌倉市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定している「障害者基本計画」及び神奈川県「当事者目線の障害福祉推進条例に基づく計画」を基本とし、鎌倉市における障害者のための施策に関する基本的な計画となります。福祉だけでなく、保健医療、教育、就労雇用など、広い分野にわたって鎌倉市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画に位置付けています。また、本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画である「鎌倉市地域福祉計画」の分野別計画として位置付けています。

「鎌倉市障害福祉サービス計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画です。国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保と障害者総合支援法で定める業務の円滑な実施に関する計画となります。「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービスの給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しているものです。

なお、児童福祉法の改正により、平成30年度（2018年度）から障害児福祉計画を定めることとなりました。障害者総合支援法の障害福祉計画と一体的に策定することができるため、「鎌倉市障害児福祉計画」は「鎌倉市障害サービス計画」と一体的に策定をしています。

「鎌倉市障害者福祉計画」は、「第3次鎌倉市総合計画」の部門別計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市健康づくり計画」「鎌倉市住宅マスタープラン」「鎌倉市特別支援教育推進計画」など、関連する他の行政計画とも連携しながら、また、本市で策定している、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」や「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」などの関連条例についても、考慮しながら、施策の推進を図っていきます。

計画の位置付け図



### 3 計画期間

(1) 鎌倉市障害者基本計画

現行の「第3期鎌倉市障害者基本計画」は平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの6年間を計画期間としており、新たに策定する「第4期鎌倉市障害者基本計画」は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間とします。

(2) 鎌倉市障害福祉サービス計画・鎌倉市障害児福祉計画

現行の「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(第2期障害児福祉計画)」は令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間としており、新たに策定する「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期鎌倉市障害児福祉計画)」は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までを計画期間とします。

各計画について、国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合には、計画期間中でも見直しを行うこととします。

	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
鎌倉市 障害者基本計画	第4期					
鎌倉市 障害福祉サービス計画	第7期					
鎌倉市 障害児福祉計画	第3期					

## 第2章 成果目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が示した基本指針に即して、必要な障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保に向けた本市の成果目標や今後の考え方を示します。各項目で「基」と記載している内容は、第4期鎌倉市障害者基本計画第4章の関連箇所を示しています。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

「基」 2-(2)・6-(2)

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち自立訓練等を利用し、地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する人の目標値を設定します。

また、地域移行を進める際には、施設入所者本人の意向について、適切に意思決定支援を行いつつ確認します。加えて、地域生活支援拠点の整備を通じて、地域における体験の機会・場の提供を目指します。

#### (1) 福祉施設から地域生活への移行者数

国指針	令和8年度（2026年度）末時点で、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
目標等の考え方	令和4年度（2022年度）末の入所者数（ <u>102人</u> ）のうち、6%（ <u>6.12人</u> ）を超える人数（ <u>7人</u> ）を目標値として設定します。 成果目標達成のため、地域生活支援拠点整備事業における機能のうち、特に「体験の機会・場の提供」、「専門的人材の確保・育成」及び「地域の体制づくり」の3機能の整備をすすめ、地域生活への移行を目指します。また、地域移行先として期待されるグループホームの整備を進めていきます。

目標値	7人
-----	----

目標値（年度毎）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
	2人	2人	3人

#### 実績等

計画期間	第6期（第2期）		
	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
目標	7人		
実績	0人	1人	—

(2) 施設入所者数の削減

国指針	令和8年度(2028年度)末時点で令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
目標等の考え方	地域移行等により、一定の施設退所者は見込まれますが、施設入所支援利用のニーズは常に一定程度あり、目標値を設定することは困難かつ実態に沿わないと考え、 <u>目標値は設定しません</u> 。年度末時点での施設入所者数及び年度毎の新規入所者数の把握は引き続き行います。

実績等

期数(計画期間)	第6期(第2期)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設入所者数	102人	102人	—
新規入所者数	7人	6人	—



## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基 6-(1)・6-(2)

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことです。

計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していきます。

### (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

国指針	<p>ア 協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定</p> <p>イ 協議の場における分野別の参加者数の見込みを設定</p> <p>ウ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数見込みを設定</p>
目標等の考え方	<p>鎌倉市障害者支援協議会の<u>精神保健福祉部会を協議の場に位置付け</u>、目標を設定します。</p> <p>ア 精神保健福祉部会の開催回数は年3回を予定しているため、<u>年3回</u>と設定します。</p> <p>イ 現時点での精神保健福祉部会の構成員を基に、設定します。</p> <p>ウ 精神保健福祉部会の委員の任期は2年間であり、令和6年度が新委員の任期の初年度となります。回数見込みの設定は困難であるため、実施予定のみ設定します。</p>

目標等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ア 開催回数	3回	3回	3回
イ 参加者数	9名	9名	9名
ウ-1 目標の設定	第1回部会開催時に <u>2か年にわたる目標を設定</u> し、随時設定した目標の見直しを行う。	随時設定した目標の見直しを行う。	第1回部会開催時に <u>2か年にわたる目標を設定</u> し、随時設定した目標の見直しを行う。
ウ-2 評価の実施	随時目標に対する達成状況を確認する。	第3回部会開催時に <u>設定した目標に対する振り返り、評価</u> を行う。	随時目標に対する達成状況を確認する。



実績等

期数(計画期間)	第5期(第1期)			第6期(第2期)		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
目標	令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。			協議の場を設置し、その運用状況について検証しながら精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。		
協議内容	鎌倉市障害者支援協議会に精神保健福祉部会を設置、精神障害者に関する地域課題を抽出・協議を実施した。		精神保健福祉部会における協議をふまえ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」検討部会を設置し、協議をすすめた。	鎌倉市障害者支援協議会に精神保健福祉部会を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念も念頭に地域の人的資源の活用や支援者支援、分野横断的な連携等について具体的な検討を実施した。		
開催回数	4回	4回	2回	3回	3回	3回

(2) 精神障害者の障害福祉サービス等の利用量

第3章障害福祉サービス等の見込量に記載します。

### 3 地域生活支援の充実

基 6-(1)・6-(2)・6-(3)

障害者等が地域で安心して暮らしていくために、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」の5つの機能を有する地域生活支援拠点の整備を進めていきます。整備に当たっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う、「面的整備型」の手法により整備します。また、強度行動障害を有する障害者等の支援体制の充実を図るため、ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備を目指します。

#### (1) 地域生活支援拠点の整備

国指針	<p>ア 地域生活支援拠点の設置箇所数の見込みを設定</p> <p>イ 地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数の見込みを設定</p> <p>ウ 地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、見込みを設定</p>
目標等の考え方	<p>地域生活支援拠点が有する各機能の整備方針を示したうえで、見込みを設定します。</p> <p>ア 面的整備型の手法による地域生活支援拠点整備に向けて、有する機能ごとの事業所登録制を実施します。登録制の運用が開始されておらず、見込み数の設定が困難であるため、本計画期間においては<u>見込み数を設定せず、次期計画での設定</u>を目指します。</p> <p>イ 障害者等の緊急時における調整等を担う<u>地域生活支援拠点コーディネーター</u>を配置することを目指し、<u>事業の運営状況を踏まえ必要な人数を精査</u>していきます。</p> <p>ウ 地域生活支援拠点運営委員会を令和6年度から設置・運用開始します。鎌倉市障害者支援協議会と協調・連携しながら運用していくことから、<u>鎌倉市障害者支援協議会と同程度の開催頻度</u>を見込みます。</p>

整備方針	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
共通する事項	地域生活支援拠点等運営委員会を設置し、拠点等の整備状況及び運営状況について、検証及び検討を行う。		
① 相談	・コーディネーター業務委託		
② 緊急時の受入れ・対応	・居室確保(委託) ・緊急時支援に関する報酬の創設		
③ 体験の機会・場	①及び②の支援対象者の事例を用いて、令和7年度以降の事業実施内容を検討する。	・体制整備	
④ 専門的人材の確保・育成 ⑤ 地域の体制づくり	・既存の地域における取組を拠点等の取組に位置付けることについて、検討・調整。 ・上記3事業の実施状況を踏まえて、地域に必要な人材を含めた社会資源の整備を進めていく。		・体制整備

目標等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ア 設置箇所数	次期計画において見込量を設定するために、年度毎に事業毎の設置箇所数を把握する。		
イ コーディネーターの配置人数	事業の運営状況を踏まえて必要な人数を確保する。		
ウ 検証及び検討の実施回数	年3回実施	年3回実施	年3回実施

実績等

期数(計画期間)	第5期(第1期)			第6期(第2期)		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
目標	令和2年度(2020年度)末までに、地域生活支援のための拠点等を1つ整備する。			令和5年度(2023年度)末までに、地域生活支援のための拠点等を1つ整備し、運用状況の検証及び検討を行う。		
実績	検討状況	鎌倉市障害者支援協議会や、圏域ネットワーク会議等において意見交換・事例検討を通じて整備に向けた課題整理を実施した。		鎌倉市障害者支援協議会に地域生活支援拠点検討部会を設置し、整備に向けた具体的な検討を実施した。 緊急時の受入れ・対応について、障害者緊急一時保護事業の対象を拡大することで、一部整備した。		「鎌倉市地域生活支援拠点整備指針」を策定。 拠点整備に向けた具体的な検討を鎌倉市障害者支援協議会等で実施した。
	整備状況	未整備		一部整備 (緊急時の受入れ・対応)		一部整備 (緊急時の受入れ・対応)

(2) 強度行動障害者支援（新規）

国指針	令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する
目標等の考え方	<p>令和4年度(2022年度)に実施した、福祉に関する実態調査において強度行動障害に関する設問を追加し、実態把握に努めています。</p> <p>今後、障害支援区分認定時の行動関連項目点数を判断基準とし、市が援護する障害者等のうち、強度行動障害を有する者の人数を把握します。</p> <p>上述の方法で把握した、状況や支援ニーズ及び課題等について、地域の関係者で協議する場を設けます。</p>

目標等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支援ニーズ等の把握	各年度4月1日時点の支給決定対象者（障害支援区分認定対象者）のうち、強度行動障害を有する障害者等の人数を把握する。		
支援体制の整備	支援体制整備に向けた協議を実施(仮)	支援体制整備	支援体制整備

参考として、以下に令和4年度に実施した「福祉に関する実態調査」及び「鎌倉市障害福祉サービス提供実態調査」（以下「実態調査等」という。）調査結果を掲載します。

（18歳以上調査）

・「あなたは強度行動障害と思われる行動がありますか。」という設問に対して、「ある」が6.4%、「ない」が76.5%となっており（n=879）、「ある」と回答したものに対して、困りごと及び困り感についての問う設問では以下の表のような結果となった。

n=56

	弱い ← 困り感 → 強い							ない
	0点	1点	2点	3点	4点	5点		
困っていること								
ひどい自傷	8	9	6	10	7	3	9	
強い他傷	15	4	7	3	2	2	19	
激しいこだわり	2	5	11	6	15	9	3	
激しい物壊し	13	7	7	8	2	6	10	
睡眠の大きな乱れ	6	7	9	5	11	8	6	
食事関係の強い障害	12	5	4	3	5	8	16	
排泄関係の強い障害	12	12	1	4	3	2	18	
著しい多動	14	5	4	9	1	4	13	
著しい騒がしさ	10	9	2	10	4	4	14	

(18歳未満調査)

・「対象児は強度行動障害と思われる行動がありますか。」という設問に対して、「ある」が13.3%、「ない」が86.3%となっており(n=249)、「ある」と回答したものに対して、困りごと及び困り感についての問う設問では以下の表のような結果となった。

n=33

困っていること	弱い ← 困り感 → 強い						ない
	0点	1点	2点	3点	4点	5点	
ひどい自傷	8	7	3	5	2	1	7
強い他傷	5	5	6	5	2	0	10
激しいこだわり	3	2	4	5	8	10	1
激しい物壊し	7	4	3	4	5	3	7
睡眠の大きな乱れ	8	5	3	4	0	5	8
食事関係の強い障害	9	4	3	2	4	2	9
排泄関係の強い障害	13	1	3	0	3	0	12
著しい多動	2	8	1	8	2	8	4
著しい騒がしさ	3	5	3	7	4	4	7

(事業所向け調査)

・「強度行動障害と思われる利用者はいますか。」という設問に対して、「いる」が23.9%、「いない」が76.1%となっており(n=46)、「いる」と回答したものに対して、困りごと及び困り感についての問う設問では以下の表のような結果となった。

n=11

困っていること	弱い ← 困り感 → 強い						ない
	0点	1点	2点	3点	4点	5点	
ひどい自傷	3	1	1	2	1	1	1
強い他傷	1	1	2	1	1	1	3
激しいこだわり	0	0	4	2	2	3	0
激しい物壊し	2	1	4	2	0	1	0
睡眠の大きな乱れ	2	3	2	1	2	0	1
食事関係の強い障害	2	1	2	4	0	1	1
排泄関係の強い障害	5	0	0	2	2	0	1
著しい多動	4	1	1	1	2	1	0
著しい騒がしさ	4	2	1	0	1	2	0

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

基 8-(1)・8-(2)

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を利用して一般就労へ移行する人の数について、目標値を設定します。また、就労移行支援事業については、事業所毎の就労移行率に関する目標値も設定します。

併せて、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業についても利用者数及び事業所毎の就労定着率に係る目標値を設定します。

### (1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

国指針	<p>ア 就労移行支援事業等を通じて、令和8年度(2026年度)中に一般就労に移行する者を、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とする。</p> <p>イ アのうち、就労移行支援事業を利用して一般就労に移行する者を、令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上とする。</p> <p>ウ アのうち、就労継続支援A型事業を利用して一般就労に移行する者を、令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上を目指す。</p> <p>エ アのうち、就労継続支援B型事業を利用して一般就労に移行する者を、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上を目指す。</p>
目標値の考え方	<p>令和3年度(2021年度)について、コロナ禍の影響により一般就労への移行者数が伸び悩んでいることを鑑み、目標値の設定に当たっては令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)の実績の平均値を用い、国指針に定める倍率をかけた数値を目標値とします。</p>

目標値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ア 一般就労移行者	32人	35人	38人
イのうち、就労移行支援事業利用者	25人	28人	31人
ウのうち、就労継続支援A型事業利用者	3人	3人	3人
エのうち、就労継続支援B型事業利用者	4人	4人	4人

実績等

期数(計画期間)	第6期(第2期)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
一般就労移行者(目標)			40人
一般就労移行者(実績)	23人	36人	—
うち、就労移行支援(目標)			10人
うち、就労移行支援(実績)	21人	25人	—
うち、就労継続支援A型(目標)			3人
うち、就労継続支援A型(実績)	2人	4人	—
うち、就労継続支援B型(目標)			9人
うち、就労継続支援B型(実績)	0人	7人	—

(2) 就労移行支援事業所における一般就労移行率(新規)

国指針	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
目標値の考え方	市内就労移行支援事業所4事業所のうち、一般就労移行率が5割以上の事業所は2事業所でした。継続して同水準の維持を目標値とします。

目標値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
割合	5割	5割	5割

(3) 就労定着支援の利用者数

国指針	就労定着支援事業の利用者数を令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上とする。
目標値の考え方	令和3年度(2021年度)の就労定着支援利用者数は、31人でした。 就労定着支援事業については、サービス内容からコロナ禍の影響を受けづらいと考え、目標値の設定に当たっては令和3年度(2021年度)実績を用います。

目標値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労定着支援利用者数	35人	39人	44人



実績等

期数(計画期間)	第6期(第2期)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労定着支援利用者 (目標)	/		7人
就労定着支援利用者 (実績)	31人	32人	—

(4) 就労定着支援事業所における就労定着率

国指針	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。
目標値の考え方	就労定着支援事業は市内3事業所で実施しており、3事業所ともに就労定着率が7割以上です。引き続き同水準の維持を目標値とします。

目標値	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
割合	10割	10割	10割



## 5 障害児支援の提供体制の整備等

基 1-(1)・5-(1)・6-(2)・6-(3)・7-(1)・7-(2)

障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供体制を整備することが求められています。

### (1) 児童発達支援センターの設置

<p><b>国指針</b></p>	<p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度(2026年度)末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。</p> <p>児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。</p> <p>ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能          イ 地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能          ウ 地域のインクルージョン推進の中核機能          エ 地域の発達支援の入り口としての相談機能</p>
<p><b>目標等の考え方</b></p>	<p>児童発達支援センターについては、児童発達支援センターあおぞら園を設置し、運営については指定管理者制度を導入しています。障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業も同センターで実施しており、障害児支援における中核的な役割を担っています。</p> <p>国指針におけるイ及びウについては、今後児童発達支援センターの機能強化に向けて児童発達支援センターと市で具体的な取り組みについて検討していきます。</p> <p>国指針におけるエについては、現在その機能を鎌倉市発達支援室で担っているため、今後、役割分担について検討していきます。</p>

<p>目標等</p>	<p>令和6年度 (2024年度)</p>	<p>令和7年度 (2025年度)</p>	<p>令和8年度 (2026年度)</p>
<p>児童発達支援センターの設置</p>	<p>1か所設置済み 指定管理者制度を継続する</p>		
<p>機能等</p>	<p>児童発達支援 障害児相談支援 保育所等訪問支援</p>	<p>児童発達支援 障害児相談支援 保育所等訪問支援</p>	<p>児童発達支援 障害児相談支援 保育所等訪問支援 (国の指針である児童発達支援センターの機能強化については指定管理者と検討する)</p>

(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国指針	<p>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、令和8年度（2026年度）末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。</p>
目標等の考え方	<p>保育所等訪問支援事業は、児童発達支援センターを含め市内5か所で実施しています。保育所等訪問支援事業の効果的な実施には、単純な事業所数の確保のみでなく、受け入れ側（保育園、幼稚園及び学校等を含む地域社会）の体制整備も重要です。こうした背景も捉え、慎重に障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を整備していきます。</p> <p>具体的には、幼稚園、保育所等における障害児支援の中核となる人材育成のための発達支援コーディネーター養成事業の実施や、出張相談の実施（各子育て支援センターで専門職員による相談を実施）、ペアレント・トレーニングをはじめとした家族支援の充実等、地域支援機能を強化していきます。</p>

目標等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保育所等訪問支援の実施事業所数	5か所	5か所	5か所
発達支援コーディネーターの養成	養成研修の実施	養成研修の実施 全園への配置	未定
出張相談の実施	月3回実施	月3回実施	月3回実施
ペアレント・トレーニングの実施	1単元 8講座	1単元 8講座	1単元 8講座

実績等

期数（計画期間）	第6期（第2期）		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所等訪問支援の実施事業所数（実績）	2か所	3か所	5か所
発達支援コーディネーターの養成（実績）	修了者 12名	修了者 16名	修了者 21名
出張相談の実施	—	—	—
ペアレント・トレーニングの実施（実績）	9講座 4人修了	9講座 5人修了	8講座 5人修了

(3) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

<p><b>国指針</b></p>	<p>重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所（児童発達支援及び放課後等デイサービス）を少なくとも1か所以上確保する。</p>
<p><b>目標等の考え方</b></p>	<p>本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する多機能型事業所が1つあります。その他、児童の状況に応じて重症心身障害児の支援を個別に行っている事業所もあります。</p> <p>また、主に重症心身障害児を支援する事業所を確保したのみでは、障害の程度は比較的軽度だが医療的ケアを必要とする児童（いわゆる「歩ける医ケア児」）への対応についての課題は解消されません。</p> <p>現状、児童発達支援センターを除く児童発達支援事業所で看護師等を配置する事業所は無く、放課後等デイサービスについても非常勤の看護職員等を配置する事業所が1か所のみとなっています。常時もしくは必要時に看護師等を配置し支援を行うことができる事業所についても、整備を進める必要があります。</p>

<p>目標等</p>	<p>令和6年度 (2024年度)</p>	<p>令和7年度 (2025年度)</p>	<p>令和8年度 (2026年度)</p>
<p>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所</p>	<p>1か所</p>	<p>1か所</p>	<p>1か所</p>
<p>主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所</p>	<p>1か所</p>	<p>1か所</p>	<p>1か所</p>

(4) 医療的ケア児等支援のための協議の場及びコーディネーターの配置（一部新規）

国指針	<p>医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育及び教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。</p>
目標等の考え方	<p>令和元年度(2019年度)から、鎌倉市発達支援システムネットワークの推進委員会を医療的ケア児等についての協議の場に位置付けています。今後、医療的ケア児等についての専門的な協議を深めていきます。</p> <p>また、医療的ケア児等コーディネーターについては横須賀三浦圏域において配置運用の方法の検討を重ね、各市町それぞれに設置する方針となりました。令和6年度から1名配置することを目指し、以降は運用状況を踏まえて必要な体制について検討していきます。</p> <p>各市町へのコーディネーター設置後も、横須賀三浦圏域におけるランチコーディネーター（圏域の取りまとめ役）を通じて、横須賀三浦圏域市町及び県との連携を深め、医療的ケア児等が地域で適切な支援を受けられる体制構築を目指します。</p>

目標等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
協議の場	設置済み 鎌倉市発達支援システムネットワークに医療的ケア児等に関する専門部会を設置していく方針		
医療的ケア児等 コーディネーター	1名配置	1名配置を基本とし、運用状況を踏まえて 配置人数を検討する。	

実績等

期数(計画期間)	第6期(第2期)		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
協議の場(目標)	医療的ケア児の支援にかかるコーディネーターの役割や具体的な支援の在り方を検討するなど、協議の場の活用を検討する。		
協議の場(実績)	1回実施	1回実施	1回実施

## 6 相談支援体制の充実・強化等

基 6-(1)

相談支援体制の充実・強化等を推進するために、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制強化が求められています。

また、令和6年(2024年)4月から、地域における協議会(鎌倉市における、鎌倉市障害者支援協議会)の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなったことから、協議会において個別の事例検討を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備を図ることが重要とされています。

### (1) 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

国指針	<p>相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが以下の体制を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 訪問等による専門的な指導・助言</li> <li>イ 相談支援事業所の人材育成支援</li> <li>ウ 相談機関との連携強化の取組実施</li> <li>エ 個別事例の支援内容の検証</li> </ul> <p>加えて、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数見込み(オ)を設定する。</p>
目標等の考え方	<p>本市においては、平成28年度(2016年度)から鎌倉市基幹相談支援センターを委託し実施しています。国指針に掲げる目標については令和4年度の実績を基に設定します。具体的な内容及び件数等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市内事業所等からの障害に関する相談への助言、関係機関紹介</li> <li>イ 相談支援事業所の人材育成支援</li> <li>ウ 相談機関との連携強化の取組実施</li> <li>エ 主任相談支援専門員の配置</li> </ul> <p>なお、個別事例の支援内容の検証については、鎌倉市障害者支援協議会に設置した「地域事例みえるか会議」や「相談支援事業所連絡会」等を活用して、個別事例の検討や検証を行うこととしていることから、目標に設定しません。</p>

目標等		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センター	設置	設置済み		
	指導・助言	実施		
	人材育成支援	7回	7回	7回
	相談機関との連携強化	5回	5回	5回
	主任相談支援専門員の人数	3人	3人	3人

実績等

期数(計画期間)		第6期(第2期)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基幹相談支援センター	設置	設置済み		
	指導・助言	1,231件(相談件数) 10か所(事業所訪問)	1,462件(相談件数) 13か所(事業所訪問)	—
	人材育成支援	7回	7回	—
	相談機関との連携強化	7回	5回	—
	主任相談支援専門員の人数	2人	3人	—



(2) 個別事例を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組(障害者支援協議会)(新規)

<p><b>国指針</b></p>	<p>地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、この取組を行うために必要な協議会の体制を確保、以下の項目について見込みを設定する。</p> <p>ア 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 イ 事例検討会への参加事業者・機関数 ウ 専門部会の設置数 エ 専門部会の実施回数</p>
<p><b>目標等の考え方</b></p>	<p>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組は、鎌倉市障害者支援協議会に設置した「地域事例みえるか会議」や「地域生活支援部会」等を活用し、推進していきます。特に、「地域事例みえるか会議」は鎌倉市の相談支援における中心的な役割を担う事業者が参画する会議となっています。</p> <p>各会議体や地域における事業所等の連絡会等も含め、有機的なつながりを強めていくことが、協議会の機能の強化につながると考えます。その視点を基本とし、各項目の見込みを設定します。</p>

<p>目標等</p>	<p>令和6年度 (2024年度)</p>	<p>令和7年度 (2025年度)</p>	<p>令和8年度 (2026年度)</p>
<p>事例検討実施回数</p>	<p>年1回以上を基本とし、必要に応じて実施</p>		
<p>参加事業者・機関数</p>	<p>候補者等選定作業中</p>		
<p>専門部会の設置数</p>	<p>3部会(2か年で実施) ・地域生活支援部会 ・精神保健福祉部会 ・こども応援部会</p>		<p>3部会を基本とし、令和6年度(2024年度)及び令和7年度(2025年度)の取組を勘案して設定する。</p>
<p>専門部会の実施回数</p>	<p>各部会3回</p>	<p>各部会3回</p>	<p>各部会3回</p>

参考

<p>実施年度</p>	<p>令和4年度 (2022年度)</p>	<p>令和5年度 (2023年度)</p>
<p>事例検討実施回数</p>	<p>地域事例みえるか会議を設置 4回開催</p>	<p>※令和5年度について、地域生活支援拠点等の整備について重点的に協議するため、開催頻度を減らして実施。 2回開催</p>
<p>専門部会の設置数</p>	<p>3部会(地域生活支援部会・精神保健福祉部会・こども応援部会)</p>	
<p>専門部会の実施回数</p>	<p>各3回</p>	<p>各3回</p>

## 7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

基 6-(3)

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

そのため、市職員自身の知識向上を図るとともに、障害福祉サービス等の利用状況の把握に努めていきます。また、各障害福祉サービス等事業所の正確な請求事務実施及び適正な運営体制の確保のための取組が求められています。

### (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

<b>国指針</b>	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定する。
<b>目標等の考え方</b>	<p>神奈川県実施の研修については、初任者向けの内容を含むものも多く、新規配属職員数等の見込むことが困難なため、数値での見込みは設定しないこととし、実績の把握のみ行います。</p> <p>(参考:県実施研修一覧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止・権利擁護研修</li> <li>・市町村職員新任研修(児童福祉主管課向け)</li> <li>・市町村障害福祉担当職員研修</li> <li>・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修</li> <li>・早期療育普及研修</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳交付担当職員研修</li> <li>・市町村聴覚障がい理解講座</li> <li>・市町村意思疎通支援担当者研修会</li> <li>・精神保健福祉基礎研修</li> <li>・障害支援区分認定調査員研修</li> </ul>

### (2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用

<b>国指針</b>	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を、事業者や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
<b>目標等の考え方</b>	<p>各障害福祉サービス等事業所から行われる請求内容から、誤りが多い点や、注意すべき点について分析を行います。また、各事業所からよくある問合せ等をまとめ、それらの結果を共有することで、請求誤り及び問合せの低減を図ります。</p> <p>関係自治体等との情報共有体制については、請求等審査システムの提供事業者が開催する地域勉強会・意見交換会に継続して参加することで構築していきます。</p> <p>また、障害福祉サービスはおおむね3年に一回報酬体系の見直し(報酬改定)が行われます。報酬改定への対応は各事業所にとって相当な負担となっているため、改定内容について早急に各事業所に向けて周知を行います。</p>

目標等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
審査結果共有体制 (事業所向け)	体制構築に向けた協議を実施	サービス種別毎(通所系・居住系・訪問系・児童通所系・相談系)に各1回開催。	
審査結果共有体制 (関係自治体)	年1回以上	年1回以上	年1回以上



# 第3章 障害福祉サービス等の見込量

## 1 障害福祉サービス等の見込量算出方法

障害福祉サービス等の見込量は、国指針に定められている内容を踏まえ、過去のサービス量の実績を分析し、地域の実情を踏まえた上で設定することとしています。

本計画では、過去のサービス量の実績及び令和4年度(2022年度)に市が実施した実態調査等の結果から障害者等のサービス利用に関する意向や今後の障害福祉サービス等事業所の動向も勘案し、見込量を設定しました。

なお、新型コロナウイルスの影響を受け、大きく実績が変動していると考えられるサービスも見受けられるため、そのような背景も考慮しています。

上記を踏まえ、以下のとおり算出方法を設定しました。

方法	<p>厚生労働省作成「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」において、2つの算出方法が例示されています。</p> <p>(1) 過去のサービス量実績の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法</p> <p>(2) 人口当たり利用率を用いたサービス見込量推計方法</p> <p>本市の人口が横ばいしないしは減少の傾向が続く中、障害福祉サービス等の利用量は増加しています。そのため(2)の方法を用いることは適当でないと考え、<u>(1)の方法</u>を採用します。</p>
具体的な計算内容等	<p>(1) 平成30年度(2018年度)~令和4年度(2022年度)までの障害福祉サービス等の利用実績から、年度毎の変化率を算出し、その幾何平均を求めます。</p> <p>(2) 令和4年度(2022年度)の利用実績に(1)で求めた幾何平均の2乗をかけると、令和6年度(2024年度)の見込み量となります。令和7年度(2025年度)は3乗を、令和8年度(2026年度)は4乗をかけ、見込み量を算出します。</p>
留意事項	<p>(1) 令和元年度(2019年度)~令和3年度(2021年度)までの実績は新型コロナウイルスの影響を受け、利用実績が少なくなっている事業があります。</p> <p>(2) また、新型コロナウイルスの影響によらず、利用が無いもしくは利用実績の増減が極端に大きい事業についても考慮しています。</p> <p>(3) 実態調査等の結果を踏まえた見込み量の調整も行っています。</p> <p>(4) 見込量の考え方に上記(1)~(4)の事項について特記していない限りは、具体的な計算内容等に示した計算方法により得た結果を設定しています。</p> <p>(5) 単位を/月で示す実績及び見込みについては、各年度3月の数値となります。</p>

また、地域生活支援事業に関しては、障害福祉サービス等の見込み量の算出方法を基本としつつ、各事業の特性や過去の実績等を踏まえて見込量を算定しています。

なお、記載されている事業所数及び定員総数は令和5年(2023年)4月1日時点の状況となっています。

## 2 障害福祉サービス等の見込量

### (1) 訪問系サービス

サービス	単位	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
居宅介護	時間/月	4,225.5	4,652	4,881	5,121
	人/月	199	205	209	212
	箇所	34			
重度訪問介護	時間/月	1,665	1,969	2,141	2,328
	人/月	8	11	13	15
	箇所	29			
同行援護	時間/月	1,032	1,174	1,253	1,336
	人/月	40	43	44	46
	箇所	9			
行動援護	時間/月	507	536	551	567
	人/月	32	33	34	34
	箇所	3			
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
	箇所	0			

#### <見込量の考え方>

訪問系サービスの利用量は年々増加傾向にありますが、コロナ禍の影響により、特に外出支援のサービスである同行援護及び行動援護の利用量が大きく落ち込んでいるため、その影響を踏まえ見込量を設定しています。

重度訪問介護サービスについて、平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)の伸び率が約17.5倍となっており、極端な増加であるため見込量算出上の実績から除外して見込量を算出しています。

重度障害者等包括支援については、過去の利用実績が無く、神奈川県内にサービス提供事業所も無い状況であり、実態調査等からも参入予定事業者が無いことから、見込量は0と設定します。

#### <見込量確保のための方策>

障害者が安心して障害福祉サービスを利用するためには、障害福祉サービス事業者等が個々のニーズを把握し、サービスの質の向上を目指す必要があります。しかし、実態調査等の結果から、特にヘルパーが不足しており、緊急時の対応や障害者が望む十分な支援を提供できないことが課題となっています。

障害福祉サービス事業所等の職員の能力や提供サービスの質を向上させるための研修や資格取得についての支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所等の人材確保のために、事業所と連携を図り、課題解決に向け協議を行い、既存事業所の受入れ拡大及び新規事業所の参入も含めてサービス提供体制を確保していきます。

## (2) 日中活動系サービス

サービス	単位	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	20	20	20
	人/月	0	1	1	1
	箇所	0			
	定員	0			
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	547	835	1,031	1,273
	人/月	44	54	60	67
	精神障害の 利用者/年	47	56	58	60
	箇所	2			
	定員	34			
就労移行支援	人日/月	1,068	1,338	1,498	1,677
	人/月	60	70	76	82
	箇所	4			
	定員	74			
就労定着支援	人/月	32	35	39	44
	箇所	2			
就労選択支援(新規)	人/月			0	2
	箇所				
就労継続支援A型	人日/月	778	849	887	927
	人/月	38	40	41	42
	箇所	5			
	定員	72			
就労継続支援B型	人日/月	4,139	4,488	4,674	4,867
	人/月	277	295	304	313
	箇所	17			
	定員	309			

訓練等給付サービス

サービス	単位	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
生活介護	人日/月	7,632	8,258	8,591	8,936
	人/月	400	431	447	464
	箇所	15			
	定員	457			

介護給付サービス

サービス	単位	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
療養介護	人/月	19	21	23	24
	箇所	1			
	定員	72			
短期入所 福祉型	人日/月	459	484	496	509
	人/月	85	87	89	91
	箇所	4			
	定員	—			
短期入所 医療型	人日/月	6	8	9	10
	人/月	3	4	4	5
	箇所	2			
	定員	—			

介護給付サービス

#### <見込量の考え方>

日中活動系サービスのうち訓練等給付サービスの利用量は、自立訓練（機能訓練）を除き年々増加傾向にあります。日中活動系サービスについてはコロナ禍においてもオンライン等の代替手段を活用することによる支援が認められていたことなどもあり、大きく利用量が増減することはありませんでした。

令和7年(2025年)10月から創設される就労選択支援については、事業実施開始年度である令和7年度(2025年度)の利用は見込まず、令和8年度(2026年度)から特別支援学校卒業後すぐに就労継続支援B型の利用を希望する者が就労選択支援を利用することを見込み、2名と設定します。

日中活動系サービスのうち介護給付サービスの利用量は、短期入所が福祉型及び医療型どちらもコロナ禍の影響を受けて利用量が大きく落ち込んでおり、その影響を踏まえ見込量を設定しています。

#### <見込量確保のための方策>

日中活動系サービスのうち就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び生活介護については、実態調査等の結果で事業拡大又は新規参入予定という回答がありました。その他サービスも含め、各事業者の意向を把握し、相談に応じることでサービス提供体制の確保を推進します。

また、高齢となる障害者が継続して同一事業所でのサービスを受けやすくするため、共生型サービスのニーズを把握するとともに、サービスの周知・充実に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス	単位	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
自立生活援助	人日/月	0	0	0	0
	精神障害の 利用者/年	0	0	0	0
	箇所	0			
	定員	0			
共同生活援助	人/月	207	259	290	325
	精神障害の 利用者/年	71	98	116	136
	箇所	33			
	定員	172			
施設入所支援	人/月	102	96	94	91
	箇所	1			
	定員	50			

<見込量の考え方>

居住系サービスのうち自立生活援助については、過去の利用実績は無く市内にサービス提供事業所も無い状況であり、実態調査等からも参入予定事業者が無いことから、見込量は0と設定します。

共同生活援助については年々利用量が増加傾向にあり、地域生活における居住の場として利用ニーズが高いことが伺えます。

施設入所支援については、利用者の高齢化等の要因から、介護保険施設への移行等が進み年々減少傾向となっています。

<見込量確保のための方策>

居住系サービスのうち共同生活援助について、親亡き後の地域生活における居住の場としてや、施設等からの地域移行先としての役割が期待され、継続してニーズが拡大していくことが見込まれます。特に視覚障害、医療的ケア、重度知的障害、重度精神障害などの障害特性に対応できる共同生活援助事業所の整備が求められており、設置や改修等にかかる費用に対する補助金活用の周知を含め、積極的な整備に取り組みます。

(4) 相談支援サービス

サービス	単位	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
計画相談支援	人/月	248	270	282	294
	箇所	15			
地域移行支援	人/年	3	4	4	5
	精神障害の 利用者	3	4	4	5
	箇所	3			
地域定着支援	人/年	0	1	1	2
	精神障害の 利用者	0	1	1	2
	箇所	3			

<見込量の考え方>

相談支援サービスのうち計画相談支援については、障害福祉サービス全体の利用量が増加傾向にある中で、おおね毎年度利用量が増加している状況となっています。

地域移行支援及び地域定着支援については、年間の利用者数を見込んでいます。利用者数が少ないサービスで、利用量の伸び率から見込量を算出することが困難であるため、利用実績の平均値から見込量を設定しています。

<見込量確保のための方策>

相談支援サービスのうち計画相談支援については、障害福祉サービス全体の利用量が増加傾向にあることや、対応が困難な事例の増加及び対応の長期化などから、安定したサービス提供体制の確保が困難な状況となっています。市職員と相談支援専門員の連携を強化し、相談支援専門員の孤立化を防ぐとともに、相談支援専門員の働きやすい環境整備に努めることで相談支援専門員の負担を軽減するとともに、相談支援専門員養成研修を積極的に周知することによって相談支援専門員の確保をすすめます。

### 3 障害児通所支援等の見込量

#### (1) 障害児通所支援サービス

サービス	単位	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
児童発達支援	人日/月	1,278	1,547	1,701	1,871
	人/月	116	140	154	170
	箇所	14			
	定員	160			
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
	箇所	0			
	定員	0			
放課後等デイサービス	人日/月	3,649	4,088	4,326	4,578
	人/月	296	347	375	406
	箇所	20			
	定員	215			
保育所等訪問支援	人日/月	22	29	36	43
	人/月	13	17	21	25
	箇所	3			
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
	箇所	0			



<見込量の考え方>

障害児通所支援サービスのうち医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、過去の利用実績は無く市内にサービス提供事業所も無い状況であり、実態調査等からも参入予定事業者が無いことから、見込量は0と設定します。

児童発達支援について、平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)の伸び率が約0.65倍、令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)の伸び率が約2倍と、著しく増減しているため見込量算出の実績から除外して見込量を算出しています。

保育所等訪問支援について、直近3年間でサービス提供事業者が2か所から5か所に増加していることから、利用量の伸び率からではなく、支給決定対象者数等の増加を勘案して見込量を設定しています。

<見込量確保のための方策>

障害児通所支援サービスの利用ニーズは急激に拡大しています。利用者に対して適切な療育を提供できるサービス提供体制を確保するために、新規事業所の開設に当たっては市から条件を付することなどを含め慎重に検討していきます。真にサービス利用が必要な児童に必要な支援が行き届くよう、サービス利用内容については注視が必要です。引き続き連絡会等の場を活用して事業所との連携強化に努めます。

(2) 障害児相談支援サービス

サービス	単位	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
障害児相談支援	人/月	86	116	135	157
	箇所	14			

<見込量の考え方>

障害児相談支援サービスについては、障害児通所支援サービスの利用量が増加傾向にある中で、おおむね毎年度利用量が増加している状況となっています。

<見込量確保のための方策>

障害児相談支援サービスについては、障害児通所支援サービスの利用量が増加傾向にあることや、対応が困難な事例の増加及び対応の長期化などから、安定したサービス提供体制の確保が困難な状況となっています。市職員と相談支援専門員の連携を強化し、相談支援専門員の孤立化を防ぐとともに、相談支援専門員の働きやすい環境整備に努めることで相談支援専門員の負担を軽減するとともに、相談支援専門員養成研修を積極的に周知することによって相談支援専門員の確保をすすめます。

(3) 家族支援体制整備

サービス	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
ペアレント・トレーニング (再掲:第2章 5 (2))	1単元 9講座 5人修了	1単元 8講座	1単元 8講座	1単元 8講座



## 4 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業について、事業の種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量の確保のための方策を定めます。

### (1) 必須事業

#### ア 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁(バリア)」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的とし、地域住民の理解を深めるための「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施します。

事業	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
理解促進研修 啓発事業	実施	実施	実施	実施

#### <実施内容と今後の考え方>

市民等への啓発を目的とした障害理解に関する講演会等の企画・開催の実施及び「鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会」を通じて、合理的配慮の推進に資する取組などを実施しています。

引き続き同取組を実施するとともに、各種事業の周知に努めます。

#### イ 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。

事業	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施

#### <実施内容と今後の考え方>

障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組に対し、補助金を交付する制度は整備済みですが、補助金の交付実績が無い状況となっています。

本事業の周知を図り、補助金の活用による自発的活動の実施を推進します。

## ウ 相談支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のために必要な援助等を実施します。

事業		令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
障害者相談 支援事業	実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	実利用者	416人	430人	444人	458人
基幹相談支援センター設置		有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		実施 7件	実施	実施	実施

### <実施内容と今後の考え方>

#### (ア) 障害者相談支援事業

障害者等の状況や環境に応じて、効果的かつ効率的に福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、関係機関とのネットワーク構築及び権利擁護・虐待の防止に関する取組を行います。

障害者相談支援事業は、市内3者の指定特定相談支援事業者に委託し、実施しています。

地域生活支援拠点等整備事業や、重層的支援体制整備事業の実施において、重要な役割を果たすことが考えられることから、引き続き必要な体制整備を行います。

#### (イ) 基幹相談支援センター設置

第2章6(1)のとおり実施します。

#### (ウ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

専門職(相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)による各障害の種別や各種のニーズに対応出来る総合的な相談支援を行うことにより、支援困難事例を含む多様な相談への対応を行います。

本事業は、鎌倉市基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業を委託する3者に委託し実施しています。

引き続き、障害者相談支援事業委託事業者と基幹相談支援センターの連携強化を図り、地域の相談支援体制を構築します。

#### (エ) 住宅入居等支援事業

賃貸契約等による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

本事業は、障害者相談支援事業を委託する3者に委託し、実施しています。

引き続き障害者等の地域生活の支援のため、関連する居住支援施策との連携を踏まえて事業を実施します。

## エ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図ります。

事業	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
成年後見制度利用支援事業	17人 /年	21人 /年	23人 /年	25人 /年

### <実施内容と今後の考え方>

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助します。

(補助額)

申立費用: 上限50,000円(精神鑑定に係る費用)

報酬費用: 上限28,000円/月(在宅)

上限20,000円/月(施設等)

引き続き同制度の維持により障害者等の権利擁護を図ります。

## オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

事業	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施

### <実施内容と今後の考え方>

判断能力の不十分な人を保護・支援する成年後見制度の需要はより高まると考えられています。そのため、新たな担い手として市民後見人の養成を推進するとともに、市民後見人の活動の場として市内法人が行う法人後見等との連携を図っていきます。

## カ 意思疎通支援事業

障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、円滑な意思疎通を支援します。

事業		令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
意思疎通支援事業	手話通訳者 派遣事業	210回	254回	280回	307回
	要約筆記者 派遣事業	41回	45回	49回	55回
	手話通訳者 設置事業	1.5人/日	1.5人/日	1.5人/日	1.5人/日

### <実施内容と今後の考え方>

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行うとともに、障害福祉課に常時手話通訳者を設置しています。

意思疎通支援のニーズに対応するために、引きつづき手話通訳や要約筆記の人材育成に取り組むとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の制度周知に努めます。

また、令和3年(2021年)7月に「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」を施行したことを踏まえ、障害者等が利用しやすい多様な手段による情報発信に努めます。

## キ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

事業	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
手話奉仕員 養成研修事業	修了者 15名	修了者 20名	修了者 20名	修了者 20名

### <実施内容と今後の考え方>

委託により手話講習会を実施し、手話奉仕員を養成しています。手話奉仕員は手話講習会(入門・基礎編)を修了した者で、手話講習会(入門・基礎編)は20名を定員として受講募集を行っています。

加えて、入門・基礎課程の修了者及び同等の手話技術を有する者を対象とした手話講習会(応用編)を実施し、手話表現技術の向上を図っています。

令和5年度(2023年度)からは、初学者向けの「はじめての手話講座」を開催し、より広く手話表現技術を習得する機会を設けています。

引き続き同講座の実施による手話奉仕員の養成及びその他の手話の普及等にかかる取組を推進していきます。

ク 日常生活用具給付等事業

障害者等に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

事業		令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み	実施内容と今後の考え方
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	2件	2件	2件	2件	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるものを給付します。
	自立生活支援用具	8件	8件	8件	8件	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものを給付します。
	在宅療養等支援用具	4件	4件	4件	4件	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものを給付します。
	情報・意思疎通支援用具	22件	22件	22件	22件	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものを給付します。
	排泄管理支援用具	3,440件	3,814件	4,015件	4,228件	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものを給付します。
	居宅生活動作補助用具	0件	1件	1件	1件	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

## ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等の地域における社会生活や社会参加を促すことを目的として社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための支援を行います。

事業		令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
移動支援事業	利用人数	432人	446人	453人	460人
	利用時間 (時間/年)	23,191	27,553	30,033	32,735

### <今後の考え方>

障害者が安心して障害福祉サービスを利用するためには、障害福祉サービス事業者等が個々のニーズを把握し、サービスの質の向上を目指す必要があります。しかし、実態調査等の結果から、特にヘルパーが不足しており、緊急時の対応や障害者が望む十分な支援を提供できないことが課題となっています。

障害福祉サービス事業所等の職員の能力や提供サービスの質を向上させるための研修や資格取得についての支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所等の人材確保のために、事業所と連携を図り、課題解決に向け協議を行い、既存事業所の受入れ拡大及び新規事業所の参入も含めてサービス提供体制を確保していきます。

併せて、報酬単価を見直します。

## コ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者等の地域生活支援の促進のため、創作的活動や生産活動、社会との交流活動の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実、強化を行います。

事業		令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
地域活動支援センター 機能強化事業	設置箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
	利用人数	158人	164人	166人	168人

### <今後の考え方>

地域生活支援拠点等の整備や福祉施設等から地域生活への移行促進の観点から、障害者が柔軟に利用できる社会資源の確保が重要です。地域との交流等の支援も行っており、今後も継続的・安定的な運営を支援していきます。



(2) その他実施する事業(市任意事業)

ア 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害者の地域での生活を支援するため、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。

事業	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
訪問入浴 サービス事業	442回/年	495回/年	524回/年	555回/年

<今後の考え方>

サービスの供給体制を維持しながら、実施します。

イ 日中一時支援事業

障害者等の家族の就労支援や、障害者等を日常的に介護している家族のレスパイトを目的として、障害者等の日中における活動の場を確保します。

事業	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
日中一時支援事業	160回/年	225回/年	267回/年	316回/年

<今後の考え方>

日中活動系のサービスの1つとして、利用ニーズに応じて報酬単価の見直しを含めて体制整備を進め、地域生活支援の充実を図ります。

ウ 巡回支援専門員整備

保育所や幼稚園、子育て支援施設等の子どもや保護者が集まる施設・場に専門職による巡回相談等の支援を実施し、子どもが生活する地域で適切な支援を受けることができる体制整備を図ります。

事業	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
巡回支援専門員 整備	実施	実施	実施	実施

<今後の考え方>

保育所等に対して引き続き発達支援室の専門職による巡回相談を実施し、集団生活における関わりや配慮について支援者に助言等を行います。



## エ 点字・声の広報等発行

視覚による表現の認識が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを適宜、障害者等に提供します。

事業	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み
点字・声の広報等の発行	実施	実施	実施	実施

### <今後の考え方>

点字・声の広報等を発行していくとともに、ニーズに応じて、わかりやすい方法による情報提供を検討し、視覚による表現の認識が困難な障害者等が容易に情報を取得できる刊行物等の種類の拡充に努めます。

## オ 障害者虐待防止対策支援

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とします。

事業	令和4年度 (2022年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 見込み	令和7年度 (2025年度) 見込み	令和8年度 (2026年度) 見込み	
障害者虐待防止対策支援	緊急一時保護事業	実施	実施	実施	実施
	障害者虐待防止法の普及啓発事業	実施	実施	実施	実施

### <今後の考え方>

引き続き、障害者虐待防止センターの設置及び緊急一時保護の実施等による支援体制を維持します。また、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、関係機関との連携を深めるとともに、障害者虐待防止法の普及啓発を実施します。

## 第4章 計画の進行管理

### 1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会

市では、計画の進捗状況などを把握するため、毎年度、「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を作成しています。

この報告書を作る過程において、市内では関係課の委員で構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進会議」で進捗状況を確認し、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。

さらに、外部の学識経験者、関係機関、福祉団体、市民などで構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」でも同様に進捗状況を確認し、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。実際に計画内容を見直す場合は、「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」で決定することとなります。

### 2 PDCAサイクル

計画を見直す際の手法は、PDCAサイクルの考え方を使います。

#### (1) 計画(Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定めます。

#### (2) 実行(Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

#### (3) 評価(Check)

成果目標及び活動指標について、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害者福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

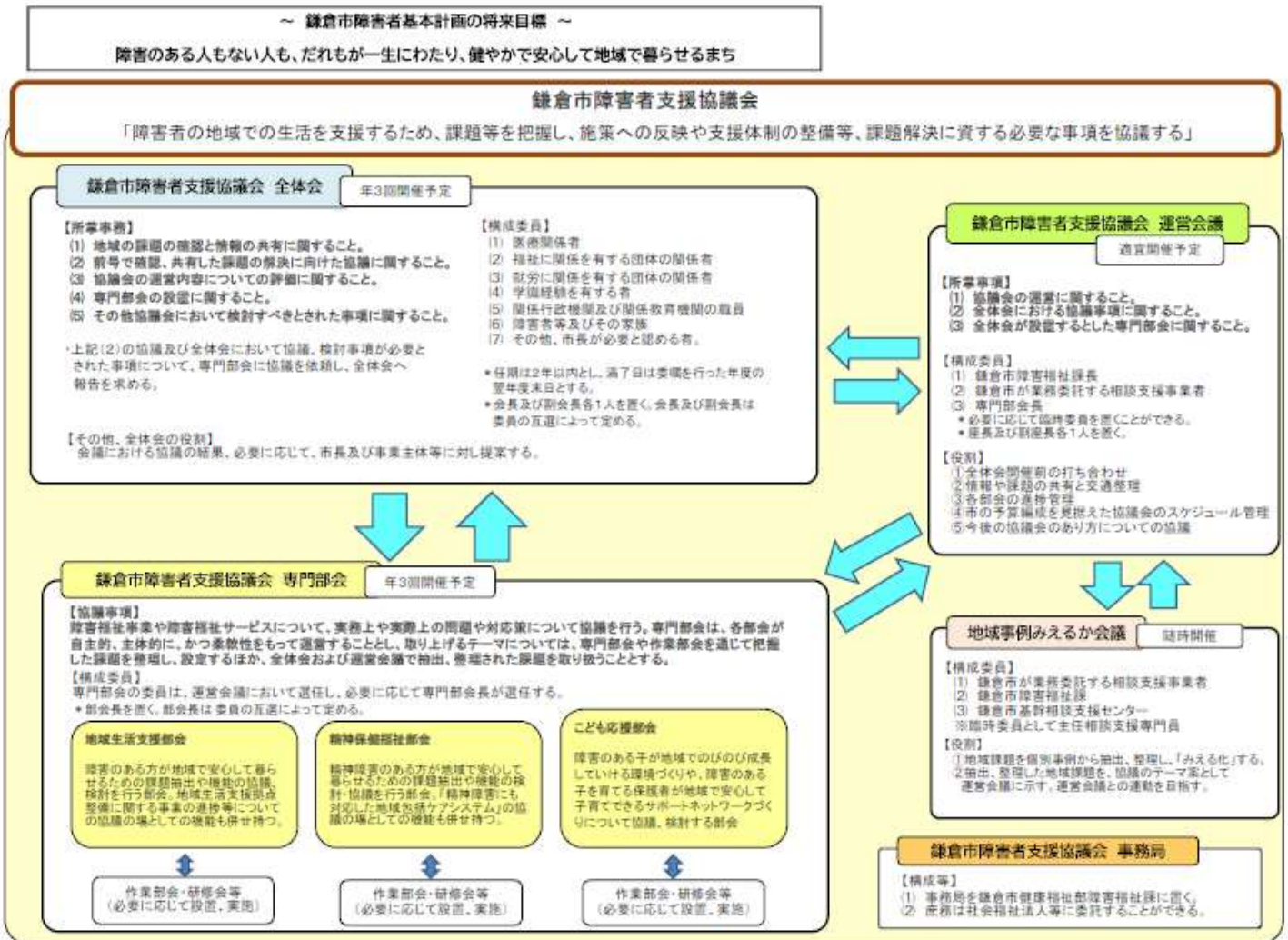
#### (4) 改善(Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害者福祉計画の見直し等を実施します。

### 3 鎌倉市障害者支援協議会

「鎌倉市障害者支援協議会」は、地域の福祉、雇用、教育、医療などの分野、障害当事者などの委員で構成され、地域の課題等について協議等を行い、障害福祉の増進を図るため様々な取組を行っています。協議会は、地域生活支援部会、精神保健福祉部会、子ども応援部会などテーマごとの協議の場となる複数の専門部会と、それらを束ねる全体会から構成されています。協議会で協議をした内容で、市の施策へ反映すべき内容については、適宜、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会へ提言等をするという役割を担っています。

#### 鎌倉市障害者支援協議会組織



## Ⅰ 計画策定の経過

年度	実施月日	策定経過の項目	内容
令和4年度 (2022年度)	1月30日～ 2月6日	福祉に関する実態調査 (障害者用、障害児及び 保護者用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の障害者 2,118 人、障害児 482 人を対象</li> <li>・郵送による配布回収</li> <li>・回収率:障害者用 41.5%、障害児及び保護者用 51.7%</li> </ul>
		障害福祉サービス提供実 態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスを実施している法人等 80 者を対象</li> <li>・郵送による配布回収</li> <li>・回収率:57.5%</li> </ul>
令和5年度 (2023年度)	7月15日	令和5年度(2023年度) 第1回鎌倉市障害者福祉 計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度(2022年度)障害者福祉計画推進状況報告書(案)について</li> <li>・次期計画の策定について</li> </ul>
	8月17日	令和5年度(2023年度) 第1回鎌倉市障害者福祉 計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度(2022年度)障害者福祉計画推進状況報告書(案)について</li> <li>・次期計画の策定について</li> </ul>
	10月5日	令和5年度(2023年度) 第2回鎌倉市障害者福祉 計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会について(報告)</li> <li>・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)(素案)について</li> <li>・第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
	10月16日	「平成29年度「障害者施策への提言」への取組に係る評価」の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成29年度「障害者施策への提言」への取組に係る評価」を鎌倉市障害者支援協議会が鎌倉市障害者福祉計画推進委員会に提出</li> </ul>
	10月19日	令和5年度(2023年度) 第2回鎌倉市障害者福祉 計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回鎌倉市障害者福祉計画推進会議について(報告)</li> <li>・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)(素案)について</li> <li>・第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
	10月20日 10月23日 10月24日 10月26日	事業所ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全5回</li> <li>・5団体が参加</li> <li>・鎌倉市障害者福祉計画策定について意見交換を実施</li> </ul>
	10月25日	鎌倉市障害者支援協議会 との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉市障害者福祉計画策定について鎌倉市障害者支援協議会委員との意見交換を実施</li> </ul>
	11月13日	令和5年度(2023年度) 第3回鎌倉市障害者福祉 計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会及び推進会議について(報告)</li> <li>・平成29年度「障害者施策への提言」への取組に係る評価の提出について(報告)</li> <li>・事業所ヒアリングについて(報告)</li> <li>・意見交換会について(報告)</li> <li>・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)(素案)について</li> <li>・第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
	11月16日	令和5年度(2023年度) 第3回鎌倉市障害者福祉 計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回鎌倉市障害者福祉計画推進会議について(報告)</li> <li>・事業所ヒアリングについて(報告)</li> <li>・意見交換会について(報告)</li> <li>・第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)について</li> <li>・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期障害児福祉計画)(素案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>

	12月6日～ 1月5日	意見公募手続 (パブリックコメント)	・第4鎌倉市障害者基本計画(案)、第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)についての意見公募手続を実施 ・全80件の意見を受付
	2月20日	令和5年度(2023年度) 第4回鎌倉市障害者福祉 計画推進会議	・意見公募手続(パブリックコメント)集約報告 ・第4期鎌倉市障害者基本計画(案)について ・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について
	2月29日	令和5年度(2023年度) 第4回鎌倉市障害者福祉 計画推進委員会	・意見公募手続(パブリックコメント)集約報告 ・第4期鎌倉市障害者基本計画(案)について ・第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について

## 2 障害者施策に関する主な法制度等の動向

年月	障害のある人に関する主な法制度改正、施行など
平成17年 (2005年) 4月	・「発達障害者支援法」施行 発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について規定
平成18年 (2006年) 4月	・「障害者自立支援法」施行 3障害(身体・知的・精神)のサービス提供主体が市区町村に一元化され、サービス支給決定の透明化や明確化のため、障害程度区分を導入するなど、社会全体で障害のある人を支える仕組みが構築される
平成18年 (2006年) 12月	・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行 ・「教育基本法」改正
平成19年 (2007年) 4月	・「特別支援教育の推進のための学校教育法等」一部改正 障害のある子どもの教育的支援を行う特別支援教育が学校教育法に位置付けられる
平成19年 (2007年) 9月	・「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」に署名
平成21年 (2009年) 12月	・国連「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」の締結に必要な国内法の整備を始めとする日本の障害者制度の集中的な改革を行うため「障害者制度改革推進本部」を内閣に設置
平成23年 (2011年) 8月	・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行 共生社会の実現、差別禁止、教育・療育支援の充実化など
平成24年 (2012年) 10月	・「障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)」施行
平成25年 (2013年) 4月	・「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」施行(一部、平成26年(2014年)4月施行) 新たに難病を追加 ・「障害者優先調達推進法(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)」施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」改正 障害のある人の法定雇用率の引き上げ(民間1.8%から2.0%、行政2.1%から2.3%)
平成25年 (2013年) 6月	・「成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行



平成 26 年 (2014 年) 1 月	・「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」の批准
平成 26 年 (2014 年) 4 月	・「精神保健福祉法」施行 精神障害者等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る
平成 27 年 (2015 年) 1 月	・「難病法(難病患者に対する医療等に関する法律)」施行 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る
平成 28 年 (2016 年) 4 月	・「障害者差別解消法(障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律)」施行 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を規定
平成 28 年 (2016 年) 4 月	・「障害者雇用促進法」改正 障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等
平成 28 年 (2016 年) 8 月	・「発達障害者支援法」改正 切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとること等を規定
平成 29 年 (2017 年) 4 月	・「児童福祉法」改正 児童福祉法の理念の明確化や市町村及び児童相談所の体制の強化など
平成 30 年 (2018 年) 3 月	・「障害者総合支援法」改正 共生型サービスの新設等
令和元年 (2019 年) 6 月	・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」 障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与
令和2年 (2020 年) 4 月	・「障害者雇用促進法」の改正 「優良事業主の認定制度」、「特例給付金」の設置等
令和3年 (2021 年) 6 月	・「障害者差別解消法」改正 民間事業者の合理的配慮の提供が義務化(令和6年(2024 年)4月施行)
令和3年 (2021 年) 9 月	・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」 国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を規定
令和4年 (2022 年) 5 月	・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 障害者による情報の取得利用・意思疎通に関する施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とする
令和4年 (2022 年) 6 月	・「児童福祉法」改正 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化するなどの改正を、令和6年(2024 年)4月に一部を除き施行。
令和4年 (2022 年) 12 月	・「障害者総合支援法」改正 障害者総合支援法を含む福祉関連8法が改正され、令和6年(2024 年)4月に一部を除き施行。

### 3 福祉に関する実態調査結果

#### I 調査の概要

##### (1) 調査の目的

令和6年度(2024年度)からの第4期鎌倉市障害者基本計画及び第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期鎌倉市障害児福祉計画を含む)策定の基礎資料として、調査を実施しました。

##### (2) 調査対象

障害者用アンケート:鎌倉市在住の障害者手帳所持者 2,118人

障害児及び保護者用アンケート:鎌倉市在住の18歳未満の障害者手帳所持者  
及び障害児通所支援サービス利用者 482人

##### (3) 調査期間

令和5年(2023年)1月30日から令和5年(2023年)2月6日

##### (4) 調査方法

郵送による配布・回収

##### (5) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回収率
障害者用アンケート	2,118 通	879 通	41.5%
障害児及び保護者用アンケート	482 通	249 通	51.7%

##### (6) 調査結果の表示方法

・回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

・各回答において、回答者数が著しく少ないもの等は、比率が動きやすく分析には適さないため、サンプル数が10より少ない項目は参考として表示し、分析から除外しています。



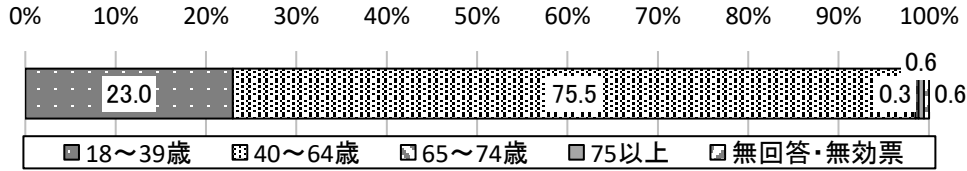
## II 調査結果

### (I) 回答者の属性

<18歳以上調査>

#### ① 年齢

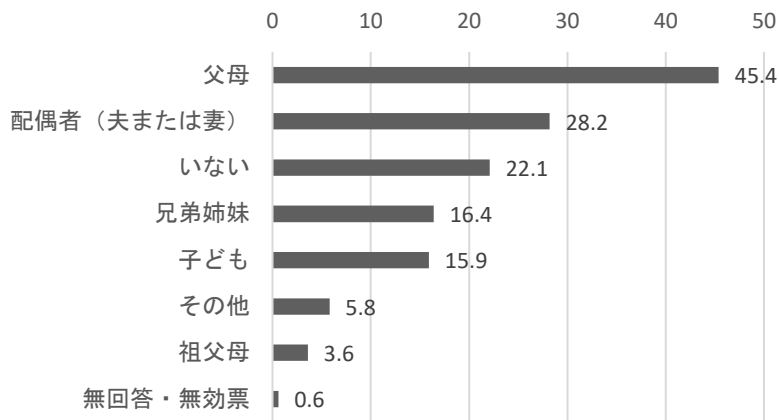
n=879



#### ② 一緒に暮らしている人【複数回答可】

n=879

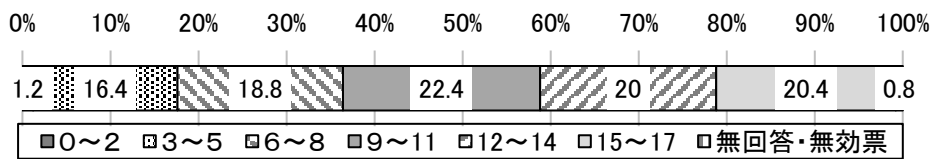
(%)



<18歳未満調査>

#### ① 年齢

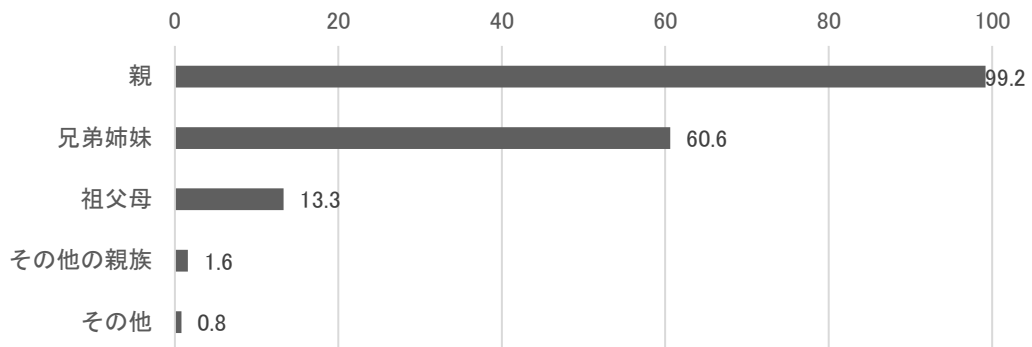
n=249



#### ② 一緒に暮らしている人【複数回答可】

n=249

(%)



## (2) 障害の状況について

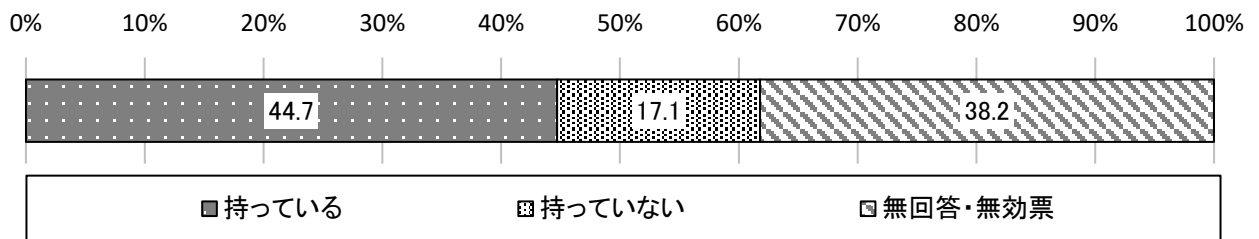
<18歳以上調査>

障害者手帳の種類ごとの保有率は、身体障害者手帳が44.7%、療育手帳が25.6%、精神障害者保健福祉手帳が35.8%となっています。

また、難病と認定された方は9.8%、発達障害と診断された方、高次脳機能障害と診断された方は、それぞれ、19.5%、4.6%となっています。強度行動障害については、6.4%があると回答しました。

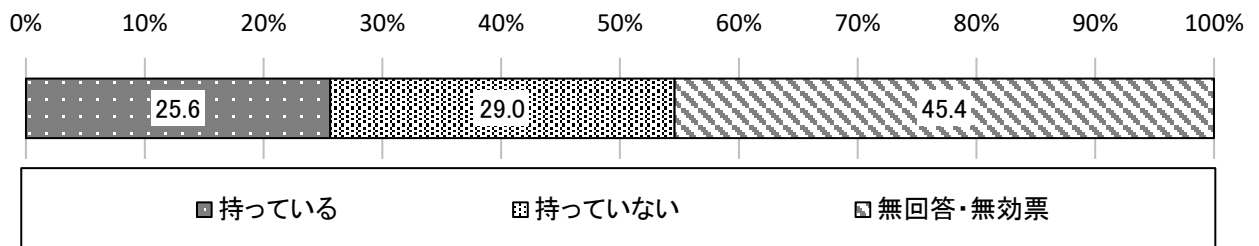
### ① 身体障害者手帳について

n=879



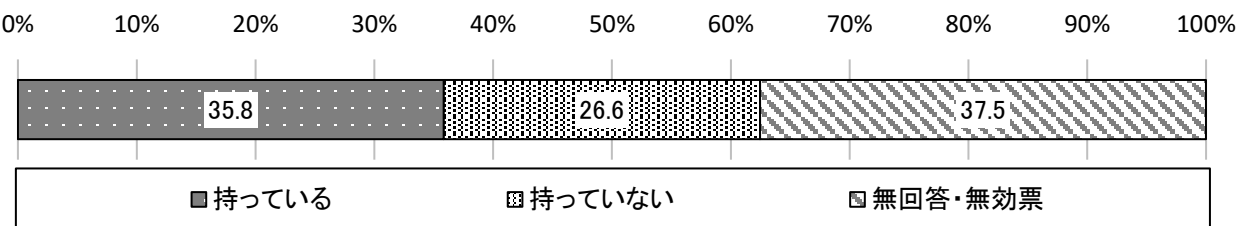
### ② 療育手帳(愛の手帳など)について

n=879



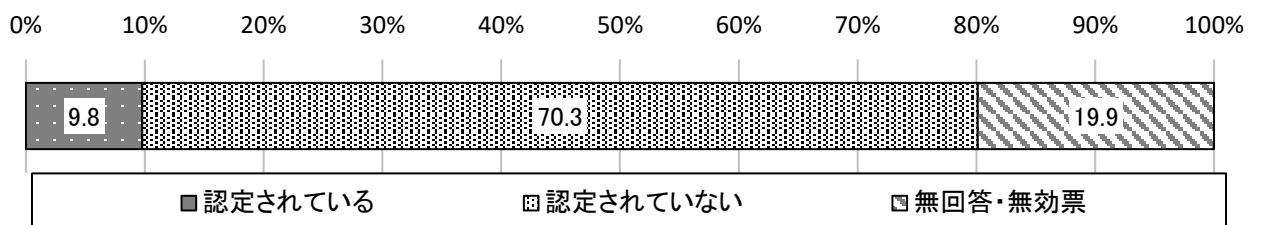
### ③ 精神障害者保健福祉手帳について

n=879



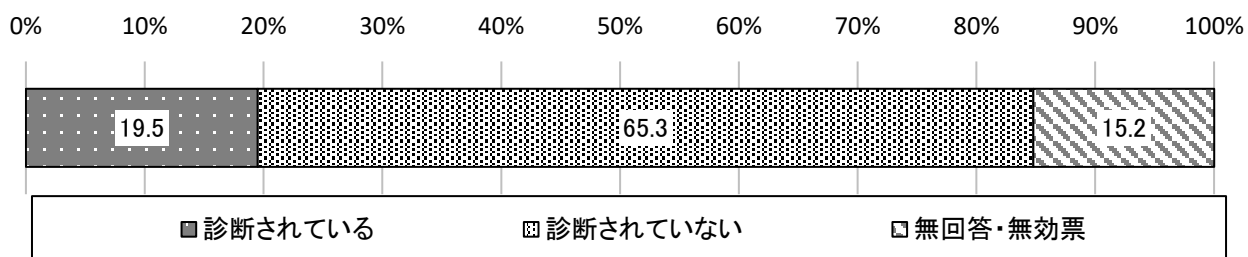
### ④ 難病(特定疾患)の認定について

n=879



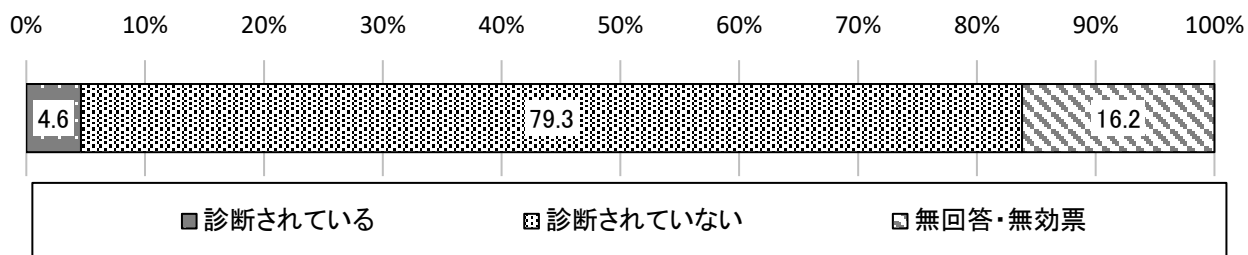
⑤ 発達障害の診断について

n=879



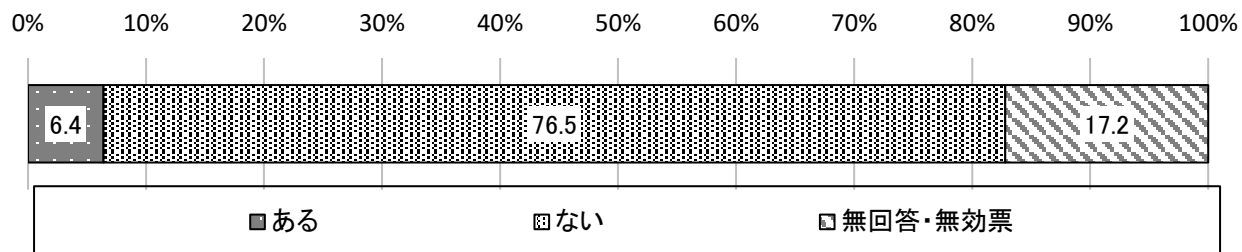
⑥ 高次脳機能障害の診断について

n=879



⑦ 強度行動障害の有無について

n=879



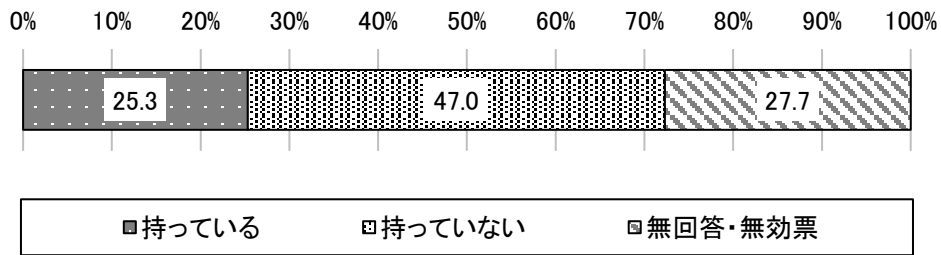
<18歳未満調査>

障害者手帳の種類ごとの保有率は、身体障害者手帳が25.3%、療育手帳が67.9%、精神障害者保健福祉手帳が4.4%となっています。

また、発達障害と診断された方は55.0%となっています。強度行動障害については、13.3%があると回答しました。

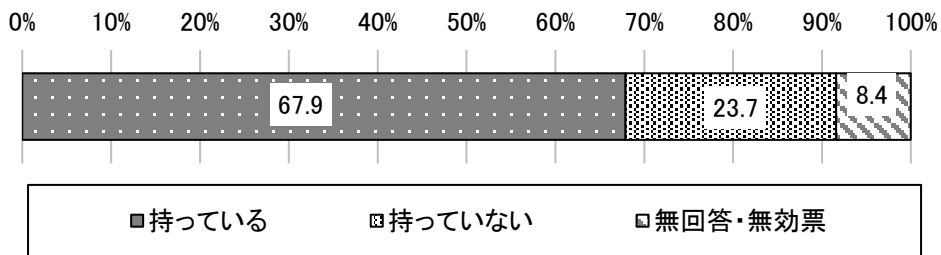
① 身体障害者手帳について

n=249



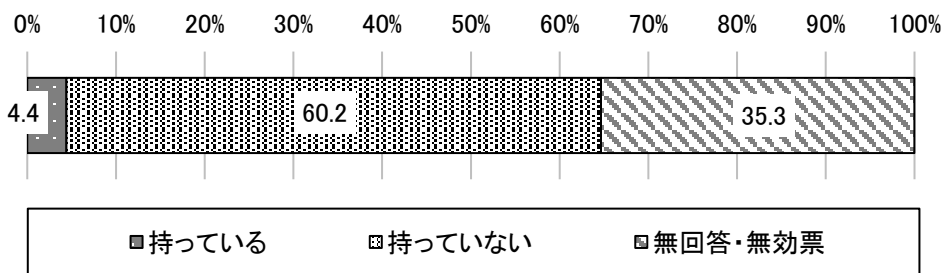
② 療育手帳について

n=249



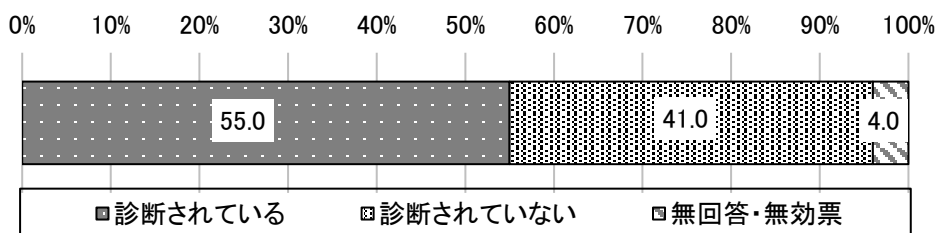
③ 精神障害者保健福祉手帳について

n=249



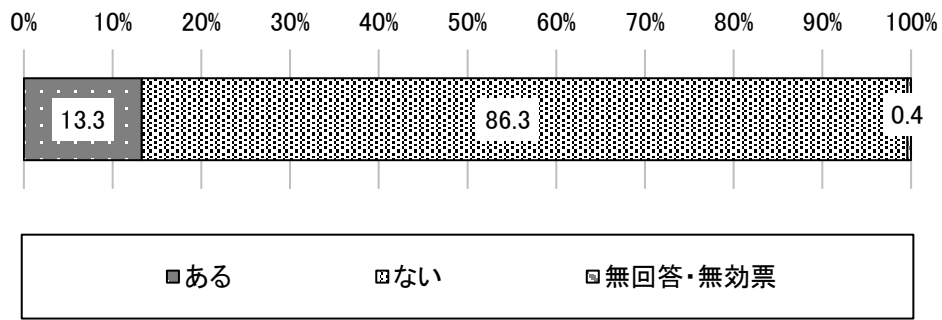
④ 発達障害の診断について

n=249



⑤ 強度行動障害の有無について

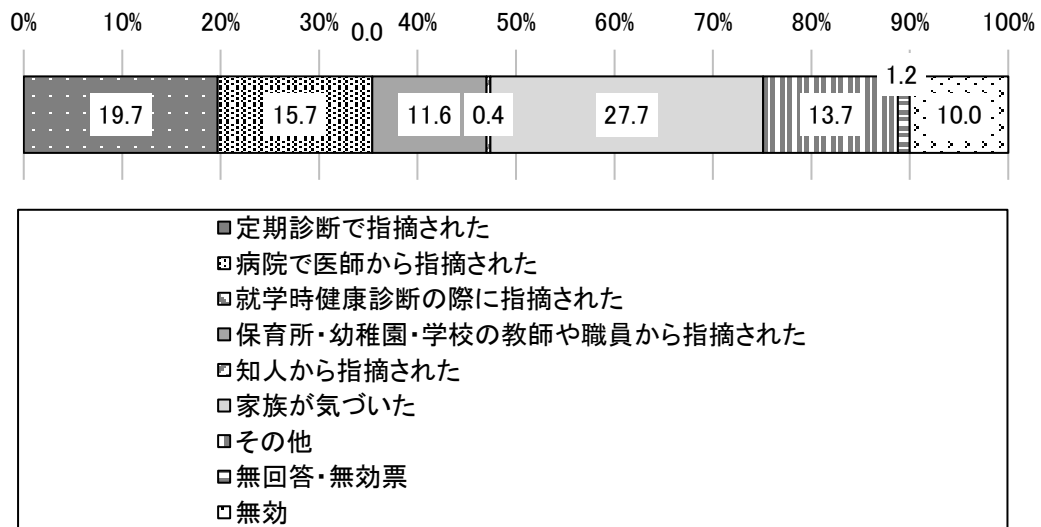
n=249



障害や発達が心配になったきっかけについては、「家族が気付いた」の割合が最も高く、次いで「定期健診(乳幼児健康診査)で指摘された」が高くなっています。

資料2-1 障害や発達が心配になったきっかけについて

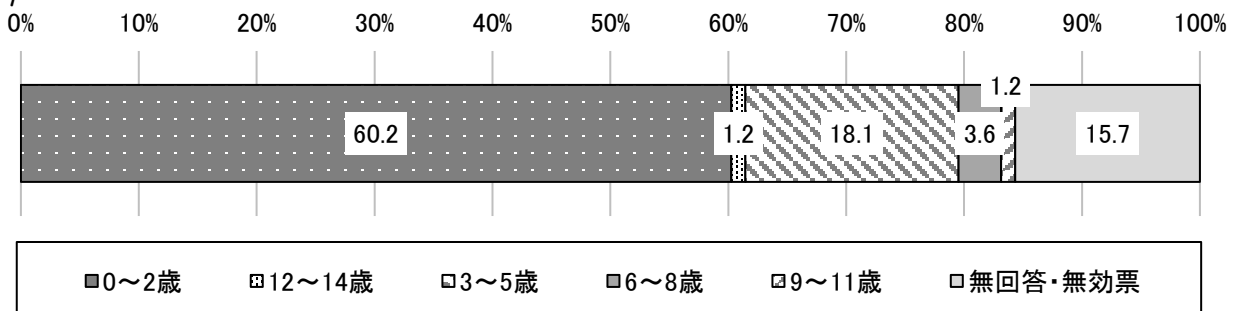
n=249



発達の不安や障害に気付いた時の対象児の年齢については、「0~2歳」の割合が高くなっています。

資料2-2 発達の不安や障害に気付いた時の対象児の年齢について

n=249



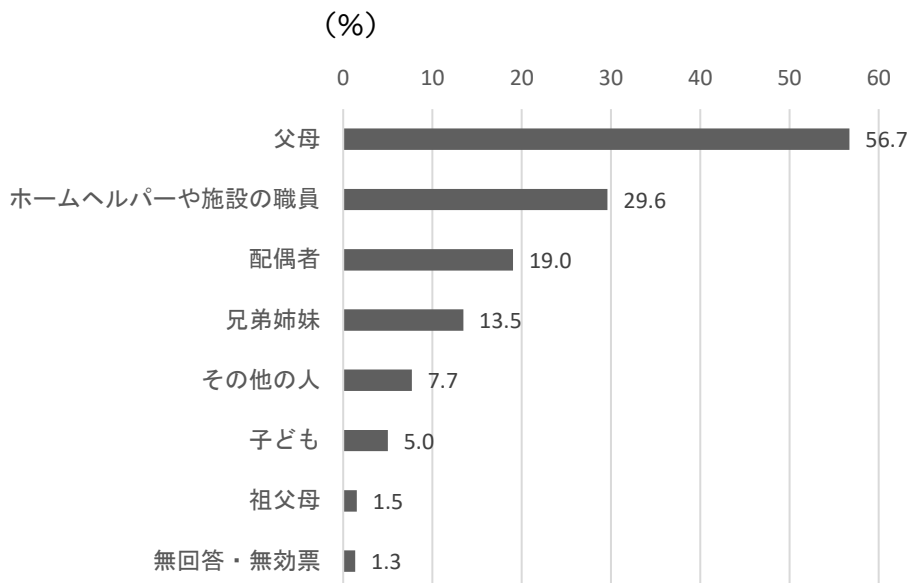
### (3) 介助者について

<18歳以上調査>

主な介助者については、「父母」の割合が最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」や「配偶者（夫または妻）」の割合が高くなっています。

資料3-1 主な介助者について【複数回答可】

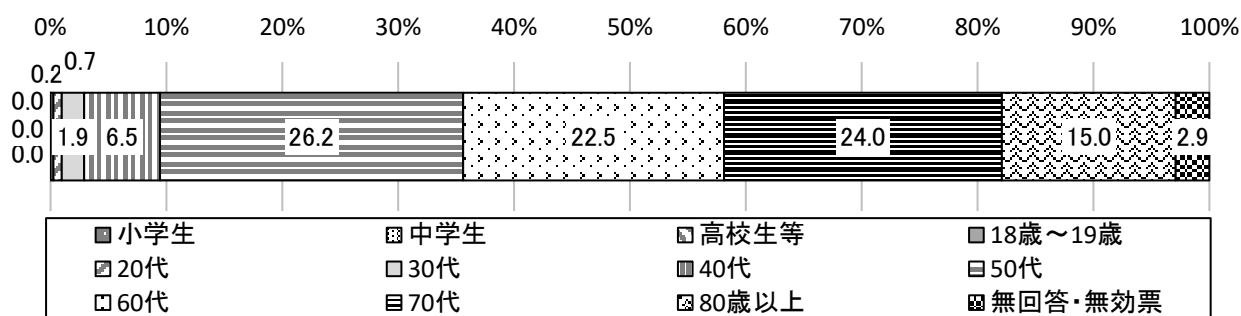
n=496



主な介助者が親族である場合、その年齢については、約4割が「70代」以上であり介助者の高齢化が見受けられます。

資料3-2 主な介助者の年齢について

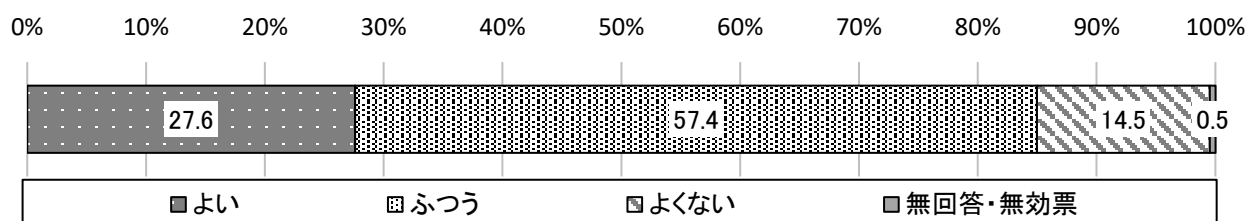
n=413



主な介助者が親族である場合、その健康状態については、「ふつう」の割合が最も高くなっています。

資料3-3 主な介助者の健康状態について

n=413

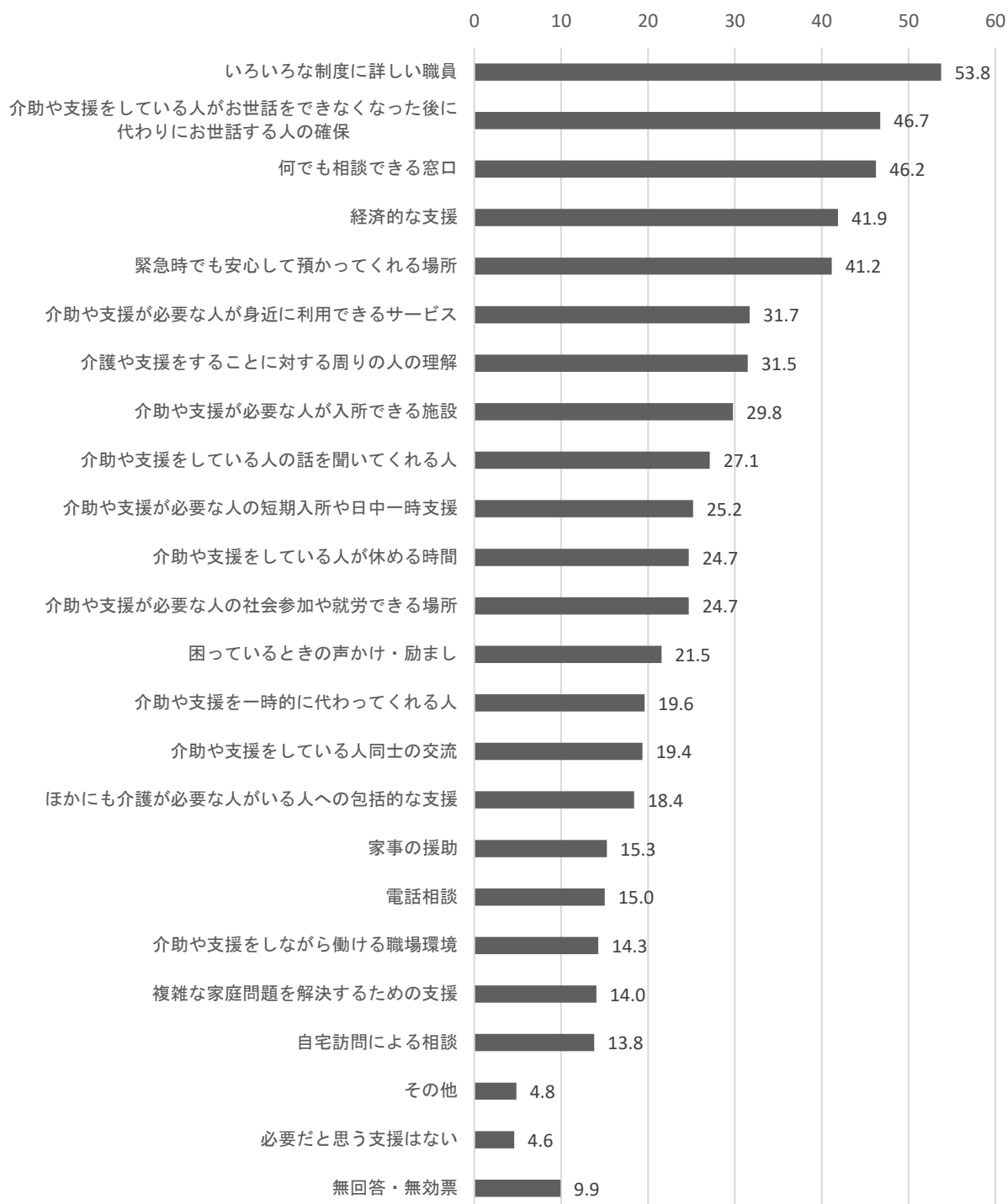


介助者を支えるために必要だと思う支援について、「いろいろな制度に詳しい職員」の割合が最も高くなっています。

資料3-4 介助者を支えるために必要だと思う支援について【複数回答可】

n=413

(%)



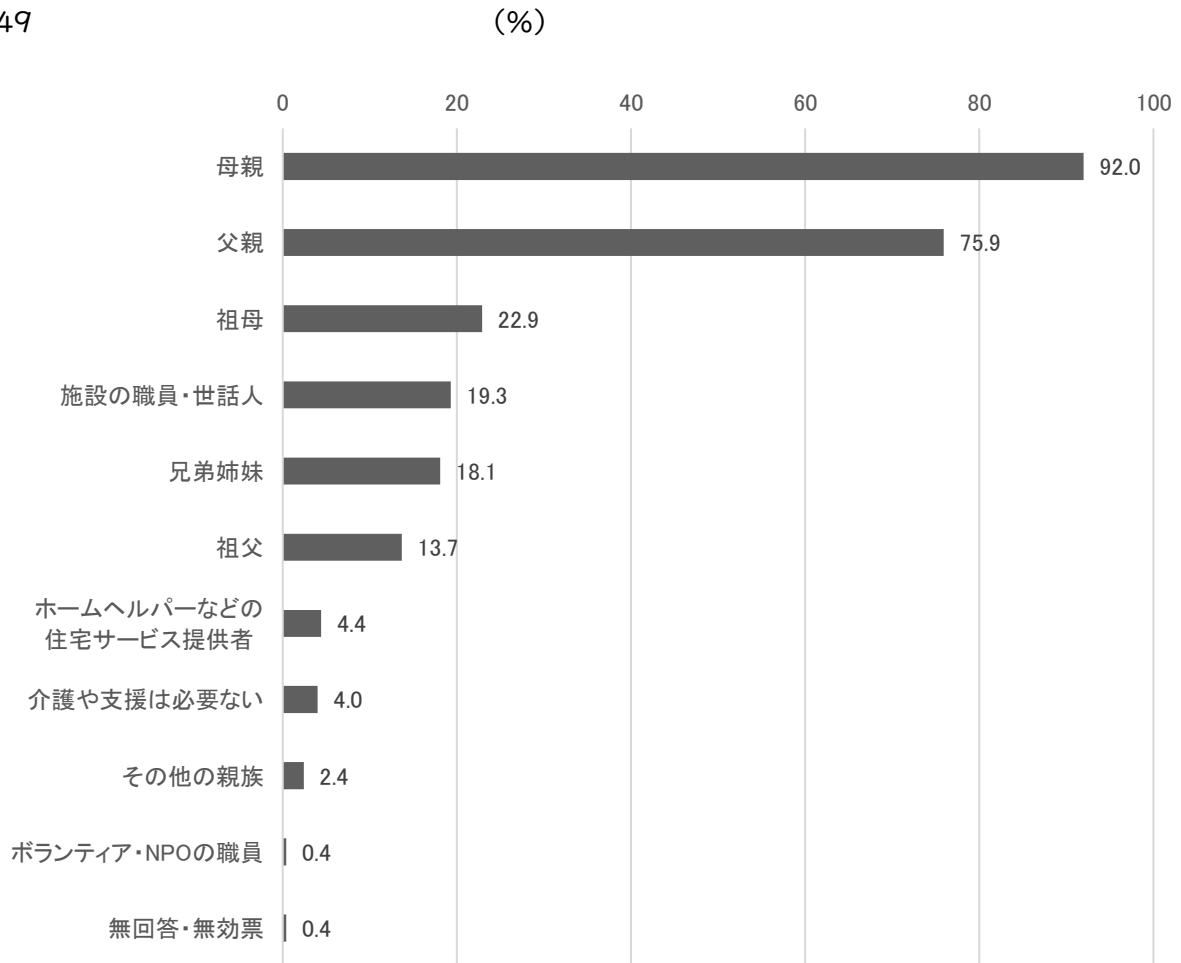


<18歳未満調査>

主な介助者については、「母親」の割合が最も高く、次いで「父親」や「祖母」の割合が高くなっています。

資料3-5 主な介助者について【複数回答可】

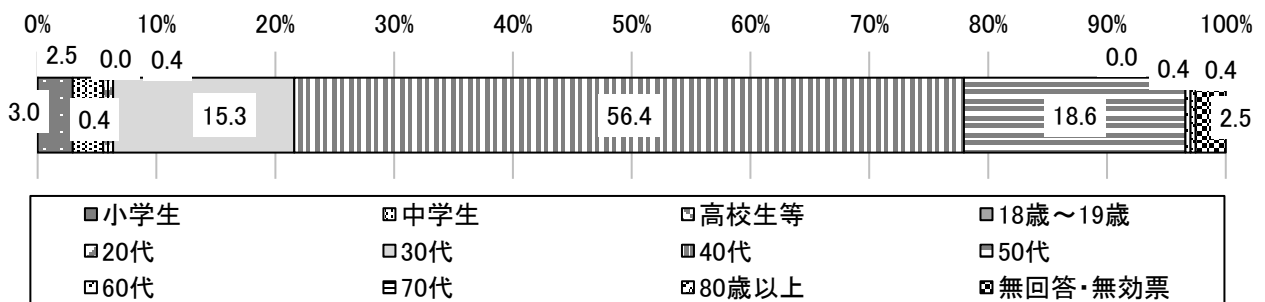
n=249



主な介助者が親族である場合、その年齢については、「40代」の割合が最も高くなっています。

資料3-6 主な介助者の年齢について

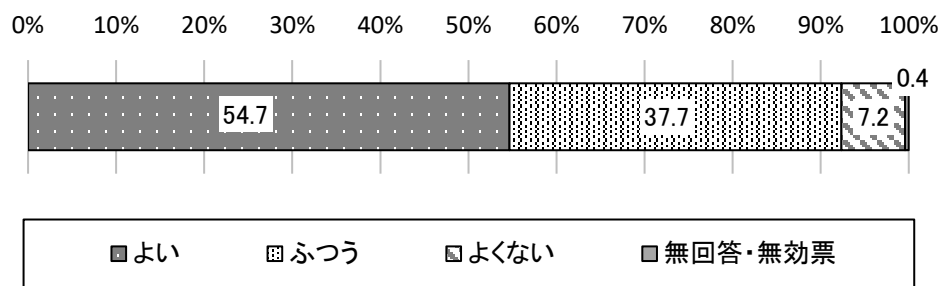
n=236



主な介助者が親族である場合、その健康状態については、9割以上が「ふつう」か「よい」と答えています。

資料3-7 主な介助者の健康状態について

n=236



「介助や支援が必要な人自身(18歳未満)の将来」が最も高く、次いで「自分亡き後の不安」や「時間に追われている」の割合が高くなっています。

### 資料3-8 介助や支援で困っていることについて

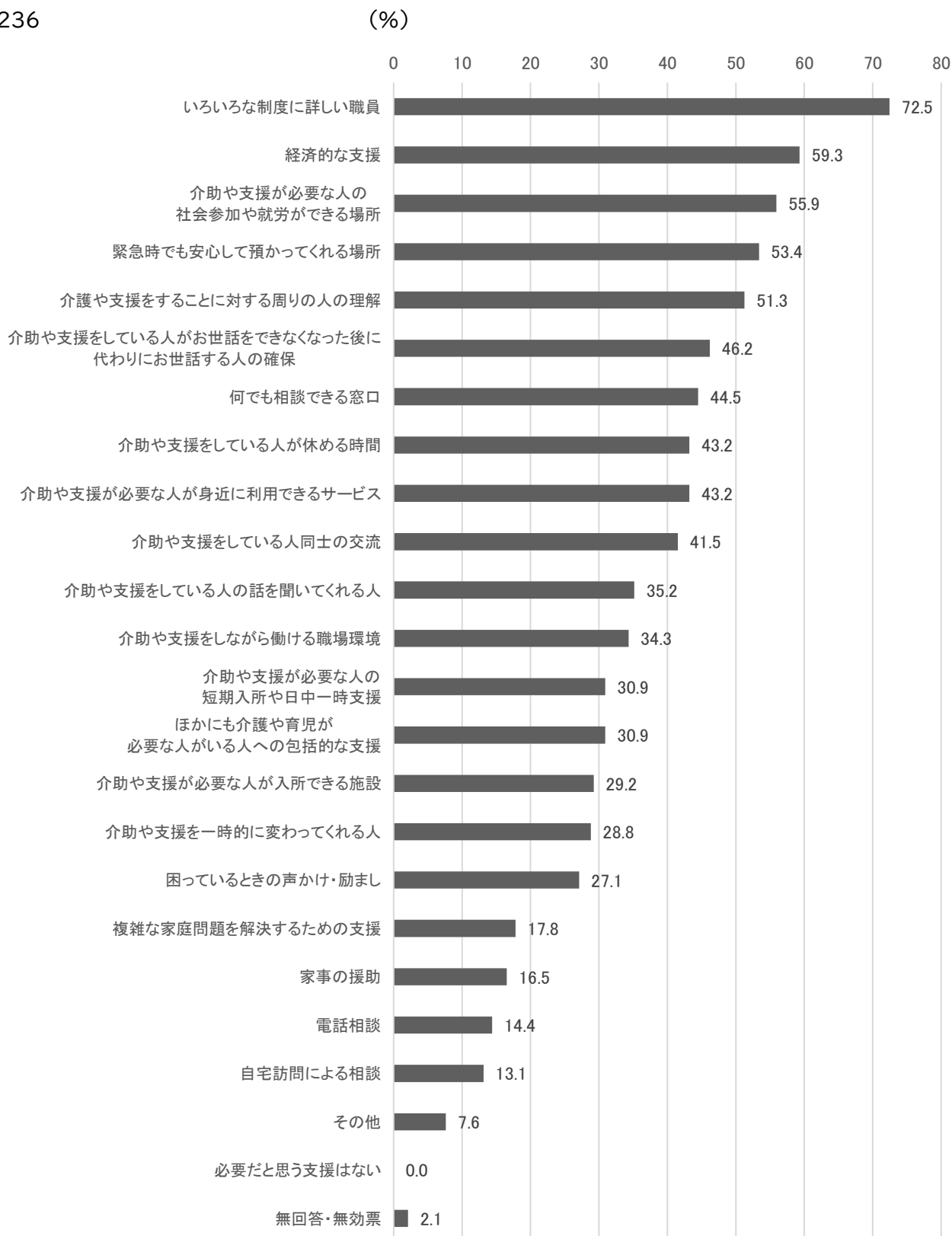
n=236



介助者を支えるために必要だと思う支援について、「いろいろな制度に詳しい職員」の割合が最も高くなっています。

資料3-9 介助者を支えるために必要だと思う支援について【複数回答可】

n=236



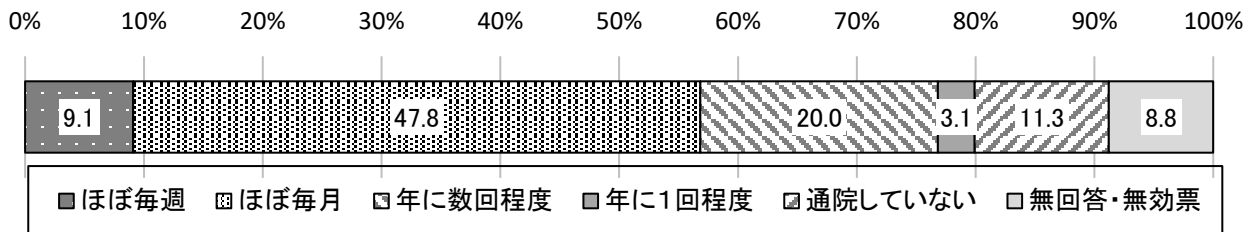
(4) 医療について

<18歳以上調査>

定期的な通院については、5割以上が「ほぼ毎月」もしくは「ほぼ毎週」と答えており、次いで「年に数回程度」や「通院していない」の割合が高くなっています。

資料4-1 定期的な通院について

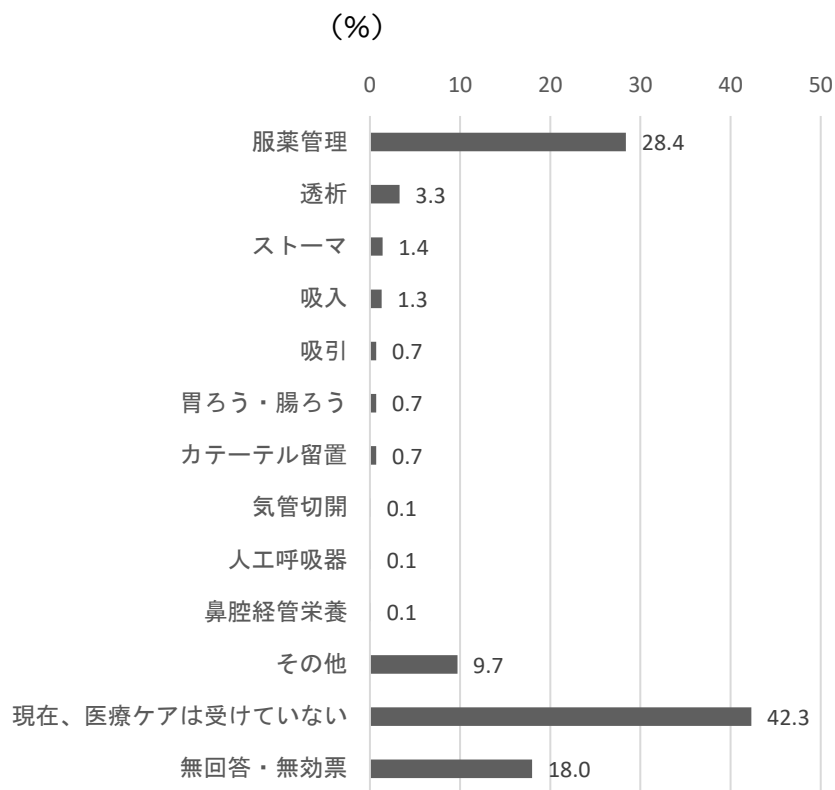
n=879



現在受けている医療的ケアについては、「現在、医療ケアは受けていない」という回答が約4割ですが、それ以外では「服薬管理」が最も高くなっています。

資料4-2 現在受けている医療的ケアについて【複数回答可】

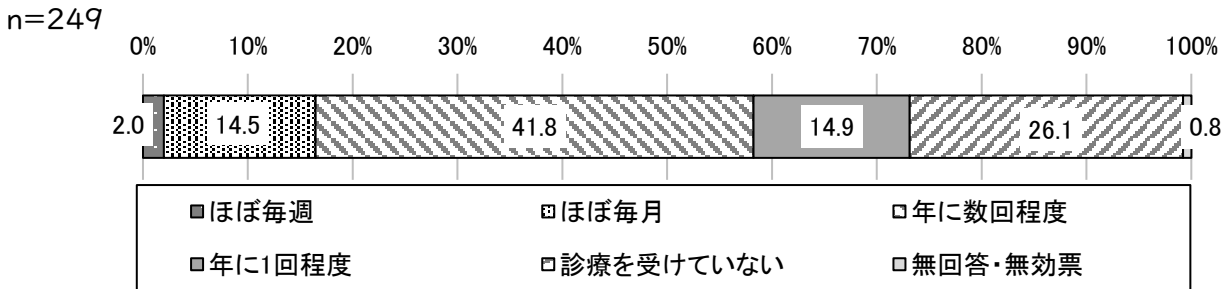
n=879



<18歳未満調査>

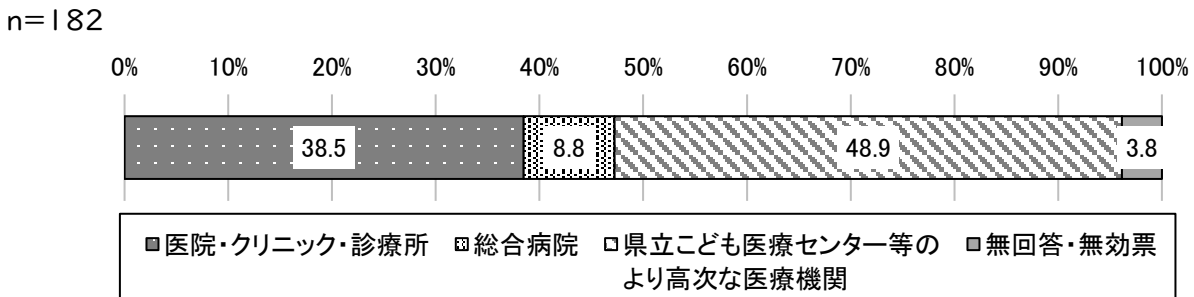
定期的に通院しているかについては、「年に数回程度」の割合が最も高く、次いで「診療を受けていない」や「年に1回程度」の割合が高くなっています。

資料4-3 定期的な通院について



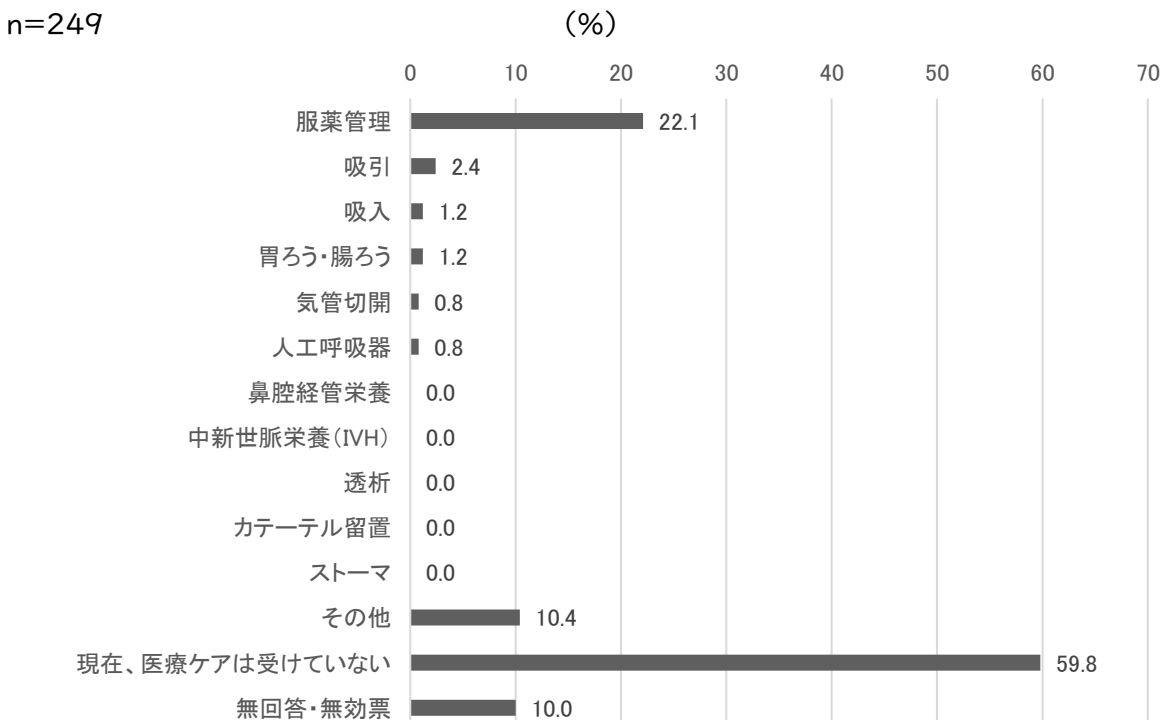
通院している医療機関については、約5割が「県立子ども医療センター等のより高次な医療機関」と答えています。

資料4-4 通院している医療機関について



現在受けている医療的ケアについては、「現在、医療ケアは受けていない」という回答が5割以上ですが、それ以外では「服薬管理」が最も高くなっています。

資料4-5 現在受けている医療的ケアについて【複数回答可】



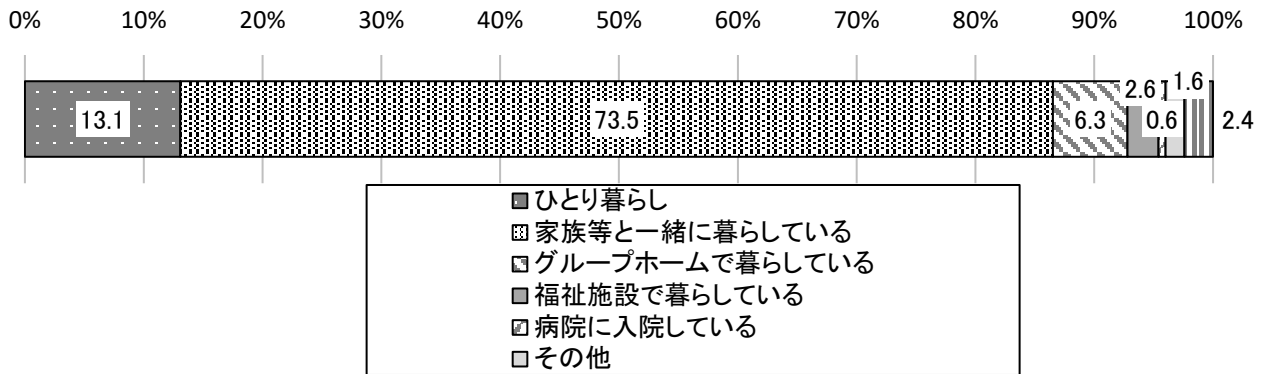
(5) 住まいや暮らしについて

<18歳以上調査>

現在の暮らし方については、7割以上が「家族等と一緒に暮らしている」と答えています。

資料5-1 現在の暮らし方について

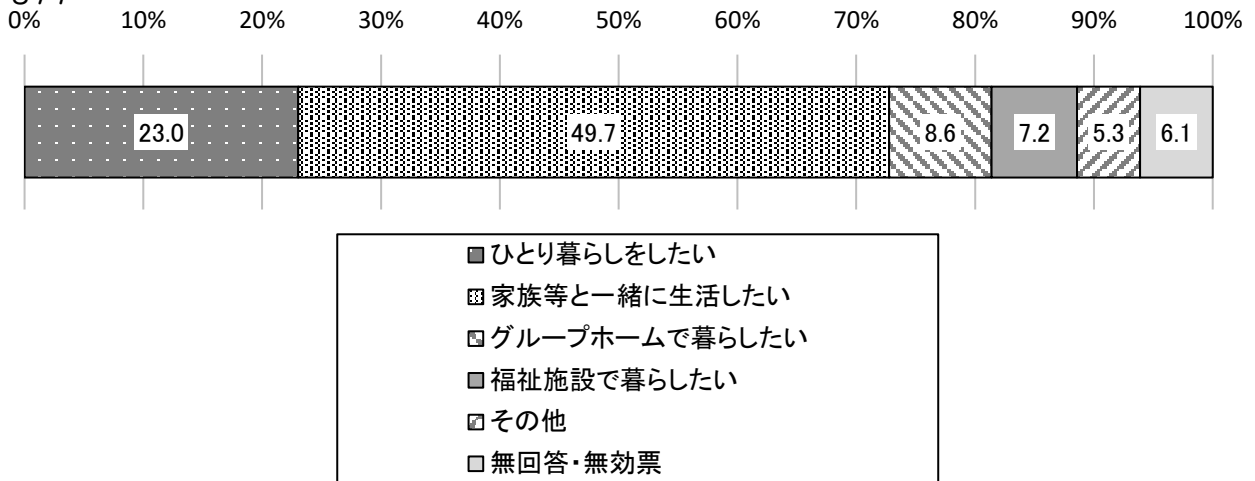
n=879



将来の暮らし方については、現在の暮らし方と比較すると「ひとり暮らしをしたい」や「グループホームで暮らしたい」、「福祉施設（障害者支援施設、老人ホーム等）で暮らしたい」の割合が増えています。

資料5-2 将来の暮らし方について

n=879

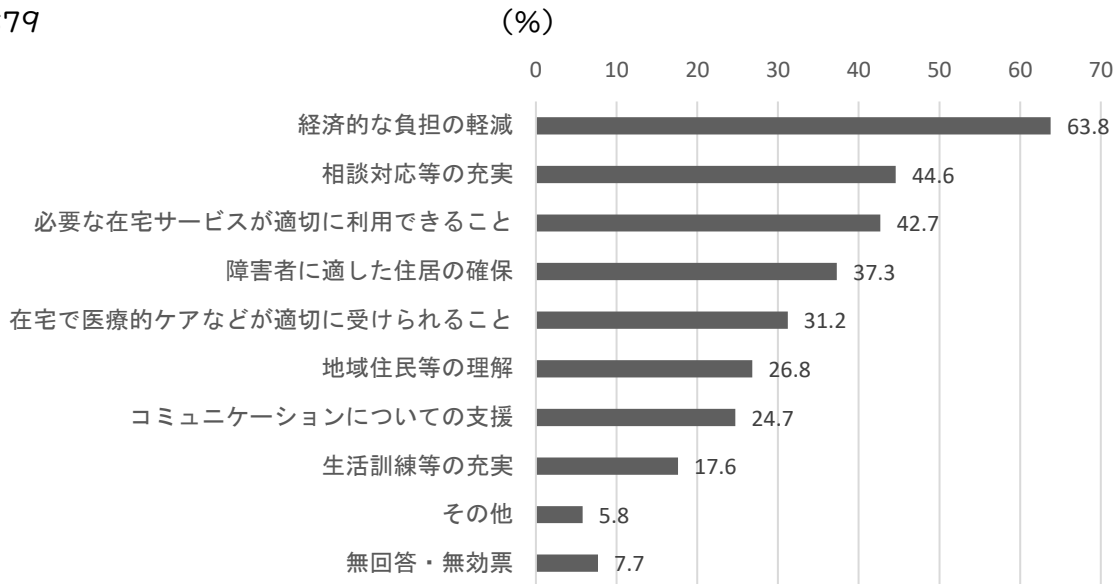




地域で生活をするためには必要な支援については、「経済的な負担の軽減」の割合が最も高く、次いで「相談対応等の充実」や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が高くなっています。

資料5-3 地域で生活するため必要な支援について【複数回答可】

n=879

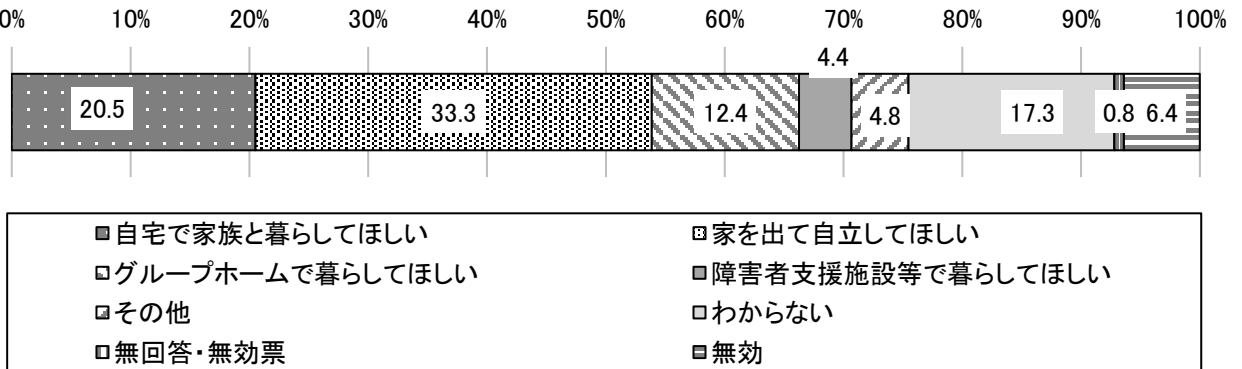


<18歳未満調査>

お子さんの将来の生活については、3割以上の保護者が「家を出て自立してほしい」と答えています。

資料5-4 将来の暮らし方について

n=248



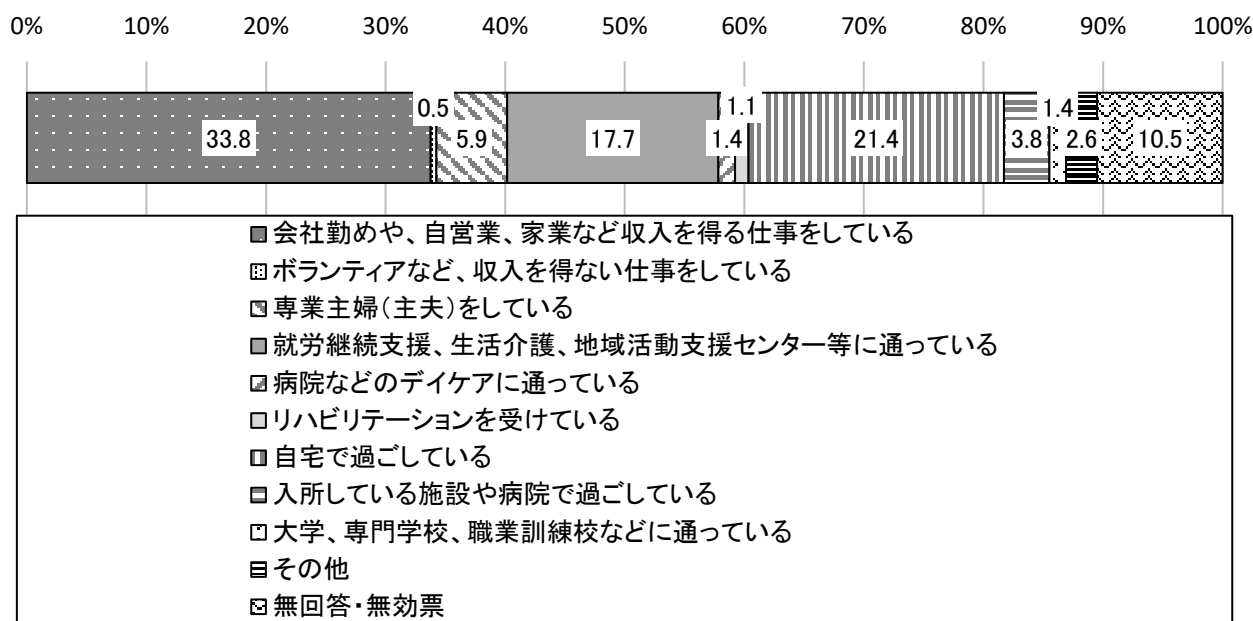
(6) 日中活動や就労について

<18歳以上調査>

平日の主な日中の過ごし方については、約3割が「会社勤めや、自営業、家業など収入を得る仕事をしている」と答えており、次いで「自宅で過ごしている」と「就労継続支援、生活介護、地域活動支援センター等に通っている」がそれぞれ2割程度と割合が高くなっています。

資料6-1 平日の主な日中の過ごし方について

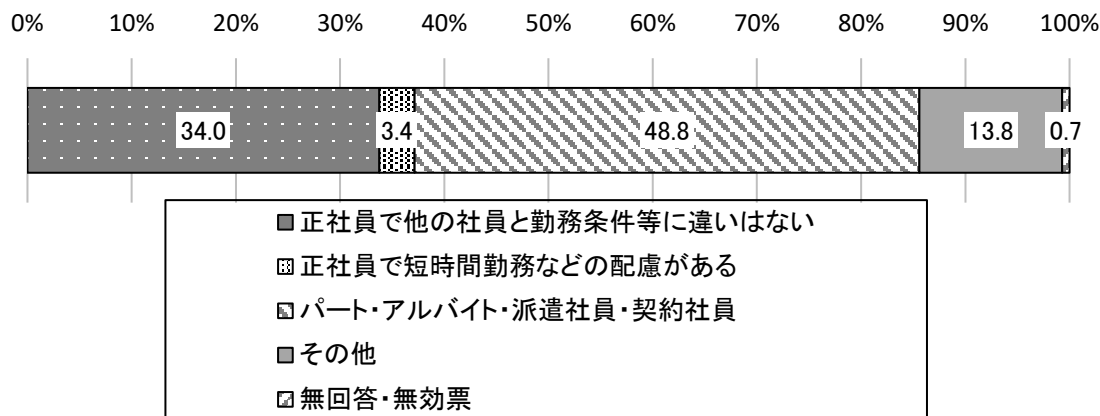
n=879



収入のある仕事をしている方の勤務形態については、約5割が「パート・アルバイト・派遣社員(職員)」と答えており、最も割合が高くなっています。次いで約3割が「正社員(正職員)で他の社員(職員)と勤務条件等に違いはない」と答えています。

資料6-2 収入を得る仕事をしている方の勤務形態について

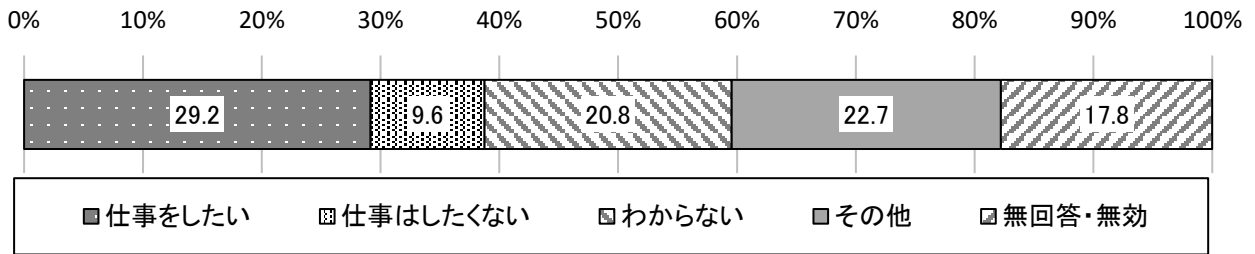
n=297



収入のある仕事をしていない方の今後の就労に関する意向については、約3割が「仕事をしたい」と答えています。

資料6-3 今後の就労に関する意向について

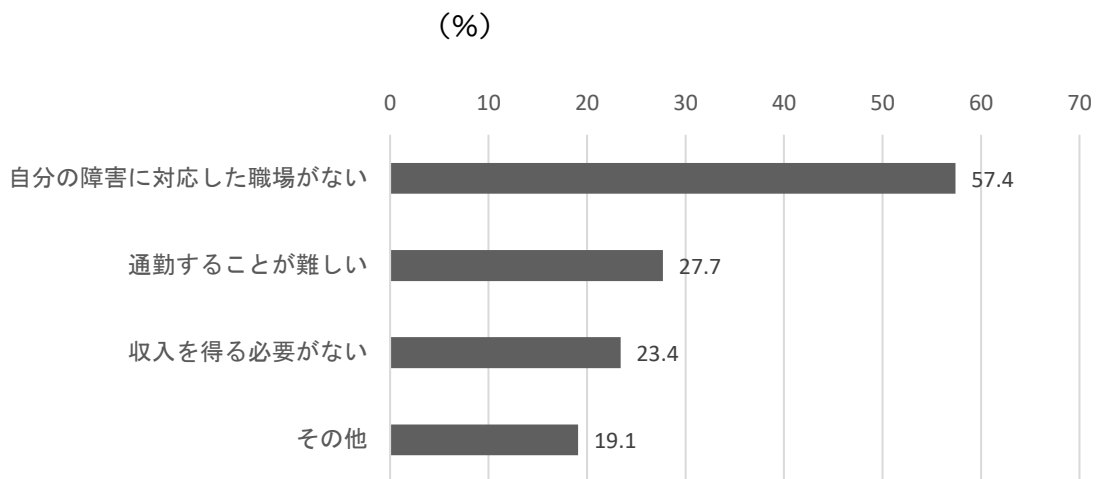
n=489



「仕事はしたくない」の理由では、「自分の障害に対応した職場がない」の割合が最も高くなっており、次いで「通勤することが難しい」の割合が高くなっています。なお、「その他」では、「年齢の問題」や「介護者と離れられない」といった回答がありました。

資料6-4 仕事はしたくない理由について【複数回答可】

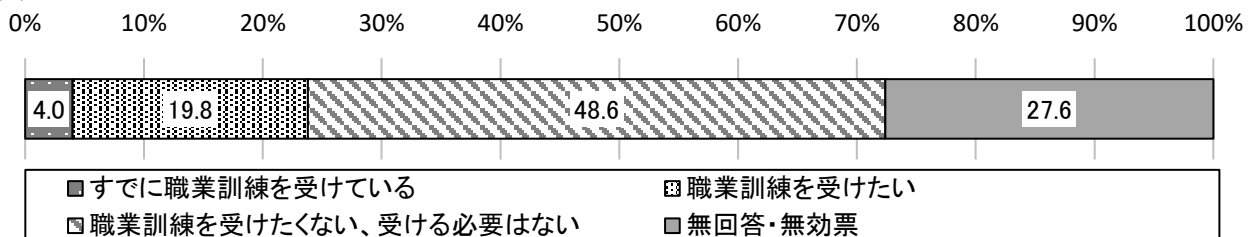
n=47



就労を目的とした職業訓練の受講意向については、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が最も高い一方、約2割は「職業訓練を受けたい」と答えています。

資料6-5 就労を目的とした職業訓練の受講意向について

n=879

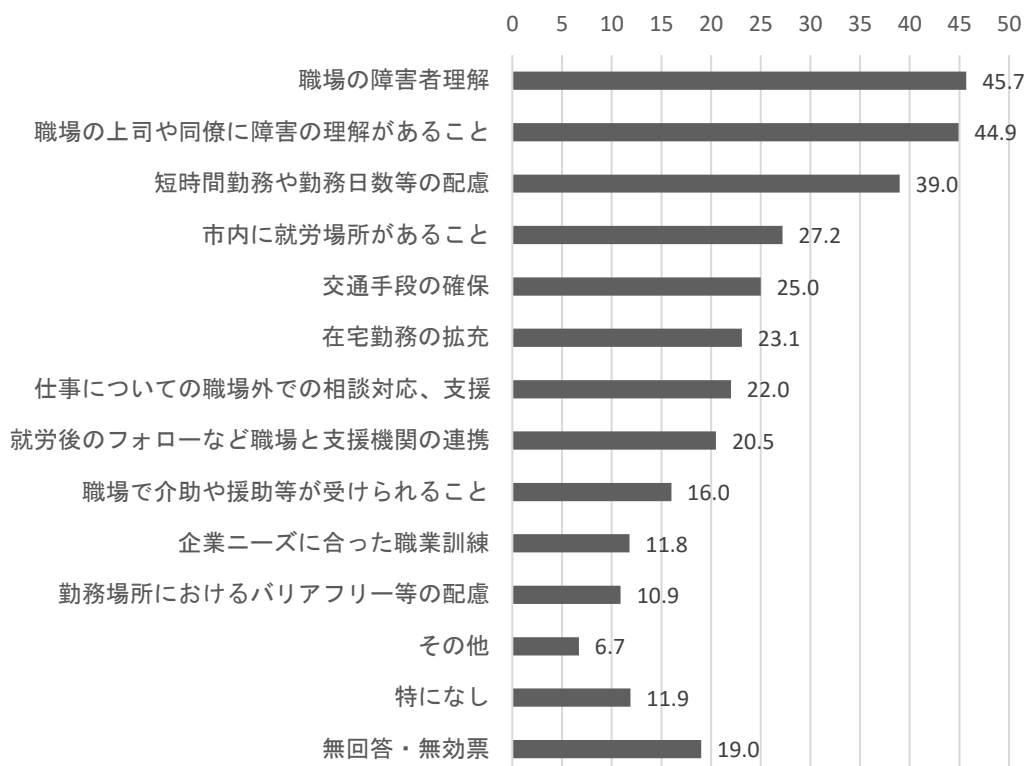


障害者の就労のために必要なこととしては、「職場の障害者理解」や「職場の上司や同僚に障害の理解があること」という回答が最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が高くなっています。

### 資料6-6 障害者の就労のために必要なことについて【複数回答可】

n=879

(%)

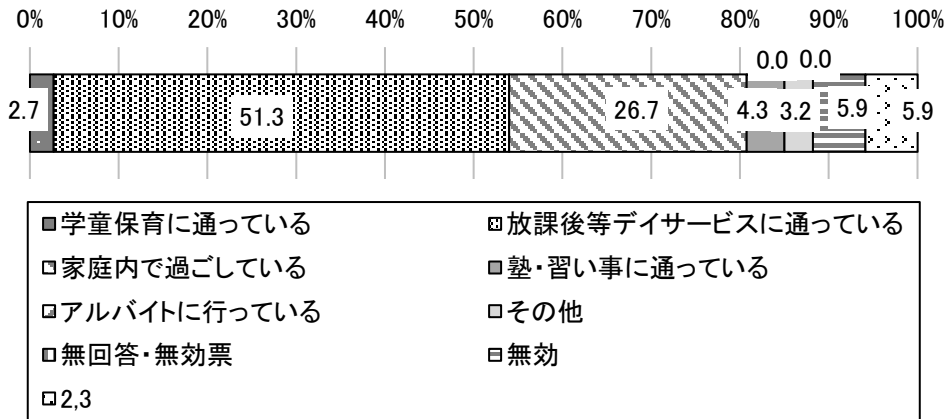


<18歳未満調査>

学校に通学している場合の放課後の過ごし方では、5割以上が「放課後等デイサービスに通っている」と回答しています。

資料6-7 学校に通学している場合の放課後の過ごし方について

n=187

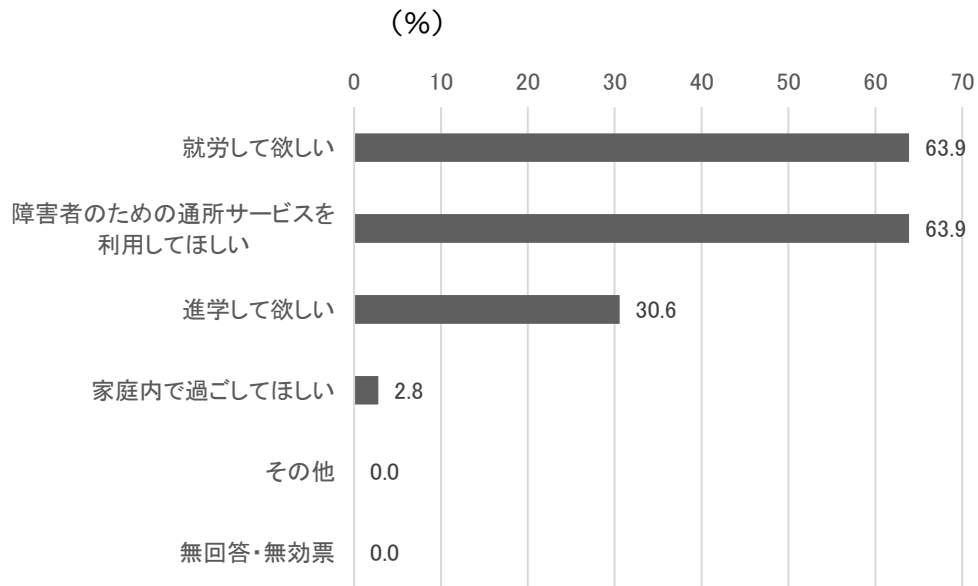


お子さんの高等学校・高等部を卒業後の日中の過ごし方については、保護者からの回答として「就労して欲しい」や「障害者のための通所サービス(就労継続支援・生活介護・地域活動支援センターなど)を利用してほしい」の割合が高くなっています。

資料6-8 お子さんの高等学校・高等部を卒業後の日中の過ごし方について

【複数回答可】

n=36



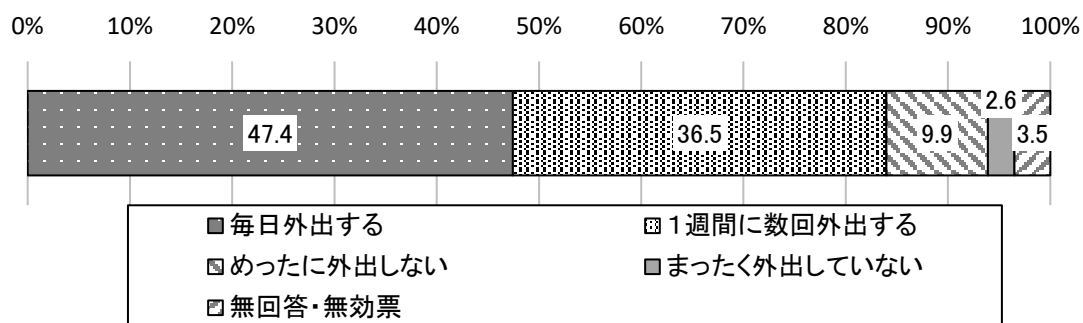
(7) 外出について

<18歳以上調査>

外出の頻度については、「毎日外出する」と「1週間に数回外出する」が合わせて8割以上を占めています。一方で、1割程度は「めったに外出しない」か「まったく外出していない」と回答しています。

資料7-1 1週間の外出頻度について

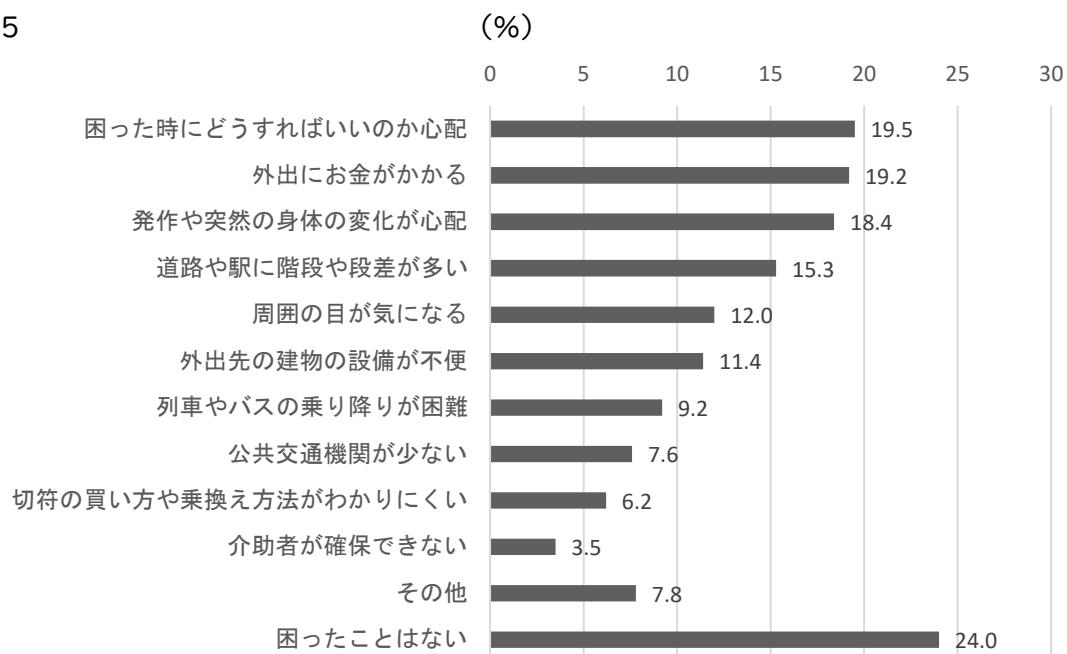
n=879



外出する時に困ることでは、「困ったことはない」の割合が最も高く、次いで「困った時にどうすればいいの心配」、「外出にお金がかかる」及び「発作や突然の身体の変化が心配」の割合が高くなっています。

資料7-2 外出する時に困ることについて【複数回答可】

n=825

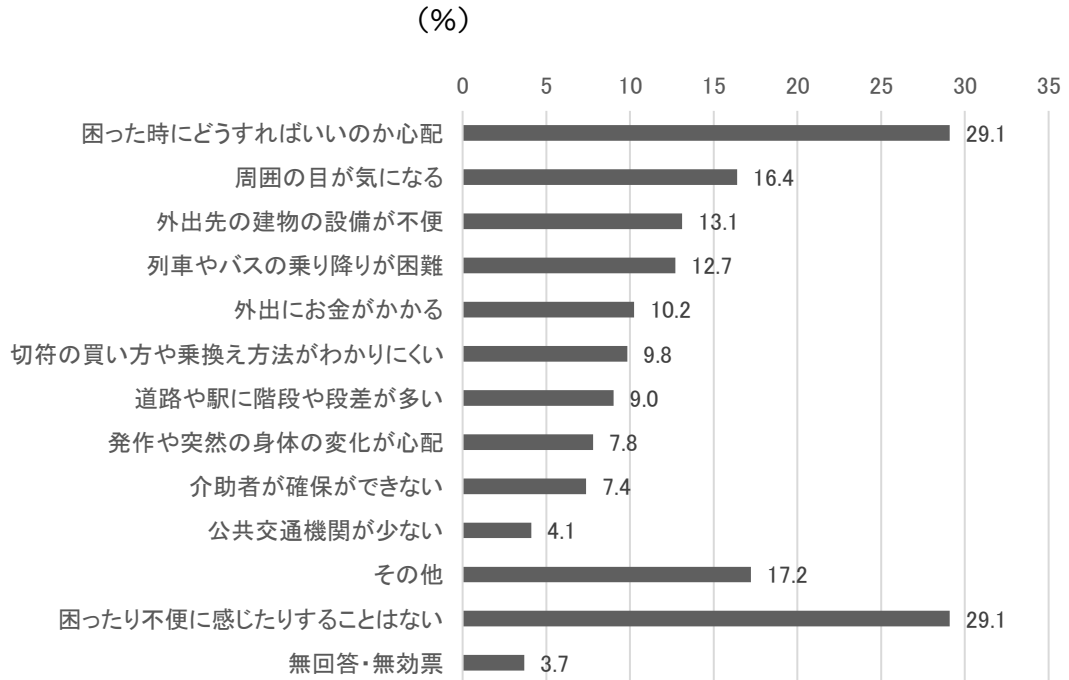


<18歳未満調査>

お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出する時に困ったり不便に感じることもあることについては、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が最も高く、次いで「周囲の目が気になる」や「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」の割合が高くなっています。一方、約3割は「困ったり不便に感じたりすることはない」と答えています。

資料7-3 お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出する時に、困ったり不便に感じるについて【複数回答可】

n=244



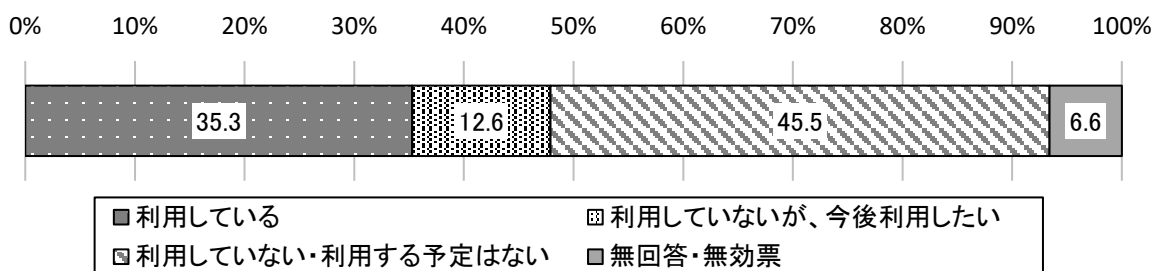
(8) 障害福祉サービスについて

<18歳以上調査>

障害福祉サービスの利用については、「利用していない・利用する予定はない」が4割半ばと最も高く、次いで「利用している」が約3割半ば程度を占めています。

資料8-1 障害福祉サービス利用について

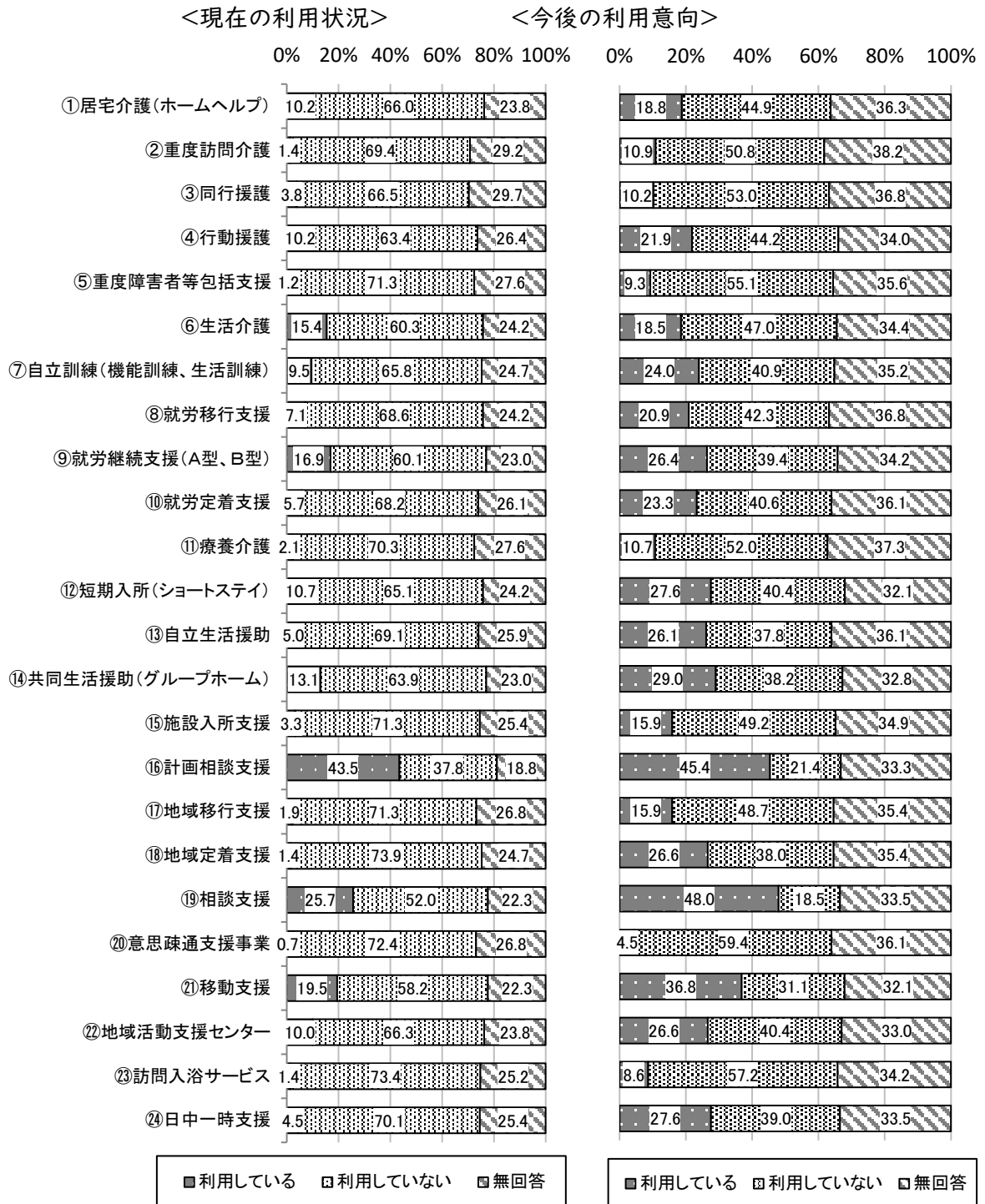
n=879



障害福祉サービスの利用状況では、「計画相談支援」で「利用している」の割合が最も高くなっています。  
 今度の障害福祉サービスの利用意向については、「相談支援」と「計画相談支援」で「利用したい」の割合高く、次いで「移動支援」や「共同生活援助(グループホーム)」の割合が高くなっています。

資料8-2 個々のサービスの利用状況について

n=421

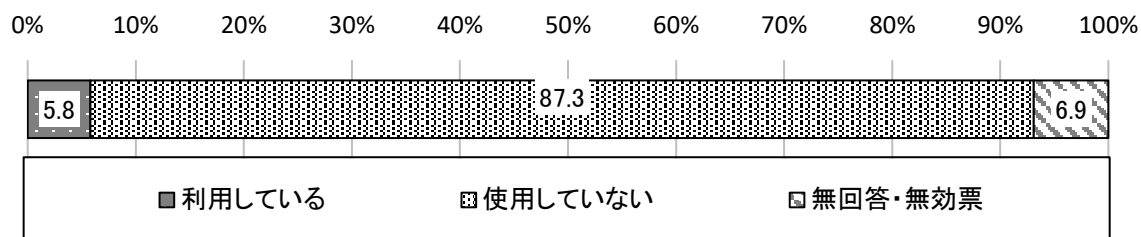




介護保険サービスの利用については、「利用していない」が約9割となっています。

資料8-3 介護保険サービス利用について

n=879

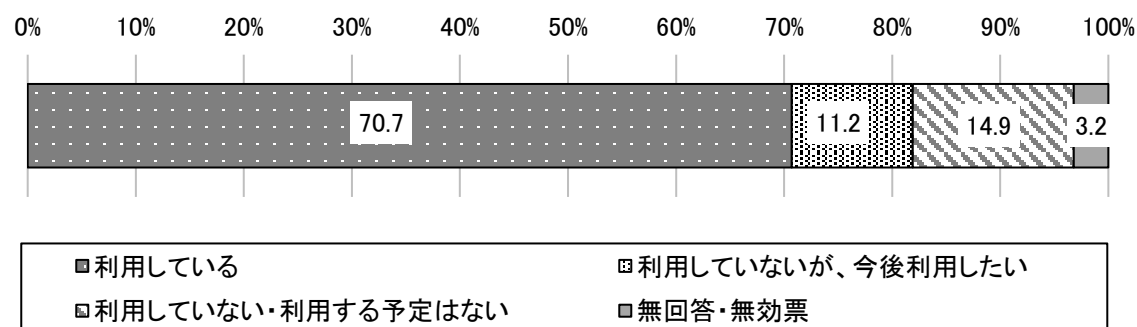


<18歳未満調査>

障害福祉サービスの利用については、「利用している」が7割と最も高くなっています。

資料8-4 障害福祉サービス利用について

n=249



個々の障害福祉サービスの利用状況については、「障害児相談支援」と「放課後等デイサービス」でも「利用している」の割合が高くなっています。

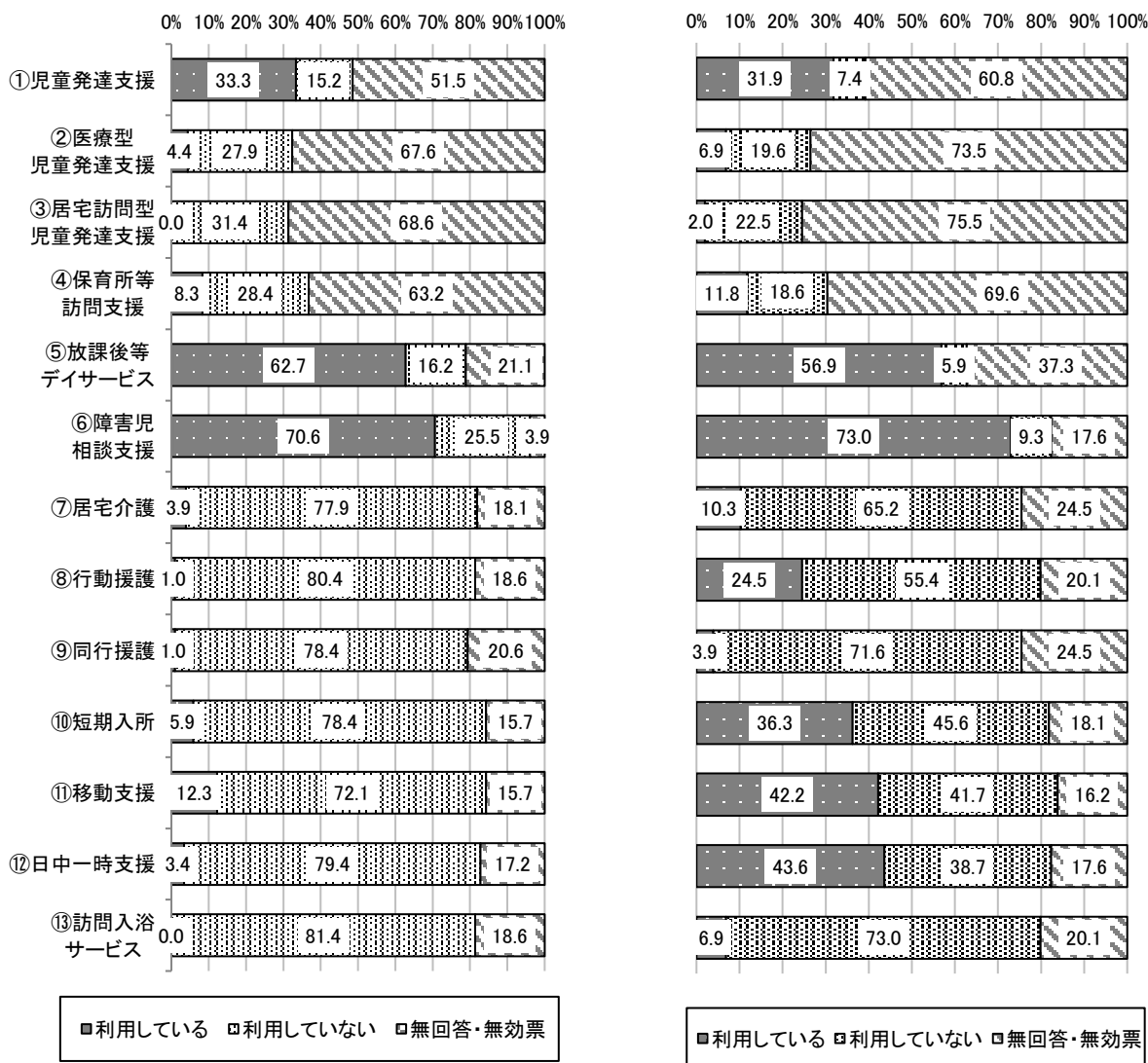
今後の障害福祉サービスの利用意向については、「障害児相談支援」で「利用したい」の割合が最も高く、次いで「放課後等デイサービス」及び「日中一時支援」の割合が高くなっています。

資料8-5 個々のサービスの利用状況について

n=204

<現在の利用状況>

<今後の利用意向>



※①～④は未就学児の対象児がいる方のみ回答

※⑤は就学児の対象児がいる方のみ回答

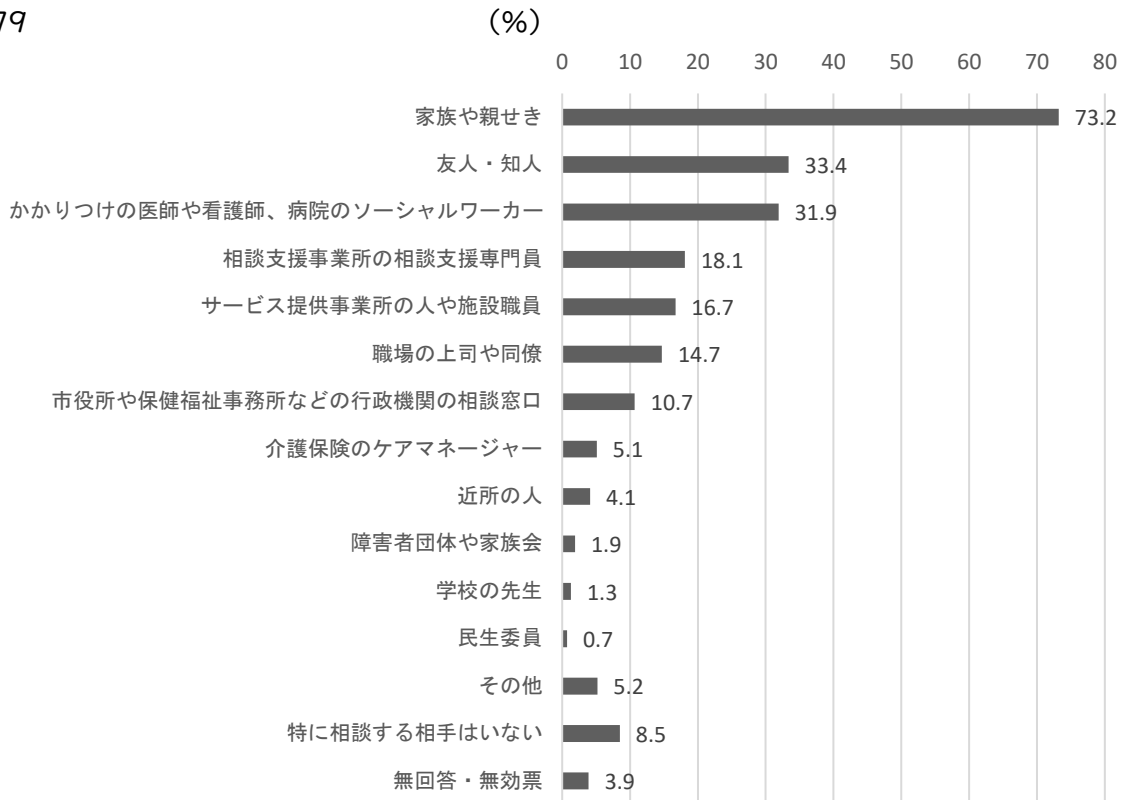
## (9) 相談について

<18歳以上調査>

相談相手については、「家族や親せき」の割合が最も高く、次いで「友人・知人」や「かかりつけの医師や看護師、病院のソーシャルワーカー」の割合が高くなっています。

資料9-1 相談相手について【複数回答可】

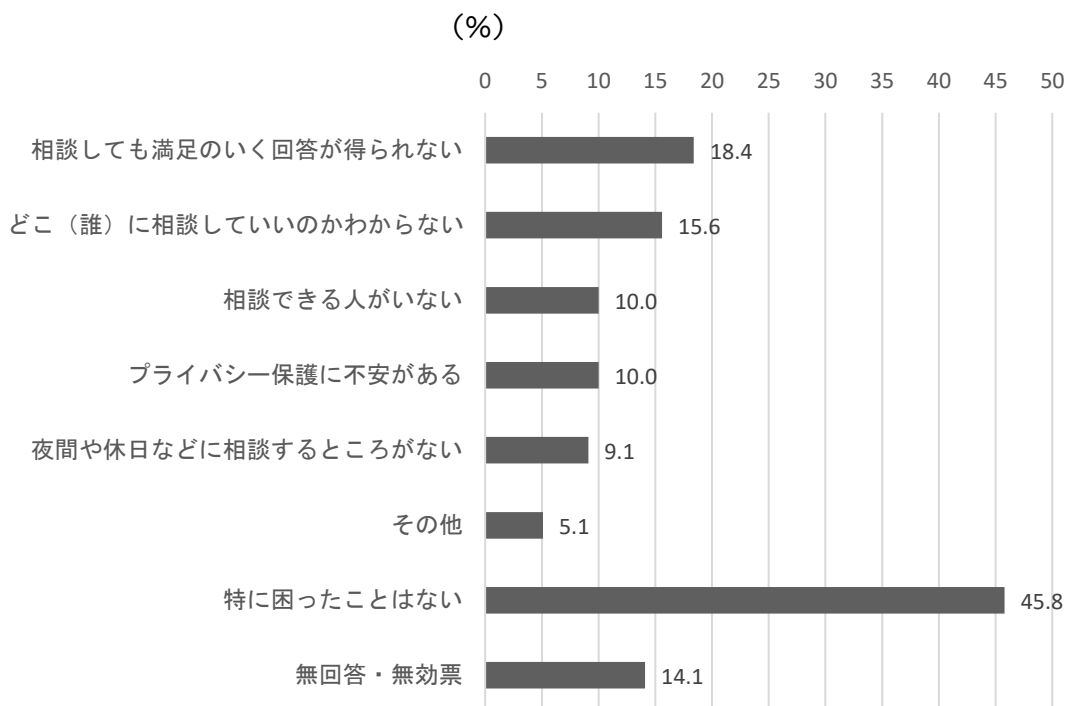
n=879



相談について困ることでは、「特に困ったことはない」の回答が最も高くなっています。次いで、「相談しても満足いく回答が得られない」や「どこ（誰）に相談していいのかわからない」の割合が高くなっています。

資料9-2 相談の際に困ることについて【複数回答可】

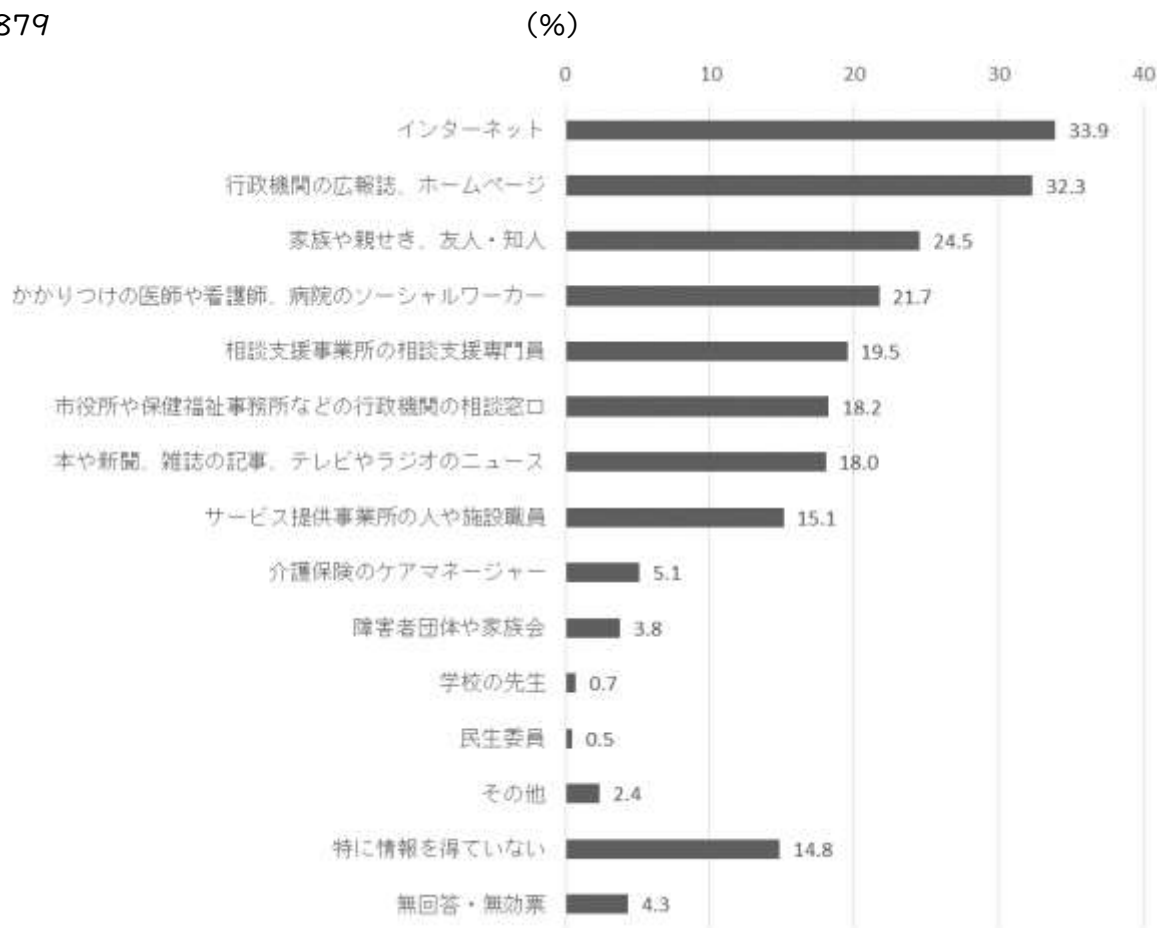
n=879



障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報を主にどこから得ているかについては、「インターネット」の割合が最も高く、次いで「行政機関の広報誌、ホームページ」や「家族や親せき、友人・知人」の割合が高くなっています。

資料9-3 障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報を主にどこから得ているかについて【複数回答可】

n=879

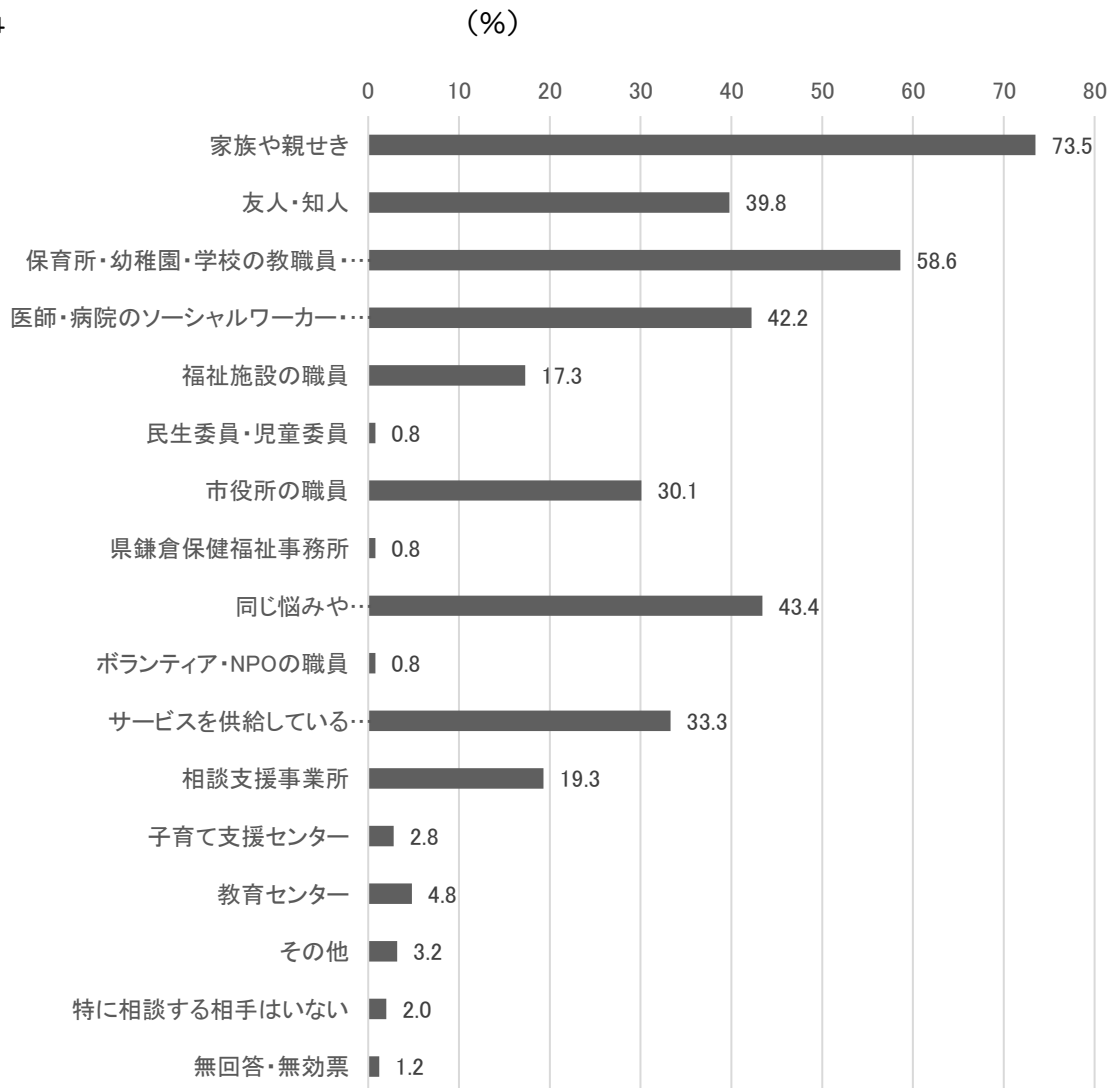


<18歳未満調査>

相談相手については、「家族や親せき」の割合が高く、次いで「保育所・幼稚園・学校の教職員・スクールカウンセラー」や「同じ悩みや障害のある子の保護者」の割合が高くなっています。

資料9-4 相談相手について【複数回答可】

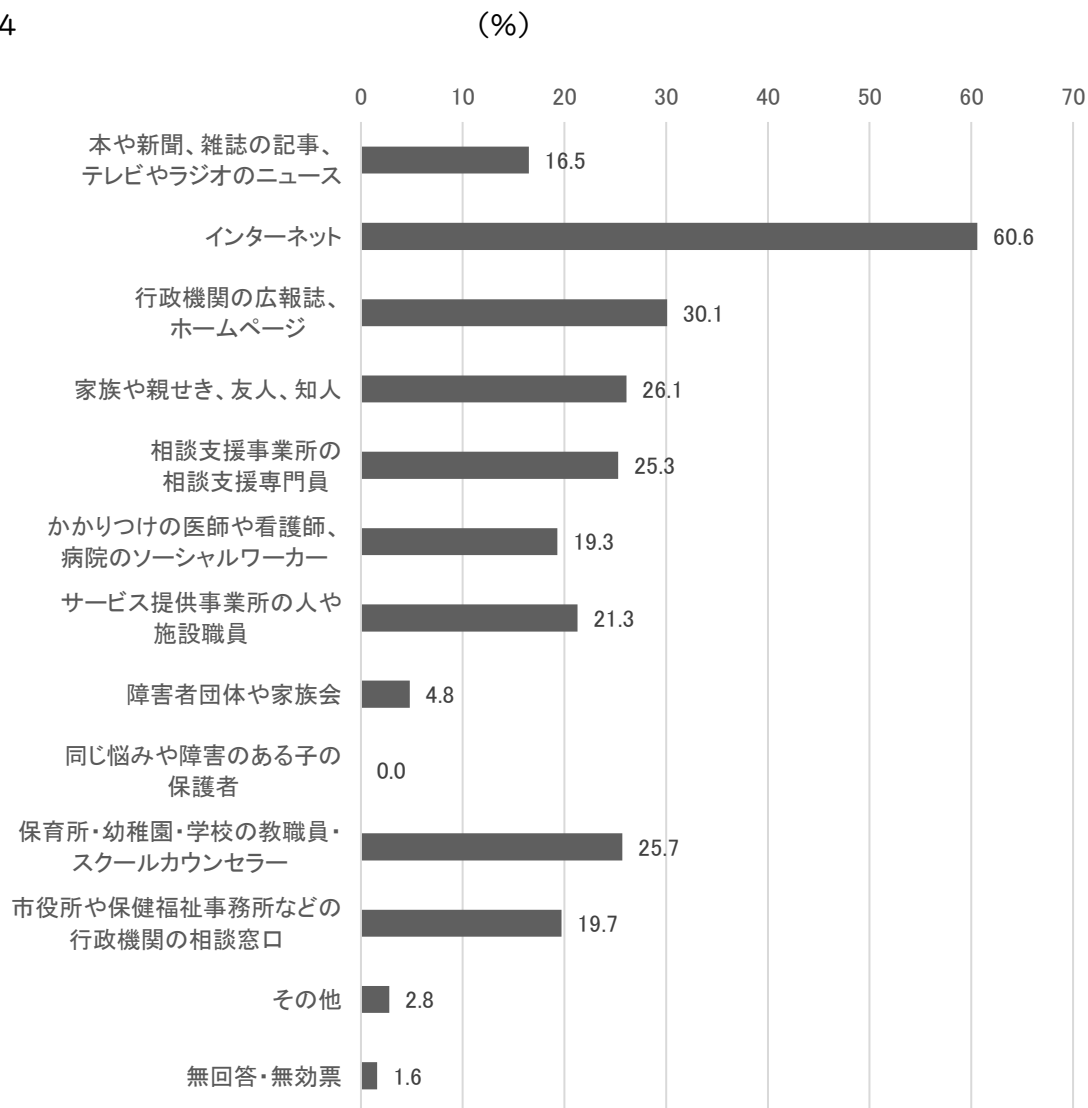
n=244



障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから得ているかについては、「インターネット」の割合が最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」や「行政機関の広報誌、ホームページ」の割合が高くなっています。

資料9-5 障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報を主にどこから得ているかについて【複数回答可】

n=244



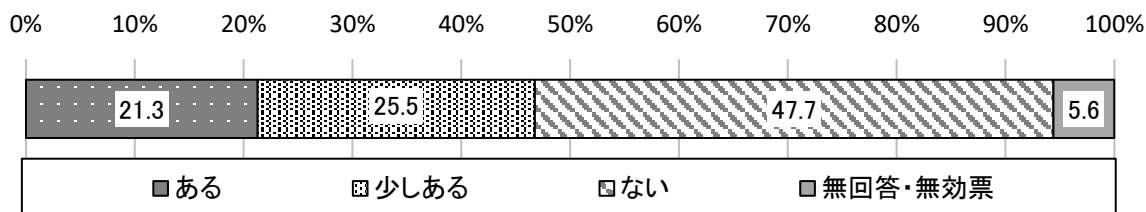
(10) 権利擁護について

<18歳以上調査>

障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについては、「ない」の割合が最も高い一方で、4割半ばが「少しある」か「ある」と回答しています。

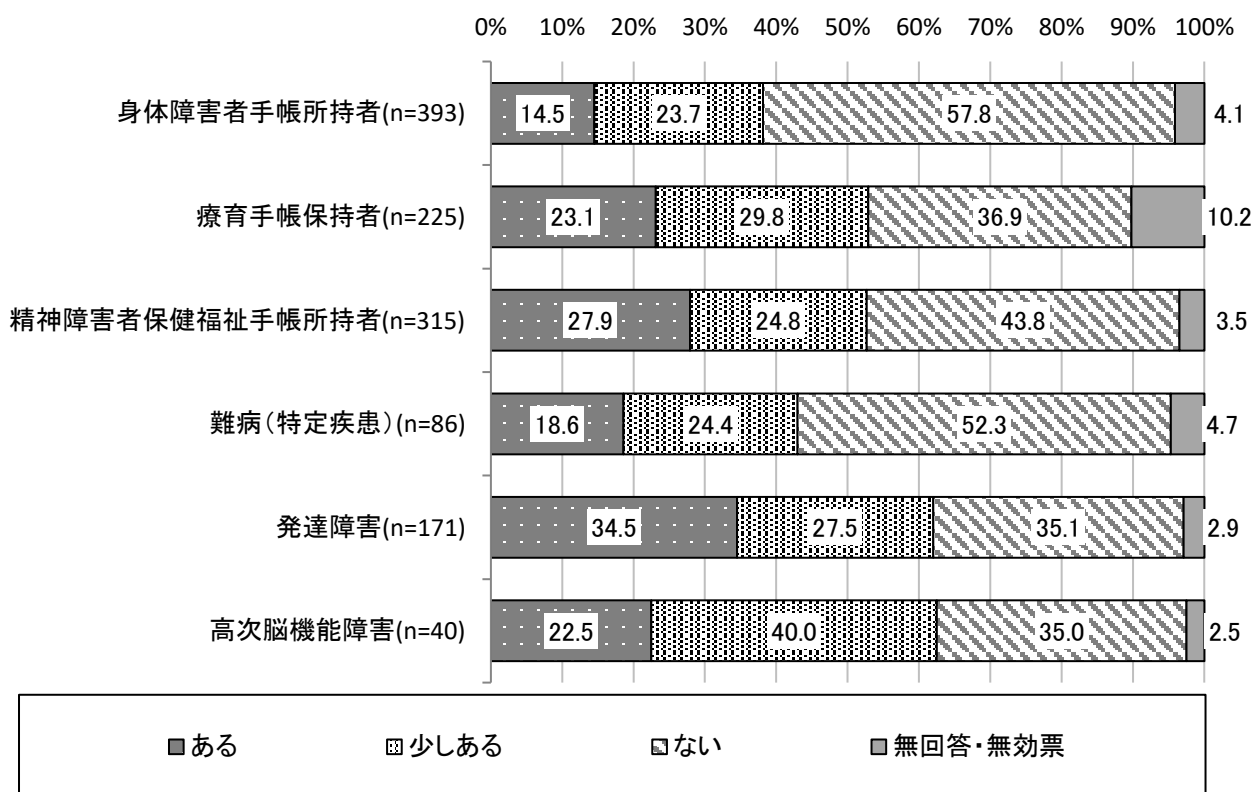
資料10-1 障害を理由に差別を受けた経験について

n=879



障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、障害別に見ると、「ある」は、発達障害の割合が高く、「ない」は、身体障害者手帳所持者、難病(特定疾患)が高くなっています。

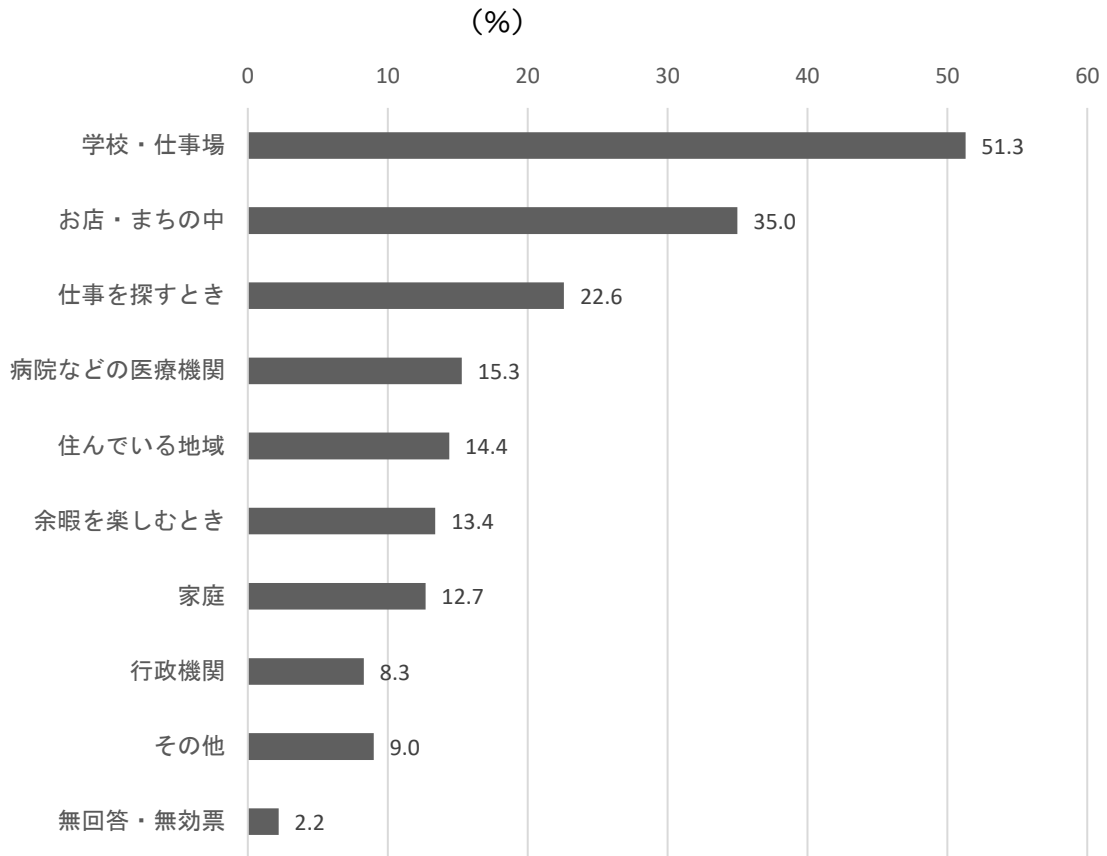
資料10-2 障害を理由に差別を受けた経験について(障害別)



どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「学校・仕事場」の割合が最も高く、次いで「お店・まちの中」や「仕事を探すとき」の割合が高くなっています。

資料10-3 差別を受けた場所について【複数回答可】

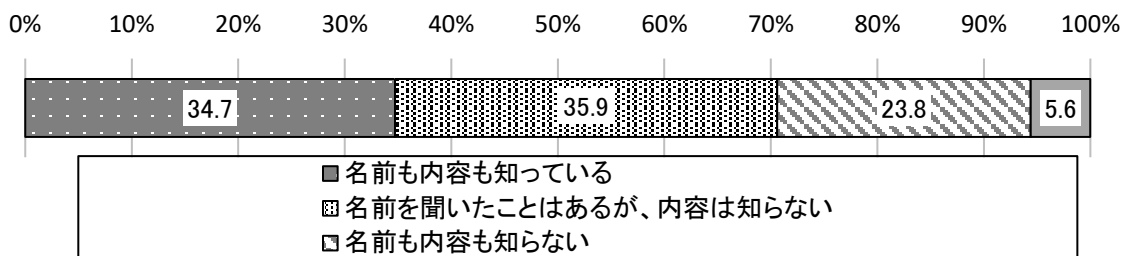
n=879



成年後見制度を知っているかについては、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」または「名前も内容も知らない」の割合が約6割と高くなっています。

資料10-4 成年後見制度の認知について

n=879



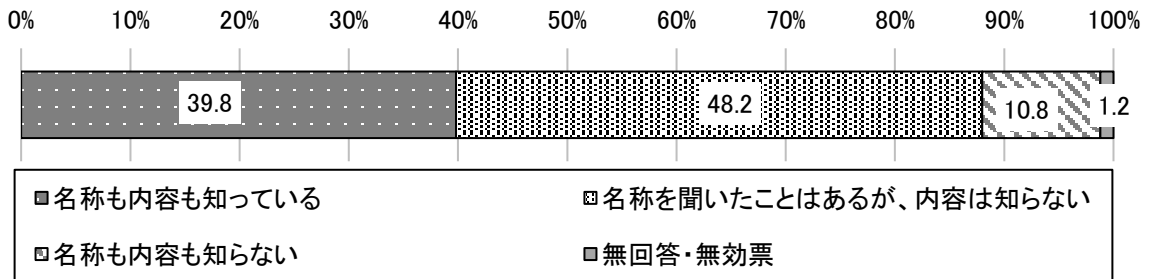


<18歳未満調査>

成年後見制度を知っているかについては、「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」または「名称も内容も知らない」の割合が約6割と高くなっています。

資料10-5 成年後見制度の認知について

n=249



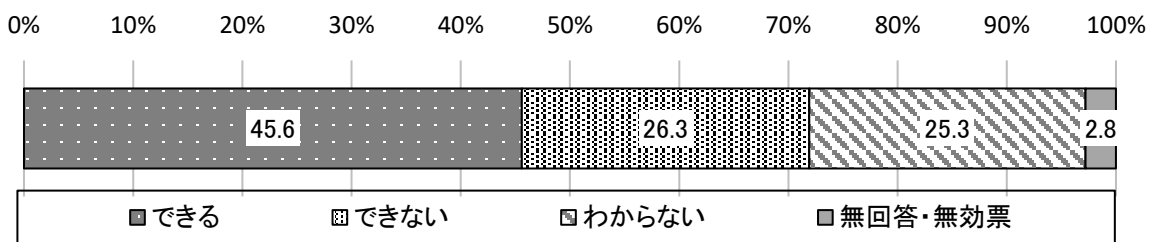
(II) 災害時について

<18歳以上調査>

火事や地震などの災害時に、ひとりで避難できるかについては、「できない」または「わからない」の割合が約5割と高くなっています。

資料11-1 災害時にひとりで避難できるかについて

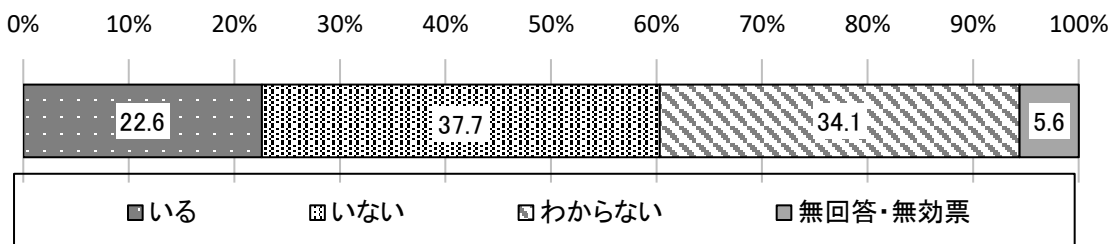
n=879



家族が不在の場合や一人暮らしの場合、災害時に、近所であなたを助けてくれる人はいるかについては、約4割が「いない」と回答しています。

資料11-2 災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所で助けてくれる人がいるかについて

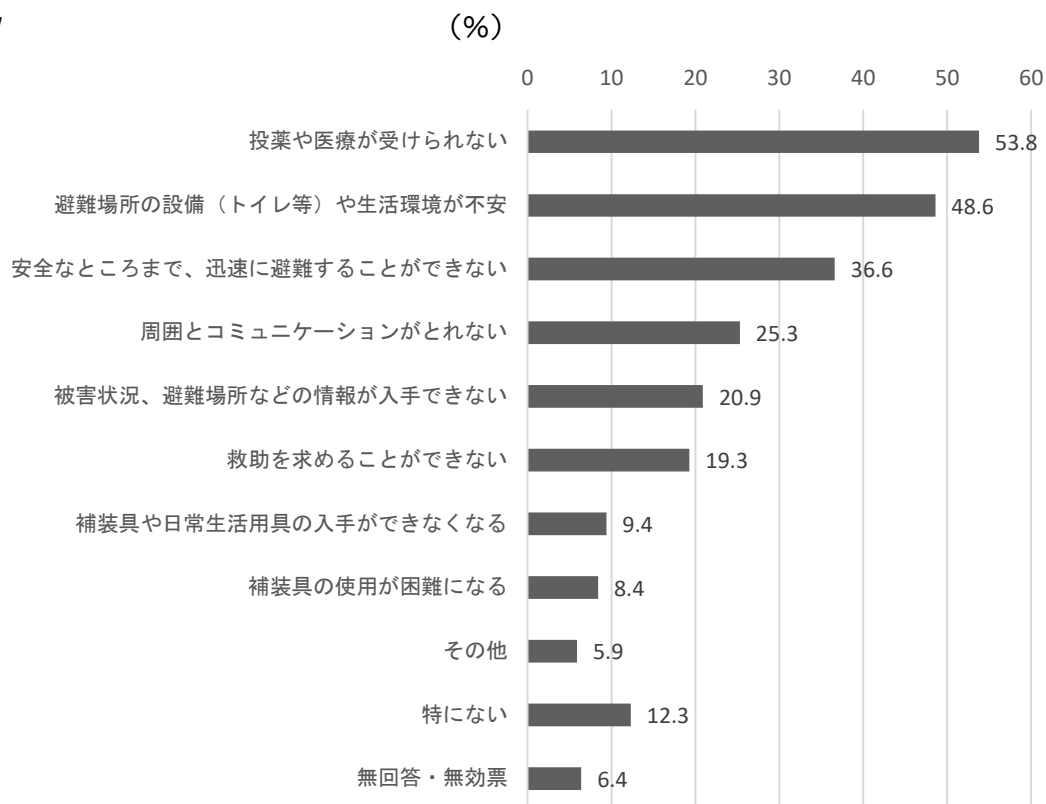
n=879



災害時に困ることがあるかについては、「投薬や医療が受けられない」の割合が最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」や「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が高くなっています。

資料11-3 災害時に困ることについて【複数回答可】

n=879

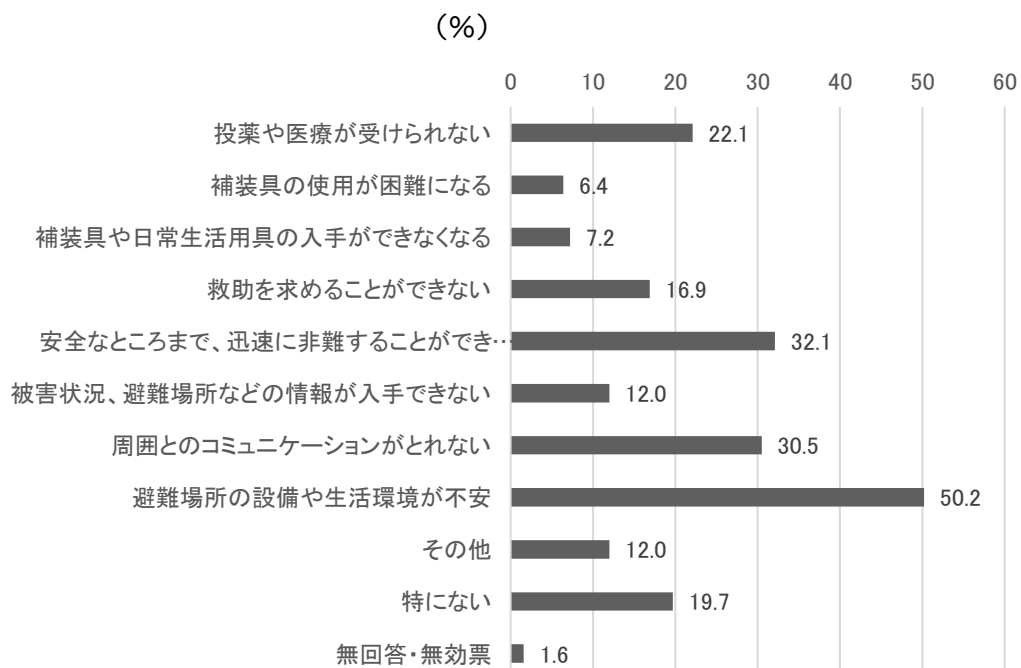


<18歳未満調査>

災害時に困ることがあるかについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」や「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が高くなっています。

資料11-4 災害時に困ることについて【複数回答可】

n=244



## 4 障害福祉サービス提供実態調査結果(概要版)

### I 調査の概要

#### (1) 調査の目的

令和6年度からの第4期鎌倉市障害者基本計画及び第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期鎌倉市障害児福祉計画を含む)策定の基礎資料として、調査を実施しました。

#### (2) 調査対象

鎌倉市内で障害福祉サービスを実施している法人等

#### (3) 調査期間

令和5年1月30日から令和5年2月6日

#### (4) 調査方法

郵送による配布・回収

#### (5) 回収状況

配布数	有効回答数	有効回収率
80 通	46 通	57.5%

#### (6) 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・各回答において、回答者数が著しく少ないもの等は、比率が動きやすく分析には適さないため、サンプル数が10より少ない項目は参考として表示し、分析から除外しています。

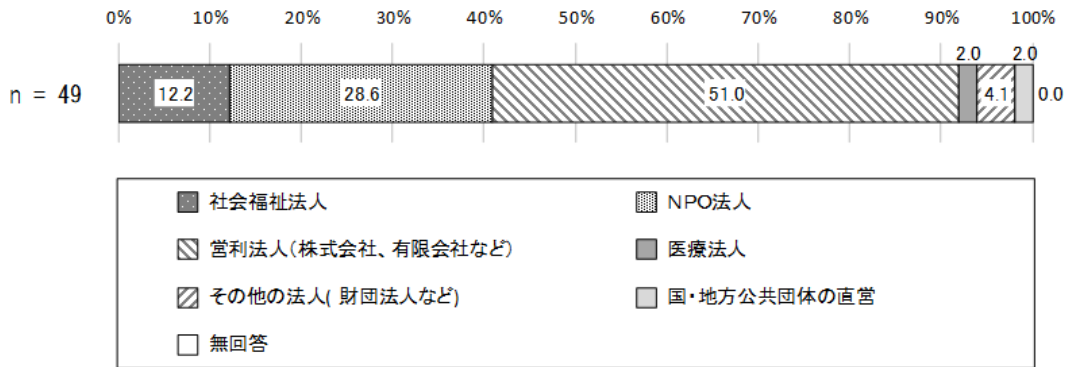
## II 調査結果

### (I) 事業所の運営状況について

法人の種類では、「営利法人(株式会社、有限会社など)」の割合が約5割と最も高く、次いで「NPO法人」が約3割、「社会福祉法人」が約1割と高くなっています。

資料1-1 法人の種類

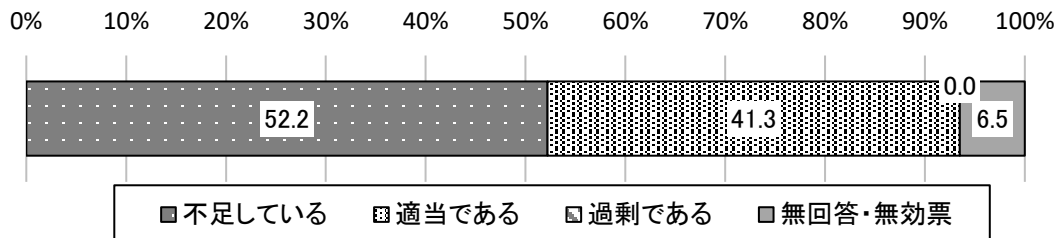
n=46



現在の職員の過不足については、「不足している」が約5割と最も高く、次いで「適当である」が約4割と高くなっています。

資料1-2 職員の過不足について

n=46



不足している職種と人数については、「ヘルパー（生活支援員、世話人等を含む）」の割合が最も高くなっています。

### 資料1-3 不足している職種と人数について

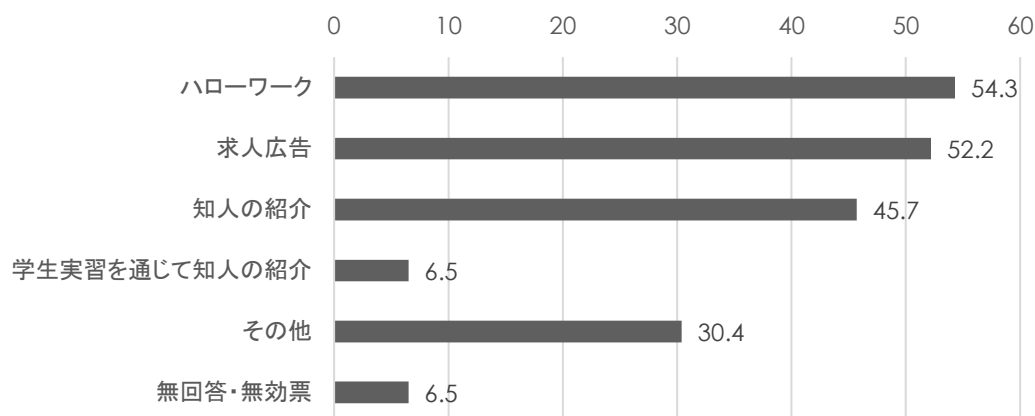
単位：人数

	不足している人数
1 ヘルパー（生活支援員、世話人含む）	18
2 介護スタッフ	3
3 サービス管理責任者	3
4 看護師スタッフ	2
5 相談支援専門員	2
6 訪問介護員	2
7 児童指導員	2
8 職業指導員	2
9 保育士	2
10 ドライバー兼務支援員	1
11 指導員	1
12 児発管	1
13 就労支援員	1
14 事務員	1

職員の採用はどのようにしているかでは、「ハローワーク」の割合が最も高く、次いで「求人広告」や「知人の紹介」の割合が高くなっています。

### 資料1-4 職員の採用方法について【複数回答可】

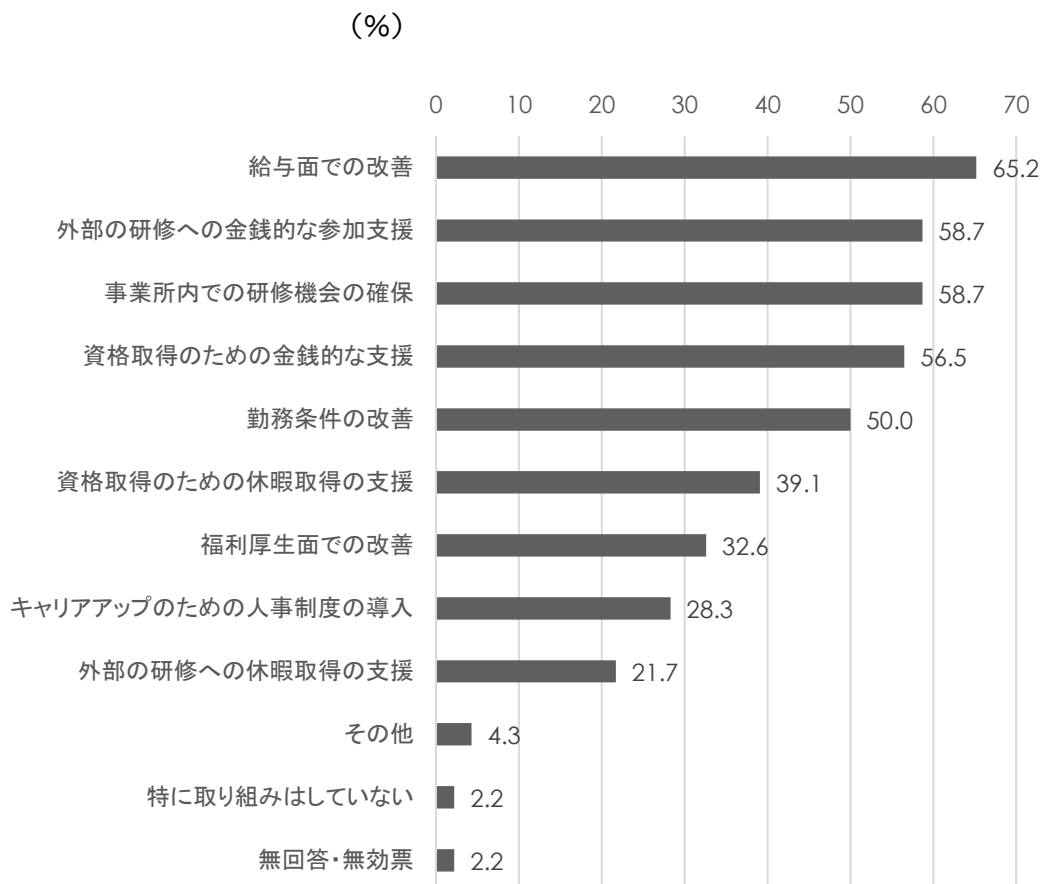
n=46



職員定着のためにやっている取り組みでは、「給与面での改善」の割合が最も高く、次いで「外部の研修への金銭的な参加支援」と「事業所内での研修機会の確保」の割合が高くなっています。

資料1-5 職員定着のためにやっている取り組みについて【複数回答可】

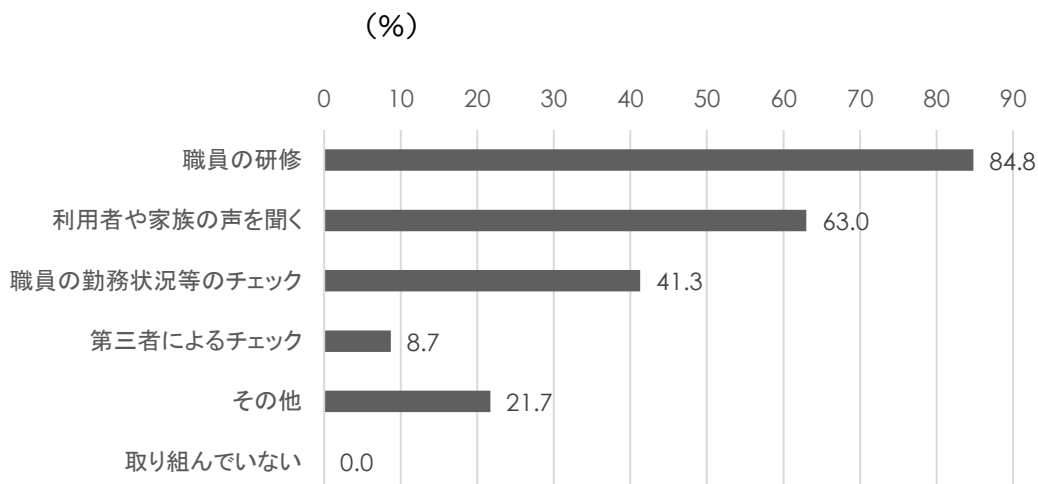
n=46



障害者の虐待防止のため、どのようなことに取り組んでいるかについては、「職員の研修」の割合が最も高く、次いで「利用者や家族の声を聞く」や「職員の勤務状況等のチェック」の割合が高くなっています。

資料1-6 障害者の虐待防止のための取り組みについて【複数回答可】

n=46

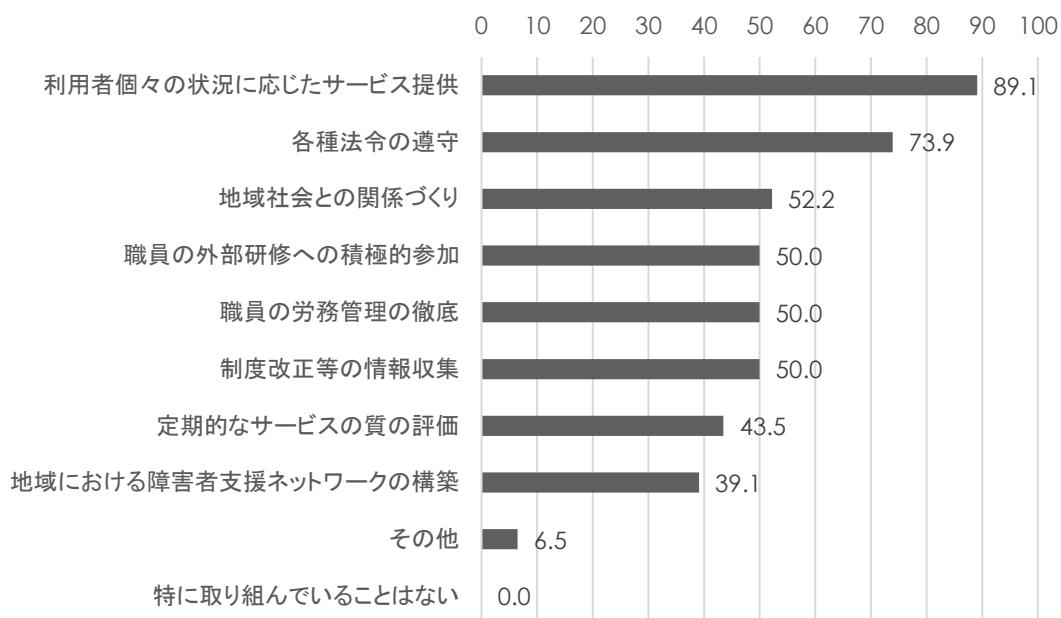


サービスの質の向上及び適正な事業運営のため、どのようなことに取り組んでいるかについては、「利用者個々の状況に応じたサービス提供」の割合が最も高く、次いで「各種法令の遵守」や「地域社会との関係づくり」の割合が高くなっています。

資料1-7 サービスの質の向上及び適正な事業運営のための取り組みについて【複数回答可】

n=46

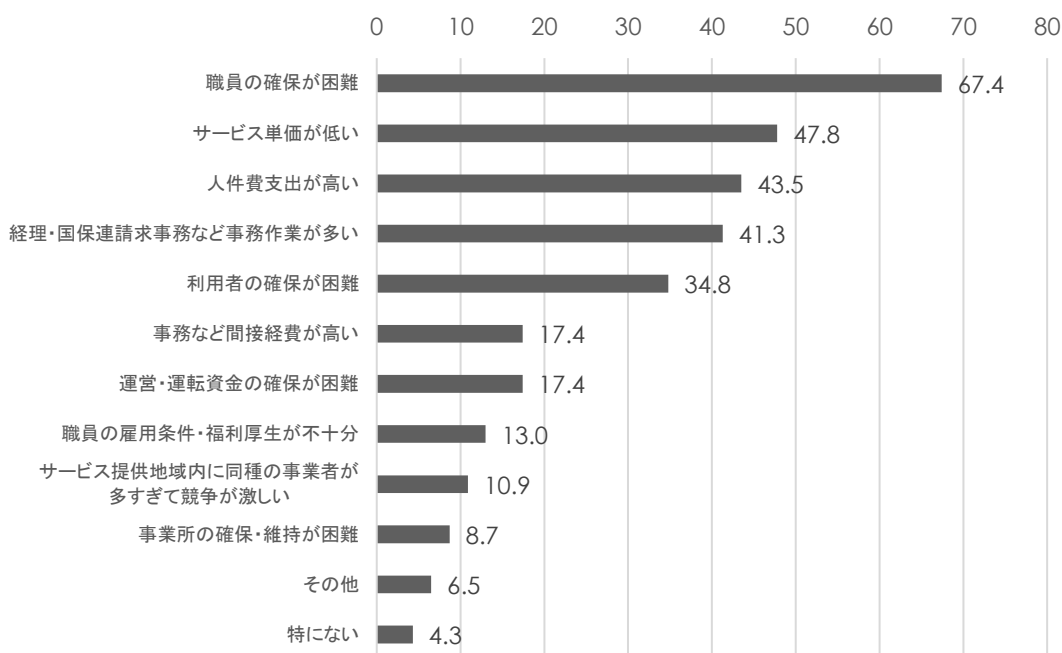
(%)



事業運営上の問題点・課題では、「職員の確保が困難」の割合が最も高く、次いで「サービス単価が低い」や「人件費支出が高い」の割合が高くなっています。

資料1-8 事業運営上の問題点・課題について【複数回答可】

n=46



(2) 事業展開について

現在提供しているサービスも含め、今後のサービス提供の方向性については、新規参入する予定のサービスでは「就労継続支援(A型)」や「就労継続支援(B型)」が最も多く、現在サービスを提供中で、事業を拡大する予定のサービスでは「共同生活援助(グループホーム)」が多くなっています。

資料2-1 今後のサービス提供の方向性について

単位：事業所数

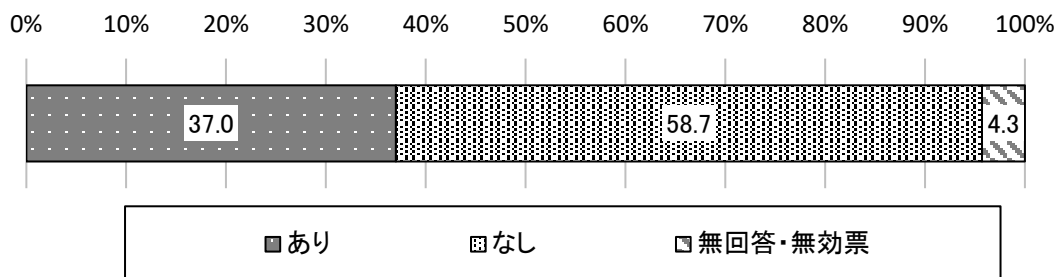
	サービスの種類	新規	拡大	現状維持	縮小	廃止	予定なし
1	居宅介護（ホームヘルプ）	0	2	12	1	0	11
2	重度訪問介護	0	0	5	3	0	13
3	同行援護	0	0	3	0	0	16
4	行動援護	0	0	3	0	0	15
5	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	17
6	短期入所（ショートステイ）	0	0	4	0	0	13
7	福祉型強化短期入所	0	0	0	0	0	17
8	生活介護	0	1	5	0	0	11
9	療養介護	0	0	1	0	0	16
10	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	17
11	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	17
12	宿泊型自立訓練	0	0	1	0	0	16
13	就労移行支援	0	2	0	0	0	17
14	就労継続支援（A型）	3	0	3	0	0	16
15	就労継続支援（B型）	3	1	2	0	0	16
16	施設入所支援	0	0	2	0	0	15
17	共同生活援助（グループホーム）	0	3	7	0	0	12
18	日中サービス支援型共同生活援助	0	0	0	0	0	17
19	地域活動支援センター	0	0	6	0	0	15
20	移動支援	0	2	4	0	0	14
21	日中一時支援	0	0	2	0	0	16
22	特定相談支援（計画相談）	1	1	7	2	0	11
23	一般相談支援（地域移行支援）	0	0	1	0	0	16
24	一般相談支援（地域定着支援）	0	0	1	0	0	16
25	児童発達支援	0	2	2	1	1	16
26	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	17
27	放課後等デイサービス	0	2	4	1	0	16
28	保育所等訪問支援	0	2	0	0	0	17
29	福祉型障害児入所施設	0	0	0	0	0	17
30	医療型障害児入所施設	0	0	1	0	0	16
31	障害児相談支援	0	1	6	1	1	13
32	就労定着支援（30年度新設）	0	0	1	0	0	17
33	自立生活援助（30年度新設）	0	0	0	0	0	17
34	居宅訪問型児童発達支援（30年度新設）	0	0	0	0	0	17
35	共生型サービス（30年度新設）	0	0	0	0	0	17



直近3年間で、新規参入・拡大を検討したサービスの有無については、「特になし」が約6割と高い一方で、約4割は「あり」と回答しています。また、新規参入を検討したサービスでは、「共同生活援助（グループホーム）」が最も多くなっています。

資料2-2 直近3年間で、新規参入・拡大を検討したサービスについて

n=46



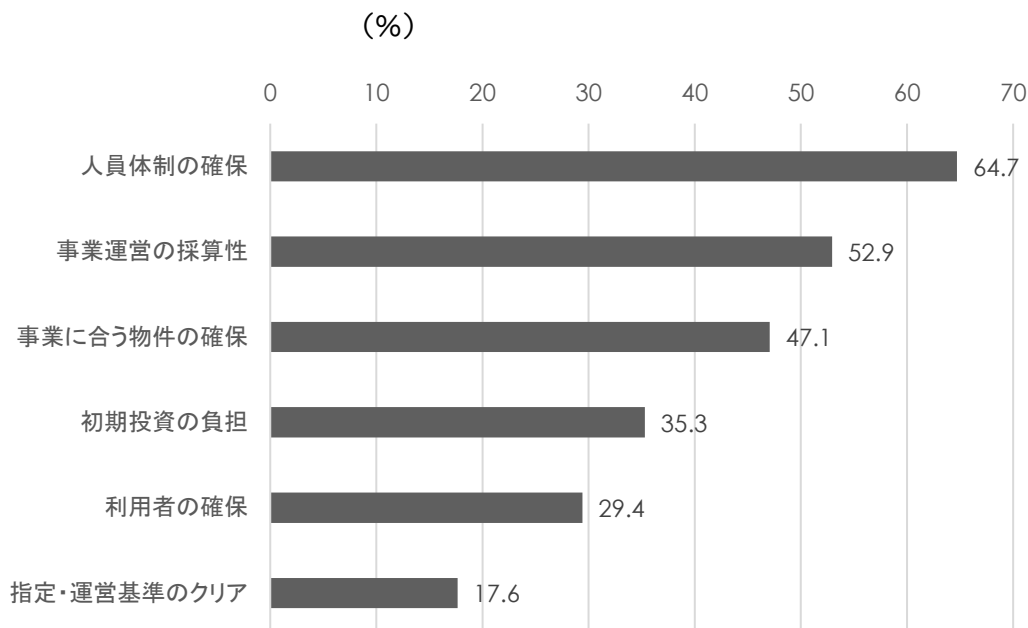
単位：事業所数

1	居宅介護（ホームヘルプ）	2
2	重度訪問介護	1
3	同行援護	0
4	行動援護	0
5	重度障害者等包括支援	0
6	短期入所（ショートステイ）	1
7	福祉型強化短期入所	1
8	生活介護	2
9	療養介護	0
10	自立訓練（機能訓練）	0
11	自立訓練（生活訓練）	1
12	宿泊型自立訓練	0
13	就労移行支援	0
14	就労継続支援（A型）	0
15	就労継続支援（B型）	1
16	施設入所支援	0
17	共同生活援助（グループホーム）	4
18	日中サービス支援型共同生活援助	0
19	地域活動支援センター	1
20	移動支援	0
21	日中一時支援	0
22	特定相談支援（計画相談）	3
23	一般相談支援（地域移行支援）	0
24	一般相談支援（地域定着支援）	0
25	児童発達支援	0
26	医療型児童発達支援	0
27	放課後等デイサービス	0
28	保育所等訪問支援	0
29	福祉型障害児入所施設	0
30	医療型障害児入所施設	0
31	障害児相談支援	0
32	就労定着支援（30年度新設）	0
33	自立生活援助（30年度新設）	0
34	居宅訪問型児童発達支援（30年度新設）	0
35	共生型サービス（30年度新設）	0

新規参入・拡大を検討した場合の課題や問題点では、「人員体制の確保」の割合が最も高く、次いで「事業運営の採算性」や「事業に合う物件（土地・建物）の確保」の割合が高くなっています。

**資料2-3 新規参入・拡大に当たっての課題や問題点について【複数回答可】**

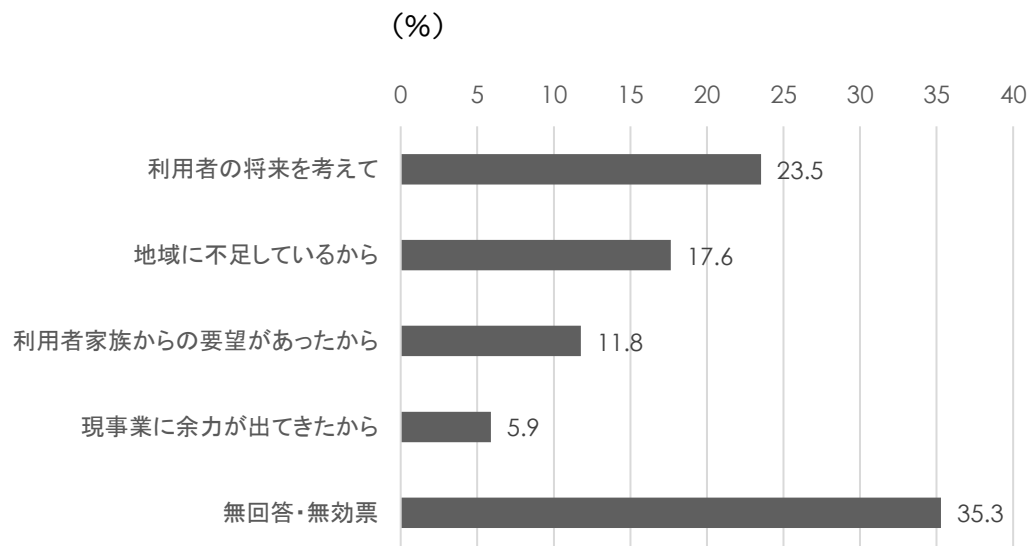
n=17



サービスの新規参入、拡大を考えたきっかけでは、「利用者の将来を考えて」の割合が最も高く、次いで「地域に不足しているから」や「利用者家族からの要望があったから」の割合が高くなっています。

**資料2-4 新規参入・拡大を考えたきっかけについて**

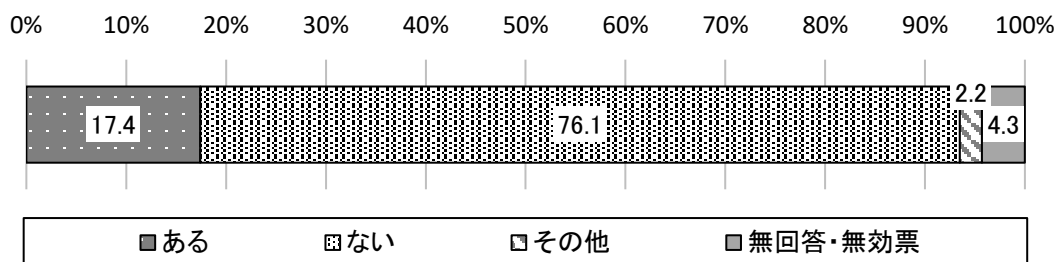
n=17



地域生活支援拠点事業への参入については、「ない」の割合が最も高くなっています。

資料2-5 地域生活支援拠点事業参入への検討について

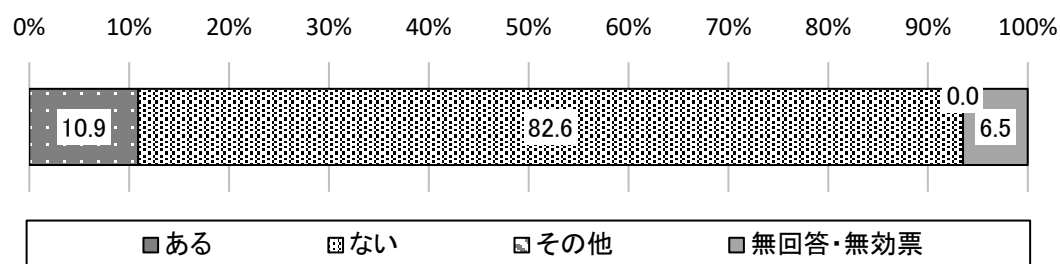
n=46



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る事業を法人内で検討しているかについては、「ない」の割合が最も高くなっています。

資料2-6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討について

n=46

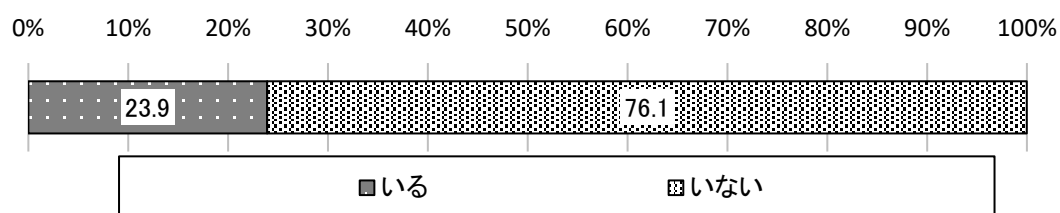


### (3) 利用者について

強度行動障害と思われる利用者があるかについては、「いない」の割合が最も高くなっています。

資料3-1 強度行動障害の利用者の有無について

n=46

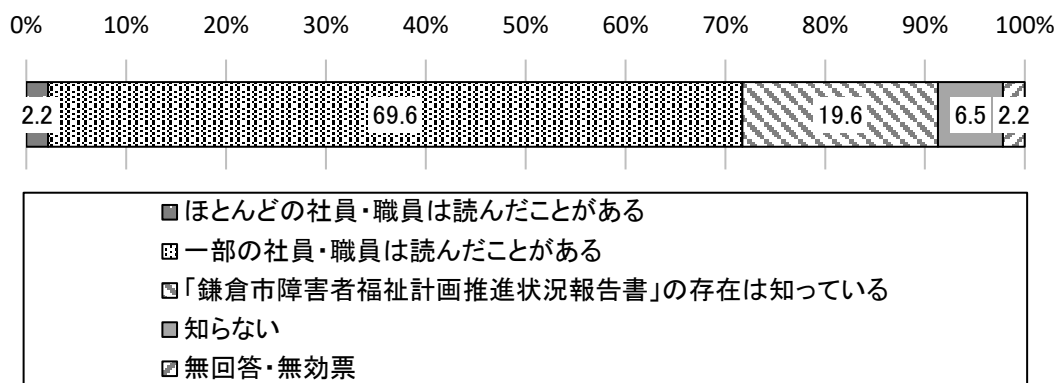


#### (4) 鎌倉市の障害福祉について

鎌倉市障害者基本計画及び鎌倉市障害福祉サービス計画に定めた個別施策や事業の推進状況をチェックするために毎年作成している「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を読んだことがあるかについて、「一部の社員・職員（管理職等）は読んだことがある」の割合が約7割と最も高く、次いで「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書の存在は知っている」が約2割、「ほとんどの社員・職員（現場レベル）は読んだことがある」が約1割となっています。

資料4-1 「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を読んだことがあるかについて

n=46



## 5 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例

平成25年6月24日条例第6号

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の障害者福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく鎌倉市障害者基本計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく鎌倉市障害福祉サービス計画の策定及び推進に関する事項

(2) その他障害者福祉施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 福祉に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌々年度の末日とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、2年とする。

付 則(平成29年3月30日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日において現に在職する委員及び同日以後最初に委嘱される委員の任期満了の日は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日とする。

## 6 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則

平成25年7月1日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例(平成25年6月条例第6号)第6条の規定に基づき、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月30日規則第56号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 7 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿

令和5年度(2023年度)

所 属 等	氏 名	備 考
社会福祉法人 横須賀市社会福祉事業団 よこすか障害者就業・生活支援センター 施設長	あきもと こうせい 秋元 孝誠	
ドクターゴン鎌倉診療所 院長	いまい かずたか 今井 一登	
一般社団法人 鎌倉市歯科医師会 常任理事	うじいえ ひろし 氏家 博	
社会福祉法人 ラファエル会 鎌倉薫風 施設長	おおた あきひろ 太田 顕博	副委員長
地域活動支援センター ひかり 施設長	かさま れいこ 笠間 玲子	
社会福祉法人聖テレジア会鎌倉療育医療センター 小さき花の園 相談支援部 係長	かねこ なおき 金子 直生	
神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科 講師	きしかわ まなぶ 岸川 学	委員長
鎌倉市肢体不自由児者父母の会 会長	こくぶ せいゆう 國分 哲勇	
社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会 あんしん生活係 主事	たかはし ゆうこ 高橋 裕子	
かまくら福祉・教育ネット	はしもと みづ子 橋本 美津子	
鎌倉清和園 施設長	はやし まさゆき 林 雅之	
神奈川県立鎌倉支援学校	ふかわ ざとし 府川 総	
就労サポートセンターねくすと 施設長	やぎ そのこ 八木 苑子	
神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健予防課長	よこみぞ ゆか 横溝 由佳	
市民	わだ なおこ 和田 直子	

(50音順・敬称略)

## 8 鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市障害者福祉計画(以下「障害者福祉計画」という。)

に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策に関する調整、調査、研究等をするため、鎌倉市障害者福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画に係る施策の推進における調整
- (2) 障害者福祉計画の改定素案の作成
- (3) 障害者福祉計画に関する事項の調査及び研究
- (4) その他障害者福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 議長 健康福祉部長
- (2) 副議長 健康福祉部次長(第7条に規定する庶務担当課等を所管する次長)
- (3) 委員 健康福祉部およびこどもみらい部内の課長及び課長代理、及び教育指導課長

2 議長は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

(職務)

第4条 推進会議は、議長が招集し会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 推進会議は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 議長は、必要に応じて推進会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会長及び部会員は、議長が指名する。

3 議長は、必要に応じ臨時部会員を置くことができる。

4 部会の会議は、部会長が議長に諮って招集し、会議の結果は推進会議に報告する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、この推進会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、決裁の日(平成19年12月28日)から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日(平成20年4月1日)から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日(平成21年4月1日)から施行する。



## 9 用語解説

用語	説明	掲載箇所
<b>あ行</b>		
ICT(情報通信技術)	ICTは「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。	基本
アウトリーチ型支援	支援が必要な人々や地域に主体的に働きかけ、支援やサービスを提供する取組のこと。	基本
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通に支障がある障害者等とその他の者に対し、障害特性に配慮した意思疎通支援のニーズに即して行う支援。	基本 7サ
意思決定支援	意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ることが可能となるように、その人を支援することやその仕組み。	基本 7サ
一般就労	障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くこと。一方で、就労継続支援事業所などで就労することを「福祉的就労」という。	基本 7サ
医療型児童発達支援	障害福祉サービスのひとつ。障害のある児童を通所させて、日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行うことと併せて、治療を行う。	基本 7サ
医療的ケア	看護師や家族が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。	基本 7サ
インクルーシブ教育	支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと。また、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること。	基本
ADHD(注意欠陥・多動症)	通常の年齢や発達に不釣り合いな注意力の欠如、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で学業や日常生活、社会的活動に支障をきたすもの。	基本
SDGs 未来都市	SDGsの理念に沿い持続可能な開発を実現しつつ経済・社会・環境の3つの側面から新たな価値を創出する取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に優れた取り組みを提案する自治体として政府から選定される都市・地域を指す。	基本 7サ
<b>か行</b>		
学習障害(限局性学習症、LD)	全般的な知的発達に遅れは見られないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。	基本

神奈川県能力開発センター	知的障害のある人に2年間の中で基礎的な技能訓練を実施し、生活習慣や労働習慣、職業人としてのマナーを体得するための訓練を行う全寮制の施設。職業能力開発法に定められた認定職業訓練を行うこと目的とした職業訓練法人として運営されている。入所には公共職業安定所（ハローワーク）に申込を行い、また宿泊型自立訓練事業のサービス利用のため、市町村より自立訓練の支給決定を受ける必要がある。	基本
基幹相談支援センター	市町村が設置する、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の取組といった役割が求められている。	基本 7サ
教育相談コーディネーター	子どもの困っている状況への気付きから支援までをスムーズにつなげるための中心的な存在。「困っている子」に関わる様々な人から情報を集め、具体的な支援をチームで考える上で、大きな役割を果たすことになる。神奈川県では、「自らの力では解決することが難しい課題（教育的ニーズ）を抱えている」すべての子どものニーズに適切に対応していく学校教育を目指す「神奈川の支援教育」の考え方に基づき「教育相談コーディネーター」を県域の公立小・中学校及び県立学校に配置している。	基本
共生型サービス	介護保険サービス事業所（障害福祉サービス事業所）が、障害福祉サービス（介護保険サービス）を提供しやすくするために設けられた制度。この制度により、障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。といったように、各地域で発生している課題の解決や掲げている目標の達成の一助となることが期待されている。	基本
共同生活援助（グループホーム）	障害福祉サービスのひとつ。共同生活が行なわれる住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行う。	基本 7サ
強度行動障害	他害（噛みつき、頭つきなど）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形で出現している状態のこと。	基本 7サ
居宅介護	障害福祉サービスのひとつ。自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	基本 7サ
居宅訪問型児童発達支援	障害福祉サービスのひとつ。重度の障害の状態等にある障害児であって、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行うもの。	基本 7サ
ケアラー	高齢、身体上又は精神上的の障害や疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。	基本
計画相談支援	障害福祉サービスのひとつ。福祉サービスの支給決定時等にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての検証を行い計画の見直し（モニタリング）やサービス事業所等との連絡調整を行い、利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するもの。	基本 7サ

圏域ネットワーク	横須賀三浦圏域(横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町)のネットワークのこと。	7サ
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。	基本 7サ
高次脳機能障害	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会行動などの認知機能(高次脳機能)に障害が起きた状態。	基本
行動援護	障害福祉サービスのひとつ。知的障害や精神障害により、自分一人で行動することが著しく困難であって常時介護を要する障害者が受けることのできる支援。主に、外出時の危険回避、外出の前後の着替えや移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。	基本 7サ
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。	基本 7サ
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。	基本 7サ
コミュニケーション障害	言語や対人スキルに問題があり、適切なコミュニケーションが難しい障害。	基本
<b>さ行</b>		
作業療法士	身体または精神に障害のある人に、医師の指示の下、手芸、工芸その他の作業を通じ、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を目的に日常生活活動や職業関連活動、その他福祉用具や住環境への適応訓練などを行う。医療のみならず福祉や教育分野などの場においても支援を行う国家資格のリハビリテーション専門職のこと。	基本
サピエ図書館	視覚障害の人や視覚による表現の認識に障害のある人に対して、日本点字図書館がシステム管理、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営するインターネット上の電子図書館。点字やデイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などを提供するネットワークとして全国の視覚障害者情報提供施設(点字図書館)や公共図書館、ボランティア団体、大学図書館などの施設や団体が加盟し、情報を必要とする多くの人へサービスを行っている。	基本
施設入所支援	障害福祉サービスのひとつ。入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	基本 7サ
自治体 SDGs モデル事業	自治体による SDGs の達成に向けた優れた取り組みを提案する都市を SDGs 未来都市として選定し、その中でも特に先導的な取組事業のことを指す。	基本 7サ
児童支援専任教諭	いじめや不登校、発達障害などの諸課題への組織的対応の中心となり、担任等への支援、関係機関や地域との連携の窓口、教育相談に関する取組などを担う教員のこと。	基本

児童発達支援	障害福祉サービスのひとつ。障害のある未就学児の日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行う。	基本 7サ
児童発達支援センター	障害児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに家族への相談や助言等を行う地域の中核的な療育支援を行う通所施設。	基本 7サ
自閉スペクトラム症(ASD)	「自閉症」「アスペルガー症候群」「広汎性発達障害」の総称。	基本
社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁(バリア)とされるもののこと。社会における事物(利用しづらい施設や設備など)、制度(利用しにくい、わかりにくい制度など)、慣行(障害のある方への思いこみなど)、観念(障害のある人への偏見など)などの社会における生活のしづらさがあたる。	基本 7サ
社会福祉協議会	社会福祉法において社会福祉に関する事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人格を持つ団体と規定。国・都道府県・市町村において組織化され(市町村においては昭和58年(1983年)に法制化)「住民の福祉活動の支援」と「住民の福祉活動の協働」を基本の柱に小地域福祉活動(小地域ネットワーク活動を含む)、総合的な相談事業、ボランティアセンターを中心としたボランティア活動の推進や当事者の組織化、また配食サービスや家事援助サービス、訪問介護など在宅福祉サービスの実施等を業務としている。	基本 7サ
重症心身障害	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害のこと。	基本 7サ
住宅確保要配慮者	障害者、高齢者、低所得者、外国人など住宅を確保することが困難な人及びその世帯。配慮者の範囲は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、省令に定められている。	基本
重度障害者等包括支援	障害福祉サービスのひとつ。介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	基本 7サ
重度訪問介護	障害福祉サービスのひとつ。重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。	基本 7サ
就労移行支援	障害福祉サービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	基本 7サ
就労継続支援	障害福祉サービスのひとつ。一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。	基本 7サ

就労選択支援	障害福祉サービスのひとつ(令和7年度(2025年度)新設)。障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。	7サ
就労定着支援	障害福祉サービスのひとつ。一般就労した障害者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をする。	基本 7サ
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。	7サ
障害児相談支援	障害福祉サービスのひとつ。障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての検証を行い計画の見直し(モニタリング)やサービス事業所等との連絡調整を行い、利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するもの。	基本 7サ
障害者虐待防止センター	市町村は、障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされている。 その具体的な業務は次のとおり。 1 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理 2 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言 3 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発	基本
障害者支援協議会	地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。	基本 7サ
障害者職業能力開発校	身体障害者や知的障害者、精神障害者等に対して、その能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための公共職業能力開発施設のこと。職業能力開発促進法第十六条に基づき国及び都道府県が設置している。	基本
障害者の定義	障害者基本法で、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。	基本
情報バリアフリー	情報通信の発展に伴い生じる高齢者、障害者等の利用面でのバリアを解消すること。	基本
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	障害福祉サービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	基本 7サ
自立生活援助	障害福祉サービスのひとつ。自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし等を始める障害者を支援する。	基本 7サ

人工喉頭	喉頭がん、咽頭がん、食道がんなどで喉頭を摘出された方、人工呼吸器の使用などで気管切開をされた障害者の発声補助器具。	7サ
心理士	臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする心の専門家。	基本
ストーマ装具	人工肛門や人工膀胱を増設した際にその開口部（ストーマ）から排泄される便や尿を貯留するための装具類。ストーマ装具は健康保険の適用外だが、身体障害者手帳所持者は日常生活用具給付事業の対象となる。	基本 7サ
生活介護	障害福祉サービスのひとつ。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	基本 7サ
生活困窮	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。	基本
成年後見制度	判断能力が十分ではない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法的に支援する制度。家庭裁判所によって選任された援助者が法律行為の同意権や取消権及び代理権をもって援助を行う。	基本 7サ
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。	基本 7サ
相談支援包括化推進員	相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務を行う者。	基本
ソーシャルスキルトレーニング	人が社会でほかの人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につける訓練のことを指す。発達障害のある子どもなどに対して効果があるとされ、学校や療育施設、病院などで取り入れられている。	基本
<b>た行</b>		
ダブルケア	子育てと親の介護が同時期に発生する状態。	基本
たん吸引器	障害や加齢による体力の低下のため、自力でたんや唾液などの分泌物を吐き出せない人の手助けをして体外へ出す装置。	7サ
短期入所（福祉型・医療型）	障害福祉サービスのひとつ。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	基本 7サ
地域移行支援	障害福祉サービスのひとつ。施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している障害者に住居の確保や日常生活に必要な相談や助言を行う。	基本
地域共生	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指すこと。	基本 7サ



地域定着支援	障害福祉サービスのひとつ。地域で一人暮らしをしている障害者と連絡体制を確保し、緊急時の相談や助言を行う。	基本 7サ
地域連携ネットワーク	地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。	基本
チック症	不規則で突発的な体の動きや発声、本人の意思とは関係なく繰り返し起きてしまう疾患。	基本
聴覚障害者用屋内信号装置	生活に不可欠な情報をフラッシュ光・振動・アラーム音に変えて知らせる装置。	7サ
通級指導教室	学校教育法施行規則に基づく、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う特別支援教育の形態。小・中学校に通う比較的障害の程度が軽い子どもが、通常の学級に在籍しながらその子の障害特性に合った「通級による指導」という個別の指導を受けるための教室。	基本
デイジー図書	デイジー (DAISY) とは、Digital Accessible Information System の略で、視覚障害や発達障害、肢体不自由その他の障害により視覚による表現の認識が困難な人のために制作されるデジタル図書の国際標準規格で製作された電子書籍の総称を指す。読みたい章やページに移動したり、再生スピードを変えたりすることができ、音声デイジー、テキストデイジー、マルチメディアデイジー等がある。	基本
同行援護	障害福祉サービスのひとつ。視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するサービス。	基本 7サ
特殊寝台	一般的には「介護ベッド」または「電動ベッド(ギャッチベッド)」と言われる。特殊寝台は、背部または脚部の傾斜角度が調整できる機能や、床板の高さが無段階に調整できる機能を持ったもの。	7サ
特別支援学級	学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害をもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。	基本
特別支援学校	学校教育法に規定され、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。視覚障害教育部門、聴覚障害教育部門、知的障害教育部門、肢体不自由教育部門、病弱教育部門、訪問教育部門など学校ごとに教育を行う部門がある。特別支援学校は在籍する幼児児童生徒に教育を行うのみならず、地域の幼稚園、小・中・高等学校に在籍する幼児児童生徒の教育に関する助言・支援などのセンター機能も担う。	基本
<b>は行</b>		
8050 問題	80 代の親が、ひきこもり状態の 50 代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のこと。	基本

発達支援コーディネーター	支援を必要とする子どもが所属する集団で必要なサポートが受けられるよう、幼稚園、保育所等において発達支援の中核となる職員。	基本 7サ
発達性協調運動障害(DCD)	自閉スペクトラム症や注意欠如多動症(ADHD)と同じ発達障害で、同じグループのものと考えたとわかりやすい。DCDは、大きな病気や怪我がないにもかかわらず、運動の不器用さが極めて大きい障害のこと。	基本
ピアサポーター	「ピア」とは「仲間」という意味。「ピアサポーター」とは、自分の精神障害や精神疾患の体験を活かし、ピア(仲間)として支え合う活動をする人たちのことを指す。「ピアカウンセリング」とは、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリング、「ピアサポート」とは「仲間同士の支え合い」を指す。	基本 7サ
福祉的就労	一般企業での就労が困難な人などが福祉的な支援を受けて就労する働き方。主に障害者総合支援法に規定される自立支援給付の就労継続支援A型事業所や就労継続支援B型事業所、また地域生活支援事業の地域活動支援センターなどにおいて生産的活動にあたる。就労継続支援A型事業所以外は雇用契約を結ばないため、各種労働関係法の適用とならず賃金ではなく工賃を得る形になる。福祉的就労は一般就労に向けた訓練の場や働くことで生きがいを持つという側面がある。	基本
腹膜透析	自宅等において腹腔内に留置したカテーテルを介し、透析液を注入し一定期間貯留させ血液中の老廃物を透析液に移動させることにより、腎不全の治療として血液浄化を行う方法。一般的に週3回医療機関に通院して行う血液透析と比べ、時間的な制約が少ないなどのメリットがある。	基本
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。	基本
ペアレント・トレーニング	保護者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得しながら、子どもとのより良い関わり方を学び、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。	基本 7サ
保育所等訪問支援	障害福祉サービスのひとつ。保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設等を訪問し、障害のある児童及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行う。	基本 7サ
放課後等デイサービス	障害福祉サービスのひとつ。学校通学中の障害のある児童を通所させて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。	基本 7サ
法定雇用率	従業員が一定数以上の規模の事業者に求められる、政令で定められる雇用すべき障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者)の割合。	基本
<b>ま行</b>		
盲ろう	目(視覚)と耳(聴覚)の両方に障害を併せもつこと。	基本
<b>や行</b>		
ユニバーサルデザイン	障害のある人だけでなく、年齢・性別・人種等にかかわらずすべての人に使いやすい製品・環境・情報のデザインを目指す考え方。	基本



要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。	7サ
要約筆記者	要約筆記は、聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。要約筆記作業に従事する通訳者のことを要約筆記者と呼ぶ。	基本 7サ
横須賀三浦圏域	横須賀三浦圏域とは、横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町のことを指す。	7サ
<b>ら行</b>		
理学療法士	怪我や高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある人に、医師の指示の下、運動機能の維持・改善、基本的動作の回復を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的療法を行う。医療のみならず福祉、教育分野などの場でも支援を行う国家資格のリハビリテーション専門職。	基本
療養介護	障害福祉サービスのひとつ。病院等の医療機関に長期間入院している障害者で、医療と併せて常時介護を必要とする人に対し、主として昼間に、次のようなサービスを提供する。 1 機能訓練(レクリエーションも含む)、療養上の管理、看護 2 食事、入浴、排せつ、着替えなど、医学的管理の下に行われる介助 3 日常生活上の相談や支援 また、療養介護サービスの一環として提供される医療行為については、療養介護医療(医療保険適用)として提供される。	基本 7サ
レスパイト	在宅で障害のある人などを介護している家族の負担軽減やリフレッシュのため、短期入所(ショートステイ)などのサービスの利用により介護の代替を受け休息等を図ることを指す。	基本 7サ

※基本 第4期鎌倉市障害者基本計画

※7サ 第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期鎌倉市障害児福祉計画)

# 平和都市宣言

われわれは、  
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、  
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、  
全世界の人々と相協力してその実現を期する。  
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、  
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日

鎌倉市

## 鎌倉市民憲章

制定 昭和 48 年 11 月 3 日

### 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

### 本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市制に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

第7期鎌倉市障害福祉サービス計画  
(第3期鎌倉市障害児福祉計画)

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

令和6(2024年)3月発行

発行:鎌倉市

編集:健康福祉部 障害福祉課

鎌倉市御成町18番10号

TEL :0467-23-3000(内線2693)

FAX :0467-25-1443